

和 気 町
一般廃棄物処理基本計画
【 ご み 処 理 基 本 計 画 】
〔改訂版〕

平成27年3月
(令和2年8月修正)

岡 山 県 和 気 町

はじめに

和気町は、水や緑豊かな自然を有しており、観光やレクリエーション、自然とのふれあいの場が多く、自然の恵みを享受できる地域を有する特性を活かし、この恵まれた自然環境の地域特性を活かしたまちづくりを現在進めています。

21 世紀は「環境の世紀」と言われ、私たちはこれまで、経済の発展に伴い、生活の利便性や物質的な豊かさを手にしてきました。その中で、排出されるごみは増加・多様化することで適正処理を困難としており、身近なところでは不法投棄や不適正処理による環境汚染の問題が、さらに、温暖化といった地球規模での問題が生じています。

こうした背景のもと、和気町のごみ処理についても、いわゆる 3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基本とした取り組みへの転換をめざし、さらなる効率的処理を行うため、備前市等との共同による広域処理を行う方針でしたが、平成 22 年 3 月の備前広域環境施設組合の解散に伴い、平成 26 年度から、単独でごみ処理を行うこととなりました。

そのため、本町では平成 22 年 12 月に生ごみの堆肥化处理、その他の可燃物の委託処理を前提としたごみ処理方針を策定し、さらに、平成 23 年 3 月に生ごみ堆肥化事業計画の策定を行うなど、具体的な取組を行ってきました。

本計画は、平成 21 年 3 月に策定した既定計画を踏まえ、こうした事業計画を総括し、かつ、ごみ処理全体の処理方針を示すものとして見直しを行ったものです。今後、本計画を基本とし、住民・事業者・行政の協働による取り組みを推進するため、効果的な施策展開を行っていくものとします。

平成 27 年 3 月

岡山県和気町

～ 目 次 ～

はじめに

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画見直しの背景と目的	1
2. 計画の位置づけと計画期間	1
3. 計画対象廃棄物	3

第2節 地域概況

1. 自然環境	4
2. 社会環境	6
3. 上位計画	9

第3節 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状	14
2. ごみ排出量	20
3. 中間処理・最終処分	23
4. ごみの性状	27
5. ごみ処理経費	29
6. ごみ処理の課題	30

第4節 ごみ処理の目標

1. 基本方針	31
2. 数値目標	32

第5節 目標達成に向けた取り組み

1. 施策の体系	38
2. 重点施策	39

第6節 排出抑制計画

1. 住民意識の向上	49
2. 協力体制の整備	50
3. 事業者意識の向上	50

第7節 再資源化計画

1. 分別収集の徹底	51
2. リサイクルの推進	51

第8節 ごみ処理計画

1. ごみ処理方法及び処理主体	52
2. 収集運搬計画	54
3. 中間処理計画	58
4. 最終処分計画	62
5. その他の計画	64

第9節 その他

1. ごみ減量化推進体制	65
2. 事業者の協力	65
3. 廃棄物再生事業者の協力	65
4. 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物	65

検討資料

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画見直しの背景と目的

和気町（以下、「本町」という。）は、平成24年3月に一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画】（以下、「既定計画」という。）を更新した。この既定計画は、循環型社会に向けたごみ処理行政の推進にあたり、ごみ排出量とリサイクル率の向上を図ることを目指し、計画目標年度を平成35年度として、ごみ排出量、再資源化量、最終処分量の目標を設定している。

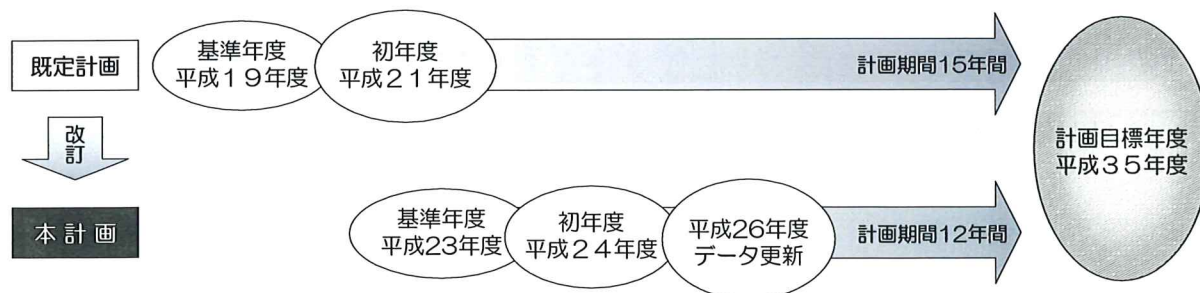
この既定計画は、和気北部衛生施設組合で行っていたごみ処理を含め、備前市等との共同による広域処理を行うことを前提としたものとしていたが、平成22年3月の備前広域環境施設組合の解散に伴い、平成26年度以降、単独でのごみ処理を行うこととなった。

平成26年度から本町では、可燃ごみ、粗大ごみを民間事業者処理委託し、生ごみは分別収集したい肥化处理している。しかしながら、民間事業者に処理委託することは、処理の安全性や継続性、災害時の運搬やバックアップ施設の確保などの懸念がある。また、委託事業者の所在地である三重県伊賀市との事前協議（平成26年2月）において、区域内で処理できる施設の整備を求められた。これを受け、平成26年6月議会、ごみ処理施設整備事業特別委員会において、町長は本町の規模に即した自前の焼却施設を早急に整備する意向を表明し、平成26年12月、同特別委員会において事業実施の方針が承認された。また、町内において、有害鳥獣による農作物の被害が深刻な状況の中、猟友会による捕獲活動及び処理等の負担軽減を目的とし、有害鳥獣処理についても、本計画に取込み、実施することとした。これらに伴い、今回ごみ処理基本計画の見直しを行った。

2. 計画の位置づけと計画期間

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により市町村が策定を義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、岡山県の計画及び本町の総合計画と整合したものである。

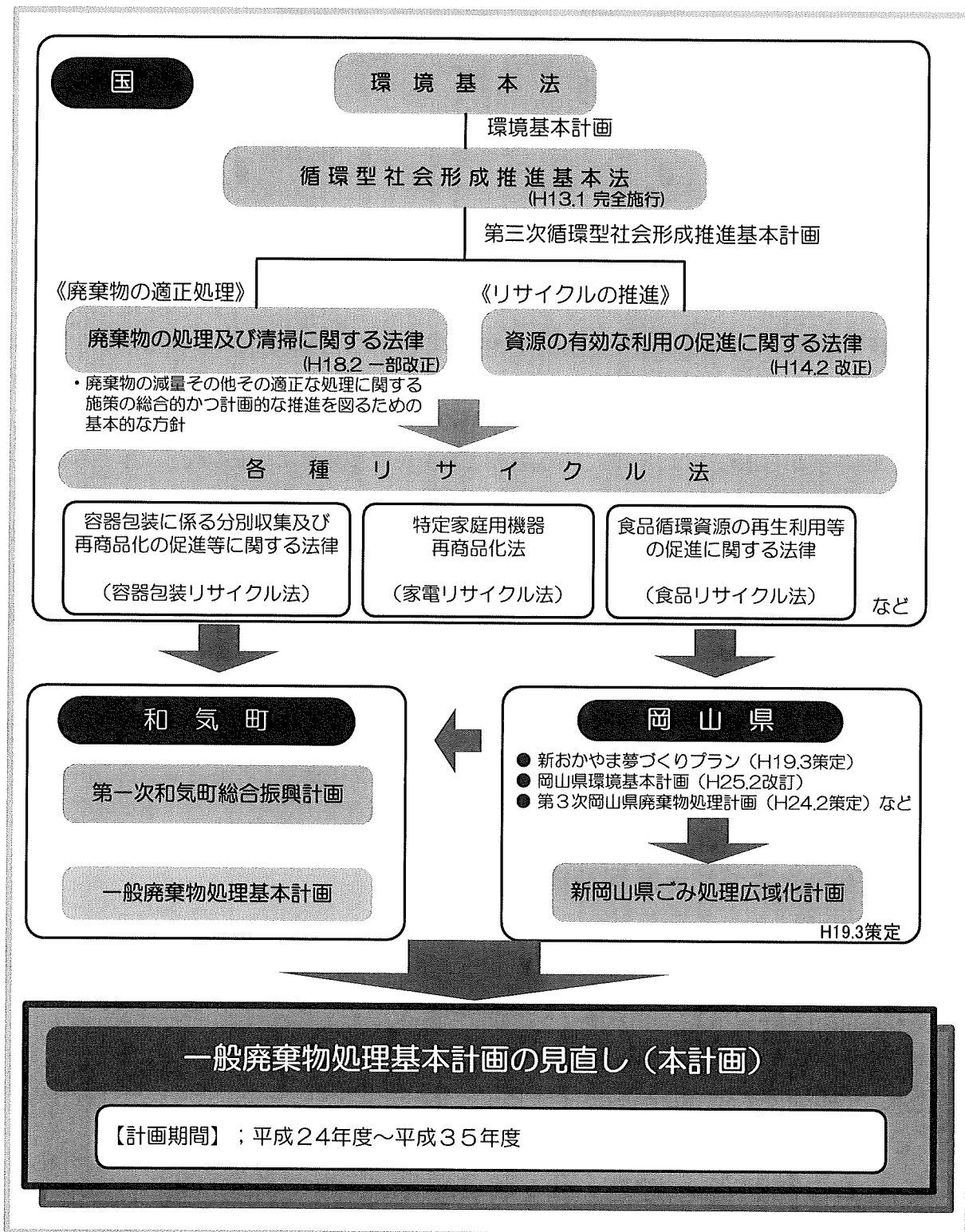
本計画は、平成23年度に作成された計画を見直し、平成26年度のデータに更新したものであり、平成35年度を目標年度とした計画である。



※基準年⇒平成23年度

基準年は、本町全域で容器包装プラスチックの分別収集を開始した平成23年度とする。

◆図表 1-1 本計画の位置づけ

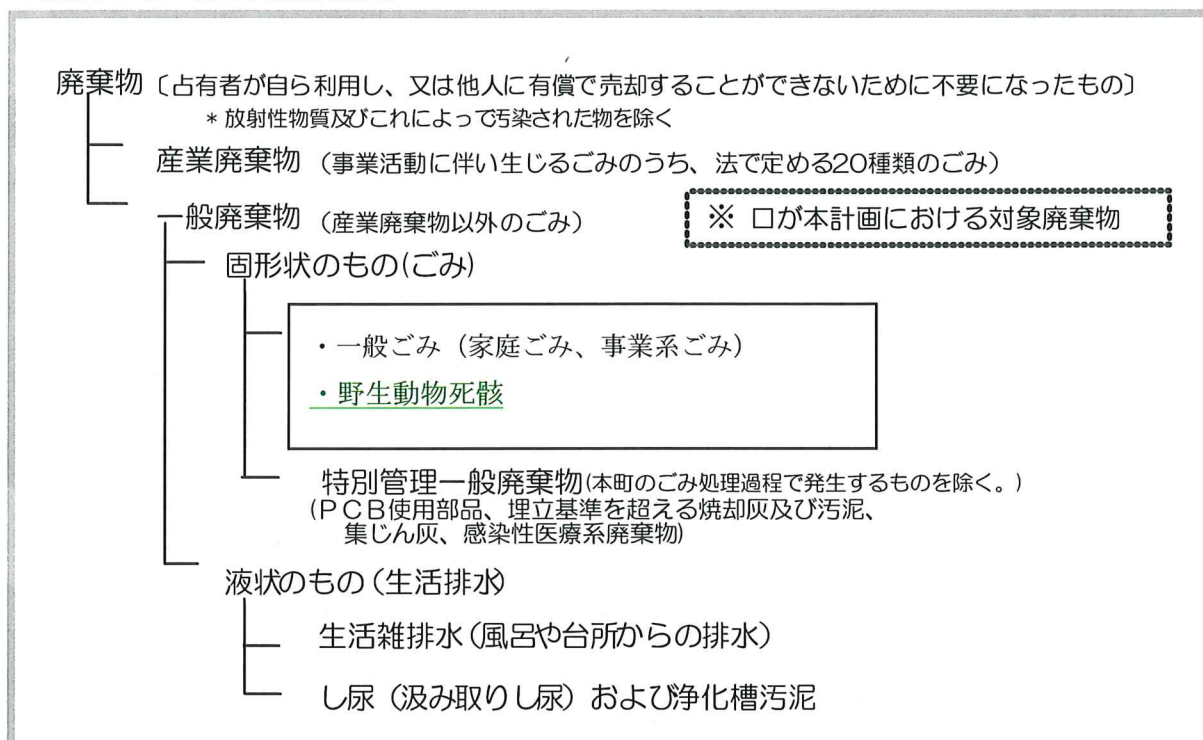


※ 法律名は略称とした。

3. 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-2 に示すとおり固形状の一般廃棄物（ごみ）とする。

◆図表 1-2 計画対象廃棄物



◆図表 1-3 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区 分	処理・処分先
家電リサイクル法 適 用 物	・家電リサイクル法に基づき、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンについては、販売店引き取りとする。
パ ソ コ ン	・資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化を行う。
処 理 困 難 物	・以下に示す品目については、販売業者などの引き取りとする。 農機具類、タイヤ、バッテリー、プロパン、酸素、アセチレン等のガスボンベ、消火器、ドラム缶、火薬類・石油類などの引火性のもの、ボイラー、バイク、ワイヤーロープなど

※放射性廃棄物について

国においては、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境汚染により人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが緊急の課題となっていることを踏まえ、平成 23 年 8 月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故より放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）を公布した。

よって、当該廃棄物についてはこの法律によるものとする。

第2節 地域概況

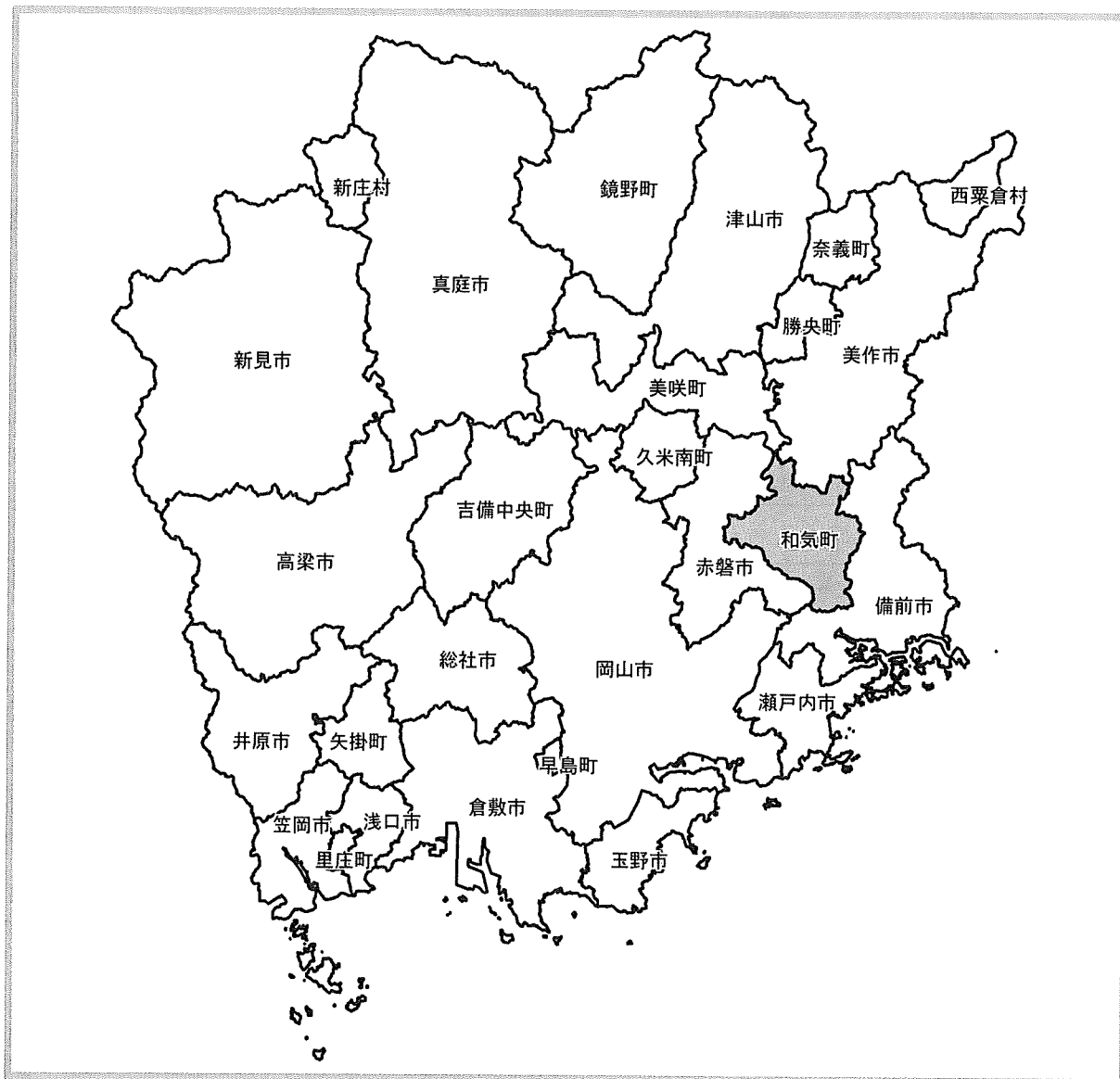
1. 自然環境

①本町の位置

本町は、岡山県の東部に位置し、備前市や赤磐市、美作市などに接している。

本町は、旧和気町と旧佐伯町が平成 18 年 3 月 1 日に合併して誕生した新「和気町」で、面積は 144.23km²である。JR 山陽本線並びに国道 374 号や山陽自動車道の整備促進により広域交通の要衝として発展している。

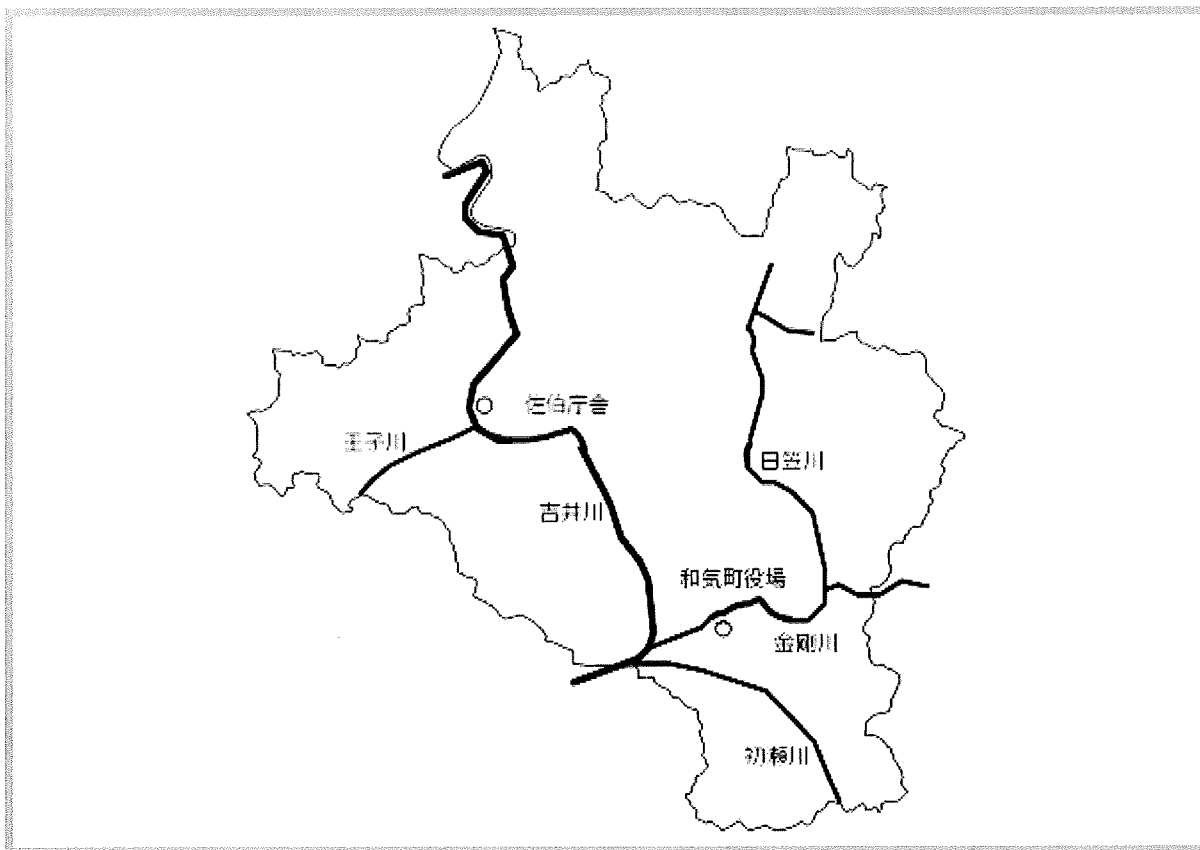
◆図表 2-1 本町の位置



②地勢

本町は、吉備高原からなる平原地帯に位置し、南北方向に吉井川が貫流している。吉井川に流れ込む支流沿いには、低地部が広がり、佐伯や和気の市街地が形成されている。

◆図表 2-2 地勢図

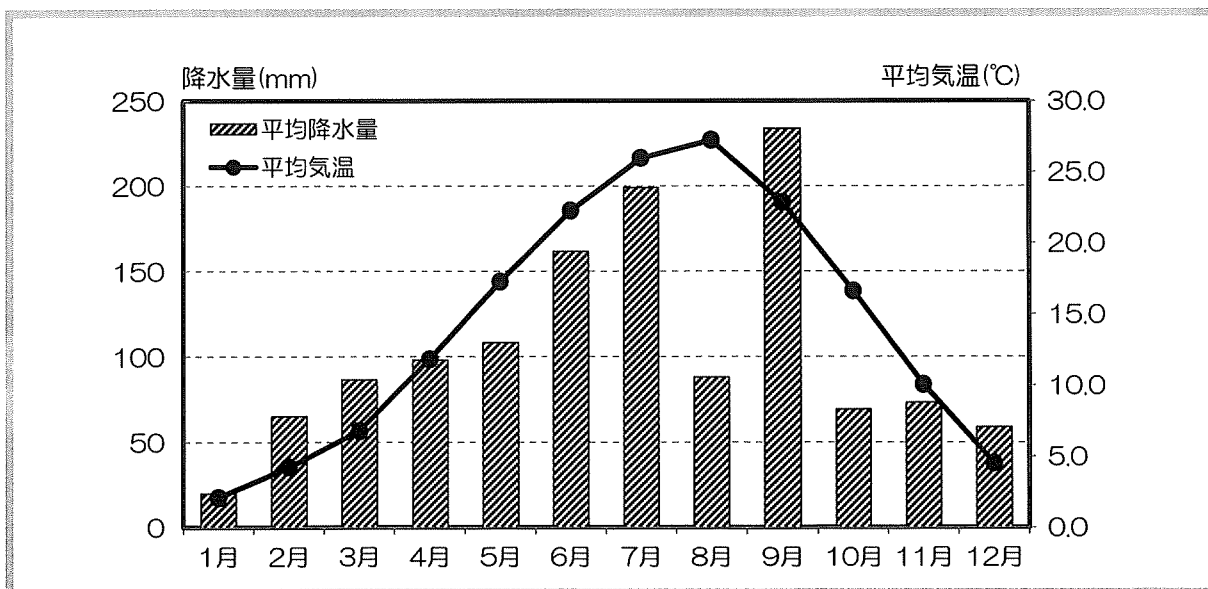


資料：「町勢要覧」

③気象

本町の気候特性は、瀬戸内海の温暖で湿潤な気候に属する。和気地域気象観測所の過去5年間（平成21～25年）の年間平均降水量は約1,250mmで、平均気温は約14℃となっている。

◆図表 2-3 気象概要（和気地域気象観測所）



注) 上記の数値は、平成21年から平成25年の平均値である。

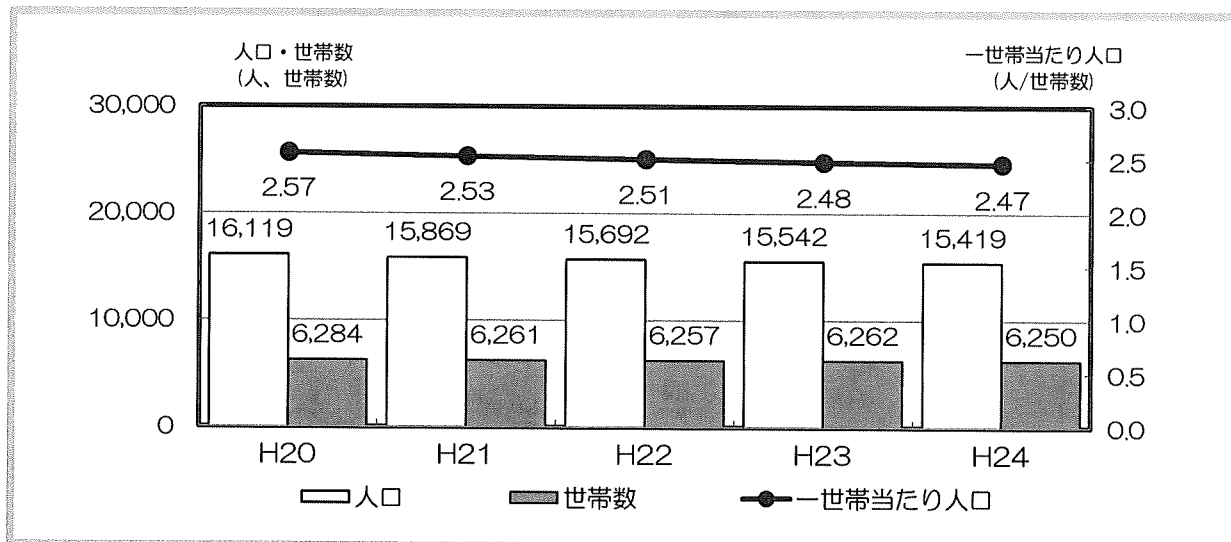
資料：気象庁のwebサイト

2. 社会環境

①人口及び世帯数

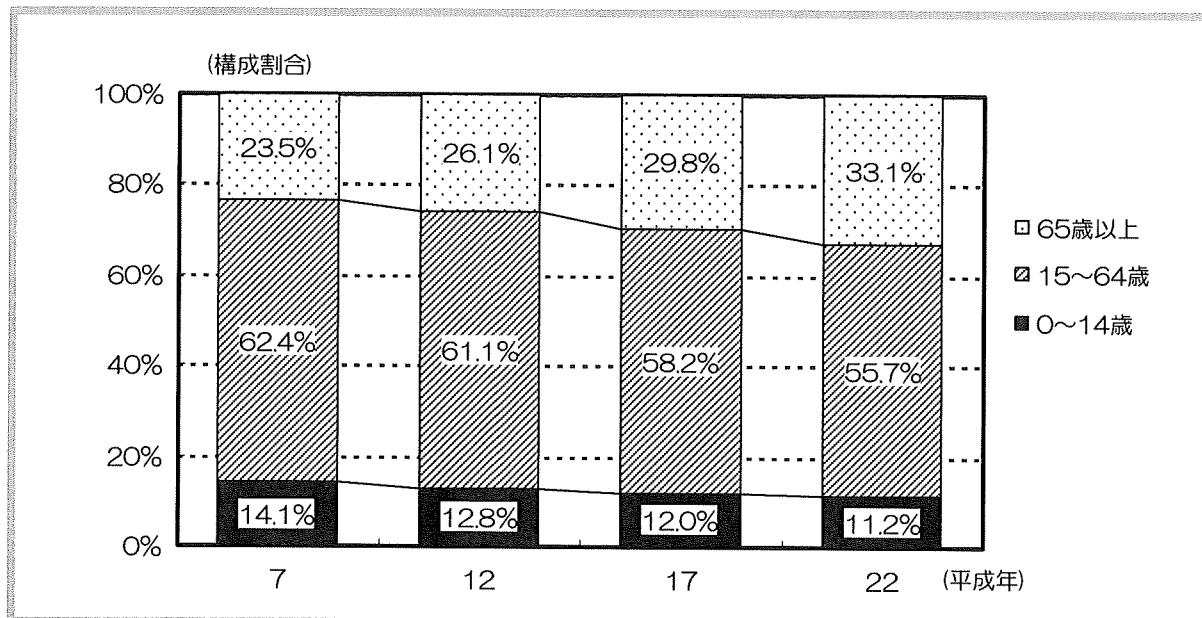
本町の人口及び一世帯当たり人口は、共に年々減少しており、平成24年では15,419人、一世帯当たりの人数は2.47人である。世帯数は、平成22年に減少し、6,250世帯である。年齢階層別人口割合は、年々65歳以上の割合が増加している。

◆図表 2-4 人口及び世帯数の推移



資料：住基データ

◆図表 2-5 年齢階層別人口の割合



資料：国勢調査

②産業

産業大分類別にみると、本町は第三次産業に支えられている傾向がみられるが、個別にみると事業所数では、卸売・小売業、飲食店が 152 事業所と最も多く、従業者数では、製造業が 1,299 人と最も多い。

◆図表 2-6 産業大分類別割合（平成 24 年 7 月 1 日）

		事業所数		従業者数	
第一次産業	農業	5	7	141	148
	林業	1		5	
	漁業	1		2	
第二次産業	鉱業	-	176	-	1,602
	建設業	83		303	
	製造業	93		1,299	
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	-	394	-	2,843
	情報通信業	3		5	
	運輸業，郵便業	15		152	
	卸売業，小売業，飲食店	152		783	
	金融業，保険業	9		89	
	不動産業，物品賃貸業	15		47	
	学術研究，専門・技術サービス業	10		28	
	宿泊業，飲食サービス業	42		248	
	生活関連サービス業，娯楽業	49		252	
	教育，学習支援業	11		22	
	医療，福祉	40		1,085	
	複合サービス事業	7		41	
	サービス業(他に分類されないもの)	41		91	
計		577		4,593	

資料：総務省統計局「経済センサスH24」

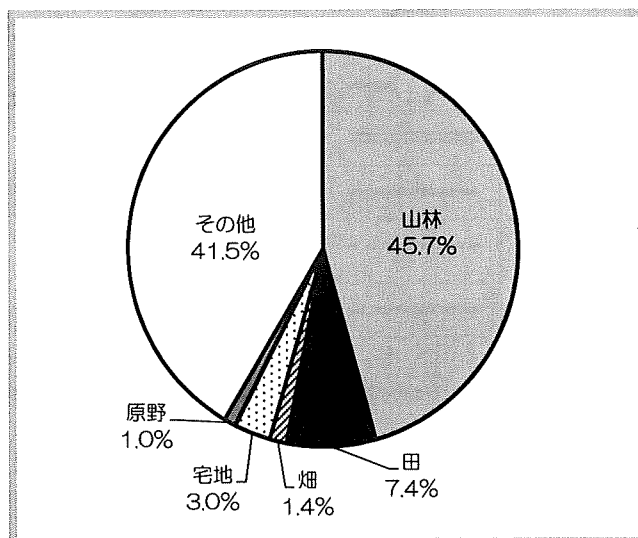
③土地利用

土地利用別面積をみると、山林が 45.7%で最も多く、次に田の 7.4%、宅地は 3.0%となっている。

◆図表 2-7 地目別面積

地目	面積(km ²)	割合
山林	65.82	45.7%
田	10.71	7.4%
畑	1.99	1.4%
宅地	4.31	3.0%
原野	1.49	1.0%
その他	59.90	41.5%
合計	144.23	100.0%

資料：本町資料

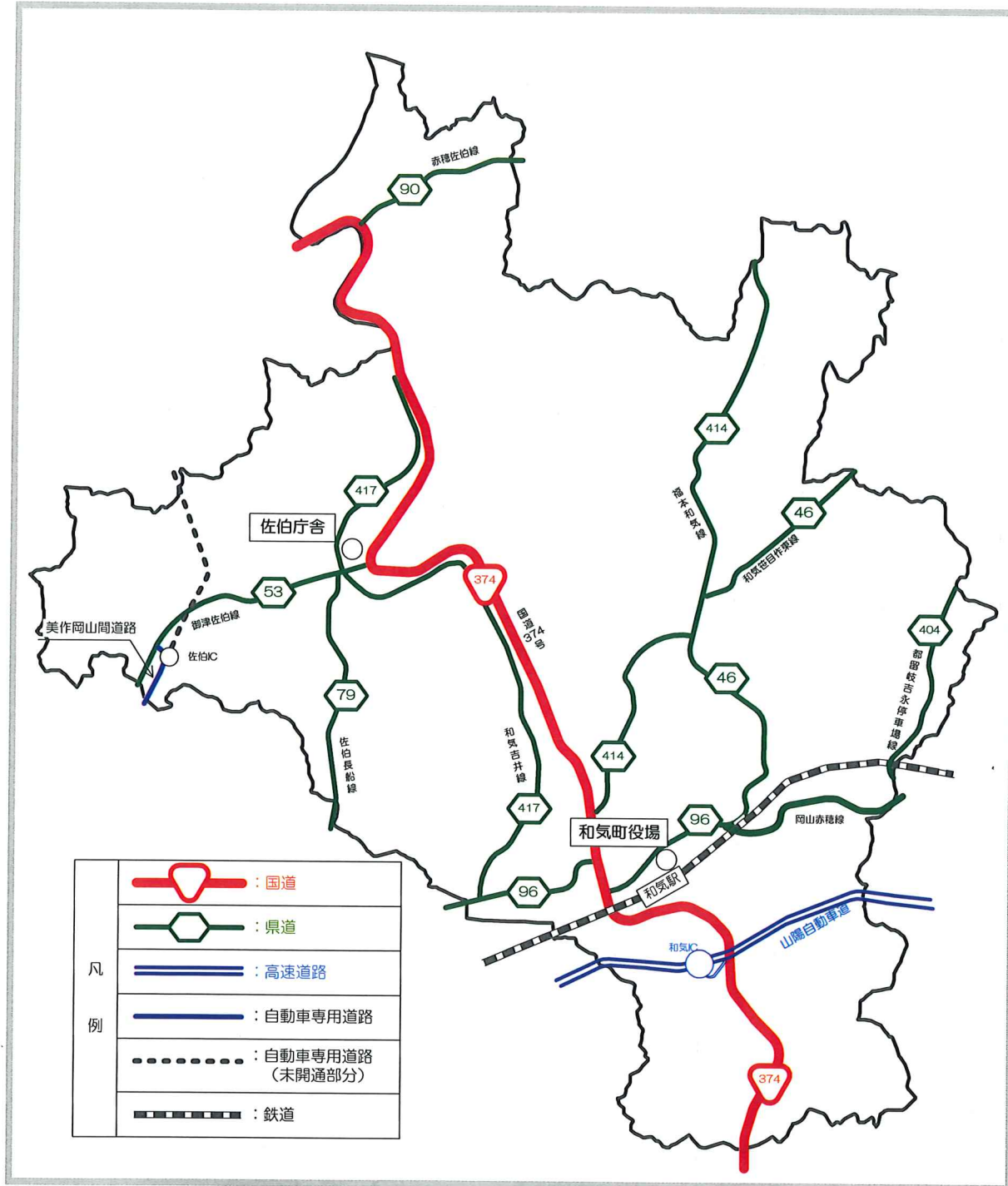


資料：本町資料

④交通

本町の道路網は、南北に通る国道 374 号と、これにつながる県道からなる。また、本町の南部には山陽自動車道が通っており、和気インターチェンジが整備されている。将来的には、旧佐伯町部分に美作岡山間道路が整備される予定である。

◆図表 2-8 交通網



3. 上位計画

①第1次和気町総合振興計画について

第1次和気町総合振興計画において、「人かがやき 共に支え合う 快適で 健やかなまち」を将来像とし、ごみ処理に関わる施策と目標を設定している。

- 計画名称：第1次和気町総合振興計画
- 策定年月：平成23年3月
- 計画期間：平成23年度～平成32年度
- 目標人口：15,000人（平成32年度）
- ごみ処理に係わる施策

○持続可能な循環型社会の構築

【目標】

指標名	現状（H19）	目標値（H32）
一人1日平均排出量	858g	855g
リサイクル率	17.8%	24.3%

【主な事業・取り組み】

主な事業・取り組み	事業概要
新たな分別回収・資源化	生ごみの分別回収・資源化を目指します。 プラスチック製容器包装の分別回収・資源化を推進します。

○自然保護の推進と美しい景観形成

【目標】

指標名	現状（H22）	H27の目標値	目標値（H32）
不法投棄の撤去件数	5件	2件	0件

【主な事業・取り組み】

主な事業・取り組み	事業概要
環境美化の推進	ごみ不法投棄に対する調査活動、監視活動を行います。
公害防止体制の整備	公害防止協定の締結、公害の監視を行います。

○環境衛生施設の整備と適正な管理運営

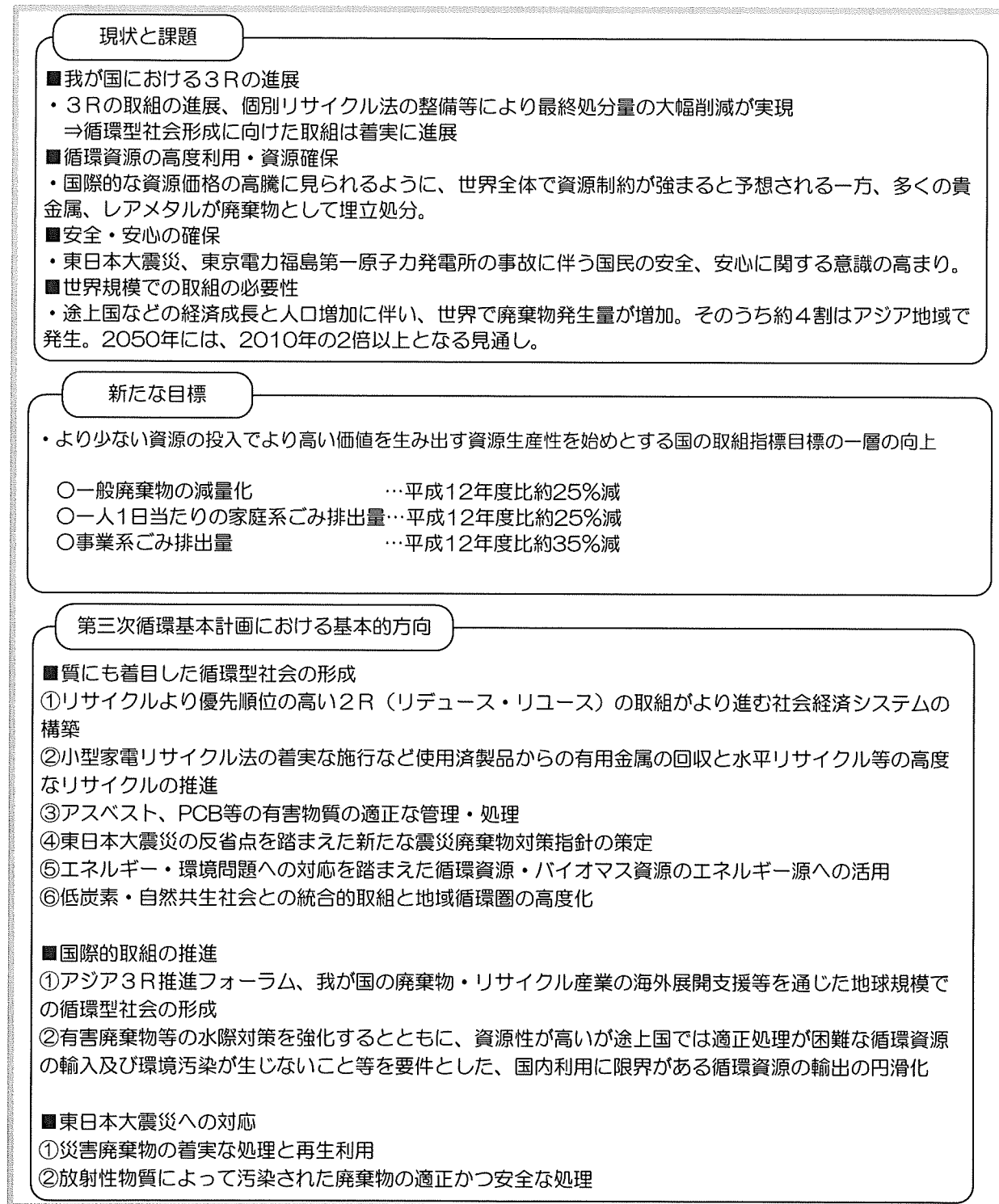
【主な事業・取り組み】

主な事業・取り組み	事業概要
ごみ処理施設の整備計画の策定と実施	本町独自のごみ処理施策の計画を策定し、実施します。
有害鳥獣等処理施設の整備	本町独自の有害鳥獣等処理施設を整備します。

②循環型社会形成推進基本計画

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成 25 年 5 月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しており、その概要は以下に示すとおりである。

◆図表 2-9 第三次循環型社会形成推進基本計画の概要



出典：環境省 第三次循環型社会形成推進基本計画の（概要）

③国の基本方針

環境省においては、平成 13 年 5 月に廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めている。

この方針は、平成 22 年 12 月に中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」等を踏まえ、平成 22 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めている。

◆図表 2-10 一般廃棄物の処理に関する目標

一般廃棄物の減量化等の目標量・・・「ダイオキシン対策推進基本指針」の「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえる。

一般廃棄物については、現状（平成 19 年度）に対し、平成 27 年度において、排出量を約 5%削減し、再生利用量を約 20%から約 25%に増加させるとともに、最終処分量を約 22%削減する。

	平成 19 年度（現状）	平成 27 年度
排 出 量	51 百万 t	5%削減 (48 百万 t)
再生利用量	10.3 百万 t (約 20%)	約 25%
最終処分量	6.4 百万 t	約 22%削減 (5 百万 t)

④廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成 25 年 5 月に廃棄物処理法に基づき、平成 25 年度から平成 29 年度までの廃棄物処理施設整備計画が策定された。この計画は、平成 22 年に改正された廃棄物処理法基本方針に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、新たに「廃棄物処理施設整備計画」を定めている。

廃棄物処理施設整備の基本的理念を以下に示す。

- 【 1 】 3 R の推進
- 【 2 】 強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- 【 3 】 地域の自主性及び創意工夫を生かした一般廃棄物処理施設の整備

◆図表 2-11 一般廃棄物に係る目標及び指標

	平成 24 年度（見込み）	平成 29 年度
ごみのリサイクル率	22%	26%
最終処分量の残余年数	20 年	20 年（維持）
ごみ焼却施設の発電効率の平均値	16%	21%
浄化槽処理人口普及率	9%	12%

⑤第3次岡山県廃棄物処理計画

岡山県では、循環型社会への転換を図ることを基本理念に、廃棄物処理法に基づいて、平成13年度に「岡山県廃棄物処理計画（平成13年度～平成17年度）」を策定し、平成18年度に「第2次岡山県廃棄物処理計画（平成18年度～平成22年度）」を策定している。平成24年2月に平成23年度から平成27年度の5年間の「第3次岡山県廃棄物処理計画」を策定し、新たな目標を示している。

<基本理念>

- ◎ 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- ◎ 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

<基本方針>

- ①排出者（事業者）責任の徹底・強化
- ②排出抑制と循環的利用の推進
- ③適正処理の推進
- ④廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
- ⑤廃棄物情報の共有化と相互理解

◆図表 2-12 一般廃棄物に係る目標

	現状【平成21年度】	目標【平成27年度】
総排出量	971g	一人1日当たりの排出量を935g
リサイクル率	26.0%	32.7%
最終処分量	155.8t/日	130t/日

注1) 総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

注2) 資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

注3) リサイクル率＝資源化量÷総排出量×100

注4) リサイクル率については、エコビジョン2020の努力目標値を踏まえた県全体の目標値である。

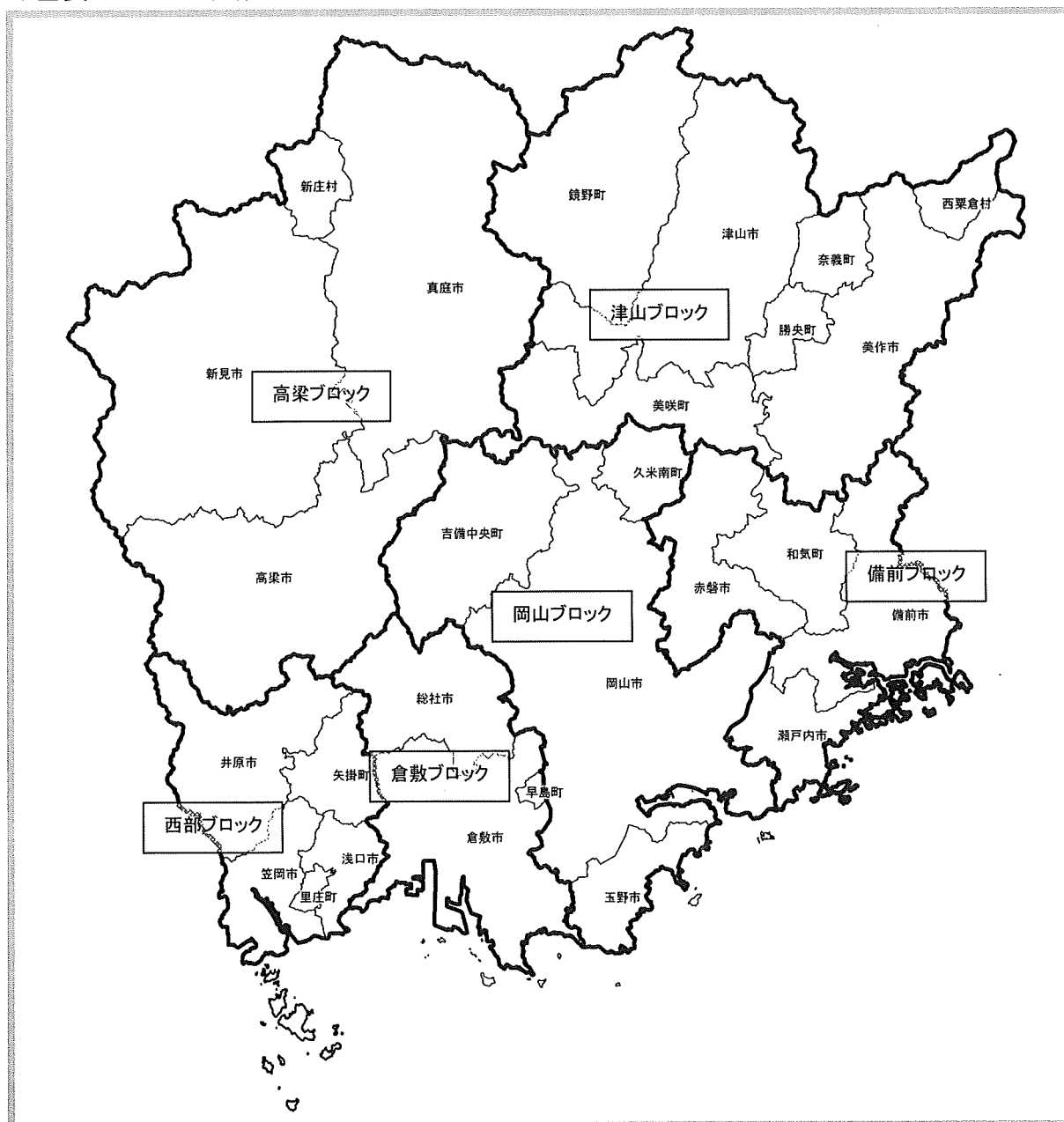
⑥新岡山県ごみ処理広域化計画

岡山県では、市町村の行うごみ処理について、県下を6ブロックに分けた広域的な施設整備を図る「岡山県ごみ処理広域化計画」を平成10年3月に策定した。しかし、市町村合併が進められたことから、広域化ブロックと市町村区域の間に不整合が生じていること、処理技術が格段に進展していることなどから、平成19年3月に構成市町村のブロック割り等の見直しを行った「新岡山県ごみ処理広域化計画」を策定した。

<基本方針>

- | | |
|-------------------|-------------|
| ①排出抑制を前提とした広域化の推進 | ②適正処理の確実な推進 |
| ③ダイオキシン類対策の徹底 | ④総合的なリサイクル |
| ⑤最終処分場の確保 | ⑥公共事業費の縮減 |

◆図表 2-13 広域化ブロックの枠組み



第3節 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状

①ごみの分類

家庭から発生したごみ（以下「収集ごみ」という。）の分別種類は、大きく分けて、①可燃物、②紙類・布類、③廃食用油、④かん類、⑤びん類、⑥ペットボトル、⑦白色トレイ、⑧プラスチック製容器包装、⑨粗大ごみに分けられる。収集しないごみは、専門の処理業者又は販売店などによる引き取りを原則としている。事業活動に伴って発生したごみの分別種類は、収集ごみに準拠した形となっている。

◆図表 3-1 収集ごみの分類

分別種類		具体的な品目
可燃物		紙くず、ゴム類、革製品、ぬいぐるみ、ハンカチ、乾燥剤、紙オムツなど
資源 化物	紙類・布類	新聞紙・チラシ、雑誌・カタログ、ざつ紙（菓子箱など）、ダンボール、牛乳パック、古着など
	廃食用油 （天ぷら油）	てんぷら油（植物性油）
	かん類	飲料用缶、小さいなべ、鍋焼きうどんなどのアルミ箔、粉ミルク缶、スプレー缶、使い捨てライター、缶詰の空き缶、金属のふた、菓子缶、金属側のマジック、カミソリ、廃乾電池など
	びん類	無色透明のびん、茶色のびん、青色・黒色・緑色のびん、蛍光灯、その他びん類（化粧のびん、電球、ガラスコップ、窓ガラス、眼鏡など）
	ペットボトル	飲料用・酒類用・醤油用のペットボトル
	白色トレイ	両面白色の回収できるトレイ
	プラスチック製 容器包装	卵パック、カップ類、色付トレイ、ボトル、お菓子の袋、包装用フィルム類、キャップ類、緩衝材、発泡スチロールなど
	生ごみ	調理くず、残飯、貝がら、切り花、冷凍食品など
粗大 ごみ	持ち込み できるもの	ラジオ、レンジ、こたつ、パネルヒーター、掃除機、炊飯器、扇風機、ポット等の家庭用電気製品、ガス湯沸器、ストーブ、自転車、三輪車、換気扇、テーブル、椅子、ふとん、たたみ、ソファ、鍋、パソコン、携帯電話など
	持ち込み できないもの	テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、風呂釜、農機具類、タイヤ、ピアノ、流し台、ガスボンベ（プロパン）、家庭用消火器、ドラム缶、ボーリングの球、車やバイクの交換部品、生ごみ処理機など

資料：「平成 26 年度 和気町家庭ごみと資源化物の分け方、出し方」

②収集体制

家庭から分別して出されたごみは、町が委託する業者が収集している。

事業活動に伴って発生したごみは事業者自らが搬入するか、可燃物の場合は本町の許可した収集運搬業者に委託して処理施設に搬入している。

◆図表 3-2 収集体制（平成 26 年 4 月以降）

区分	ごみ種類		項目
収集頻度	可燃物		週2回
	資源化 物	紙類・布類	月1回
		廃食用油（天ぷら油）	月1回
		かん類	月1回
		びん類	月1回
		ペットボトル	月1回
		白色トレイ	月1回
		プラスチック製容器包装	月2回
	粗大ごみ		年1回（随時持ち込み）
ごみの出し方・場所	可燃物		指定袋で指定場所に出す
	資源化 物	紙類・布類	紙類はヒモで十字にくくって、布類は透明な袋に入れて、びん類収集場所に出す
		廃食用油（天ぷら油）	指定場所にある町指定容器（ポリ容器）に移す
		かん類	指定袋、または指定札をつけて指定場所に出す
		びん類	収集場所に置かれているコンテナ（プラスチックの箱）へ5種類に分別して入れる
		ペットボトル	指定場所に出す
		白色トレイ	指定場所に出す
		プラスチック製容器包装	集積場所にセットしている回収袋に移す
	粗大ごみ		指定札をつけて指定場所に出す
収集方法	可燃物		本町による収集
	資源化 物	紙類・布類	本町（委託）による収集
		廃食用油（天ぷら油）	本町（委託）による収集
		かん類	本町による収集
		びん類	本町による収集
		ペットボトル	本町による収集
		白色トレイ	本町による収集
		プラスチック製容器包装	本町（委託）による収集
	生ごみ		本町（一部委託）による収集
	粗大ごみ		本町（一部委託）による収集

可燃物について、収集頻度をみると各地区 2 回/週であり、2 台の収集車で収集している。

◆図 3-3 可燃物の収集体制

		月	火	木	金
収集地区	和気地域	日笠地区 坂本・田ヶ原・宿北の一部 (県道和気・笹目・作東線付近) 泉 大田原 県住 本荘地区 石生地区	働 吉田 奴久谷・飼葉 坂本・田ヶ原・宿北の一部 (県道和気・笹目・作東線付近を除く) 和気地区	日笠地区 坂本・田ヶ原・宿北の一部 (県道和気・笹目・作東線付近) 泉 大田原 県住 本荘地区 石生地区	働 吉田 奴久谷・飼葉 坂本・田ヶ原・宿北の一部 (県道和気・笹目・作東線付近を除く) 和気地区
	佐伯地域		全域		全域
車両		2 台		3 往復	

本町では、ごみの減量化、リサイクル促進などの目的のため、可燃物は指定袋、かん類は指定袋または指定札をつけて排出することとしている。

平成 26 年度における手数料は、指定袋が 1 枚あたり 45 円 (45L)、30 円 (30L)、20 円 (20L)、指定札が 1 枚あたり 40 円、施設への持込みが 10kg 当たり 100 円 (事業系ごみは、10kg 当たり 150 円) となっている。

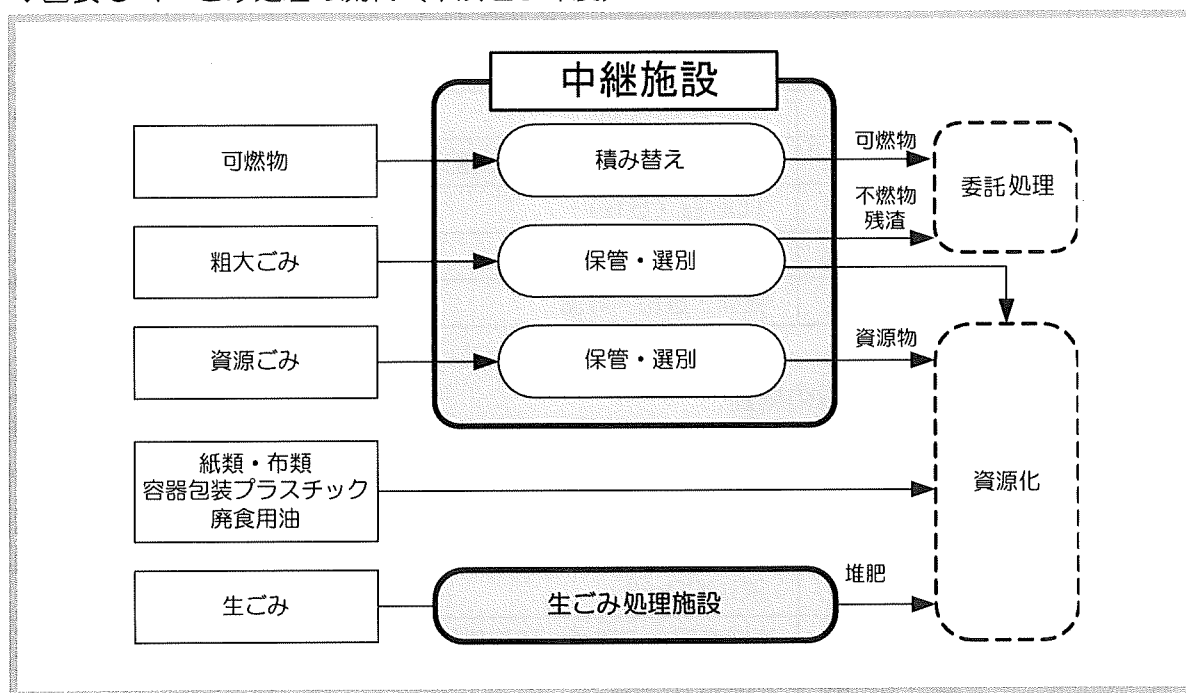
③ごみ処理の流れ

本町のごみは、一部を除き本町のクリーンセンターに搬入し、処理処分している。

クリーンセンターでは、中継施設として収集した可燃物と粗大ごみを積み替えて委託処理している。また、資源ごみ（かん類、びん類、ペットボトル、白色トレイ）は、同施設で一時貯留し、業者に引き渡して再生している。

その他、紙類・布類、廃食用油、プラスチック製容器包装及び生ごみは本町が委託した業者が回収している。

◆図表 3-4 ごみ処理の流れ（平成 26 年度）



④ごみ処理施設の概要

本町が排出するごみを処理する本町のクリーンセンターの概要は、次のとおりである。

本町のクリーンセンターは、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及び埋立処分地施設を併設している施設であるが、ごみ焼却施設及び粗大ごみ施設は休止中であり、埋立処分地施設は埋立容量が完了している。現在、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設において、ごみの積み替え作業のみを行っている。

◆図表 3-5 ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の概要

施 設 名	和気町 クリーンセンター	
所 在 地	岡山県和気郡和気町益原 1512-3	
敷 地 面 積	約 42,300m ²	
竣 工 年 月	平成 6 年 3 月	
処理能力	ご み 焼 却 施 設	40t/日 (20t/16h×2 基)
	粗大ごみ処理施設	10t/日 (5 h)
処理方式	ご み 焼 却 施 設	ストーカー式
	粗大ごみ処理施設	破碎・選別・貯留

◆図表 3-6 埋立処分地施設の概要

施 設 名	和気町 クリーンセンター	
所 在 地	岡山県和気郡和気町益原 1512-3	
埋 立 面 積	5,700m ²	
埋 立 容 量	26,000m ³	
処 理 対 象 物	焼却処理後の残渣、破碎処理後の不燃物	
竣 工 年 月	平成 6 年 3 月	
浸出水処理施設	処理方式	接触酸化＋凝集沈殿処理＋砂ろ過処理＋重金属処理
	処理能力	45m ³ /日

和気町生ごみ資源化センター

和気町クリーンセンター

和気町庁舎

和気町役場

和気駅

和気C

美作岡山間道路

御津佐伯線

佐伯C

赤穂佐伯線

和気吉井線

和気長船線

和気目作家線

岡山赤穂線

山陽自動車道

374

90

417

414

46

53

79

96

404

和気町

凡 例		：国道
		：県道
		：高速道路
		：自動車専用道路
		：自動車専用道路 （未開通部分）
		：鉄道

2. ごみ排出量

①年間排出量

本町で排出される年間ごみ量は、平成 16 年度の 4,673t からおおむね減少傾向にあり、平成 25 年度は 3,686t である。

そのうち、収集ごみの可燃物をみると、収集ごみは平成 20 年度以降大きく減少しており、平成 19 年度に比べ平成 25 年度では約 700t 減少している。一方、直接搬入ごみは、過去 6 年間は 1,600t 前後で横ばいである。

◆図表 3-8 ごみ排出量の推移

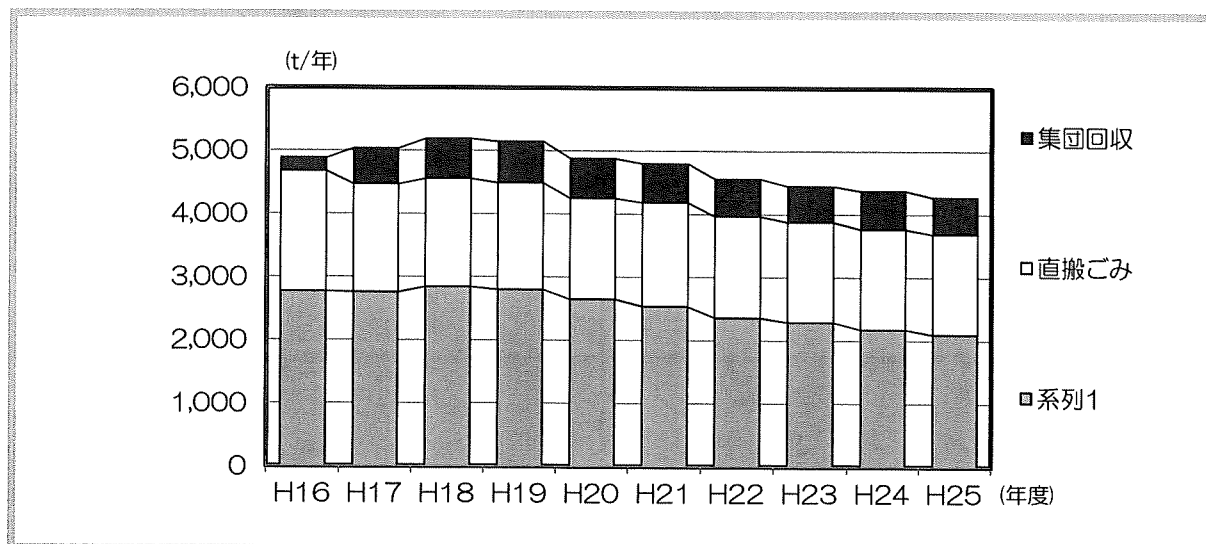
単位：t

	H16	H17	H18	H19	H20
行政区域内人口（外国人含む）	16,781	16,644	16,509	16,334	16,119
計画区域内人口（外国人含む）	16,781	16,644	16,509	16,334	16,119
収集	可燃物	2,578	2,557	2,620	2,483
	うち白色トレー+ペットボトル	8	8	12	15
	粗大ごみ	25	28	22	15
	資源化物	169	172	156	151
	小計	2,772	2,757	2,798	2,649
直搬	搬入可燃物	1,714	1,546	1,491	1,352
	搬入資源化物粗大ごみ	187	162	200	246
	小計	1,901	1,708	1,691	1,598
合計	4,673	4,465	4,554	4,489	4,247
集団回収	570	632	655	631	618

	H21	H22	H23	H24	H25
行政区域内人口（外国人含む）	15,869	15,692	15,542	15,419	15,214
計画区域内人口（外国人含む）	15,869	15,692	15,542	15,419	15,214
収集	可燃物	2,387	2,219	2,018	1,946
	うち白色トレー+ペットボトル	18	18	25	23
	粗大ごみ	11	12	13	10
	資源化物	138	128	122	120
	小計	2,536	2,359	2,178	2,099
直搬	搬入可燃物	1,479	1,481	1,487	1,496
	搬入資源化物粗大ごみ	164	124	101	91
	小計	1,643	1,605	1,588	1,587
合計	4,179	3,964	3,878	3,766	3,686
集団回収	597	571	607	582	563

資料：本町資料

◆図表 3-9 ごみ排出量の推移

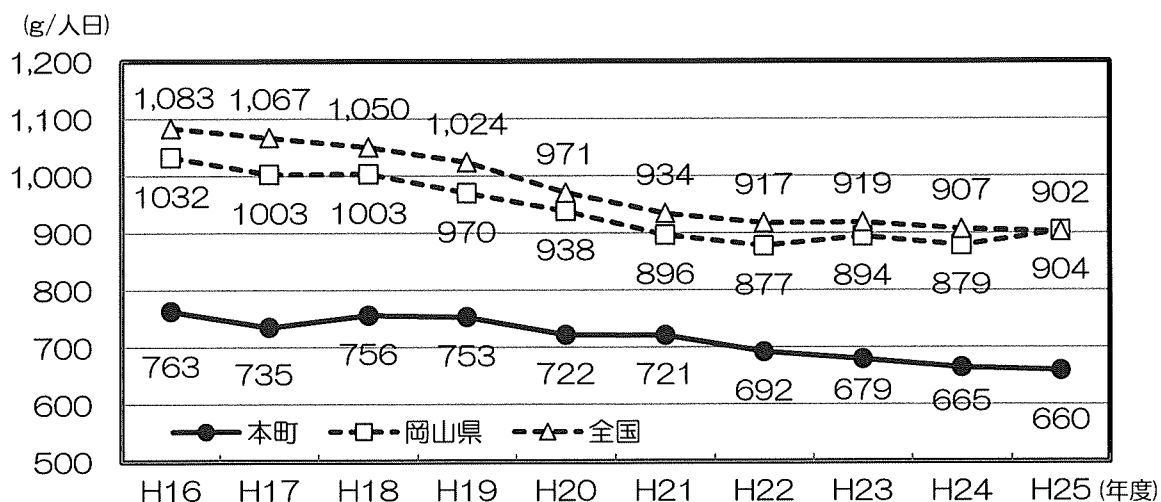


②住民一人一日平均排出量

住民一人一日平均排出量でみると、平成 25 年度において合計 660g/人日で、集団回収を含めた数値でも 776g/人日と全国及び岡山県平均と比べて低いレベルにある。

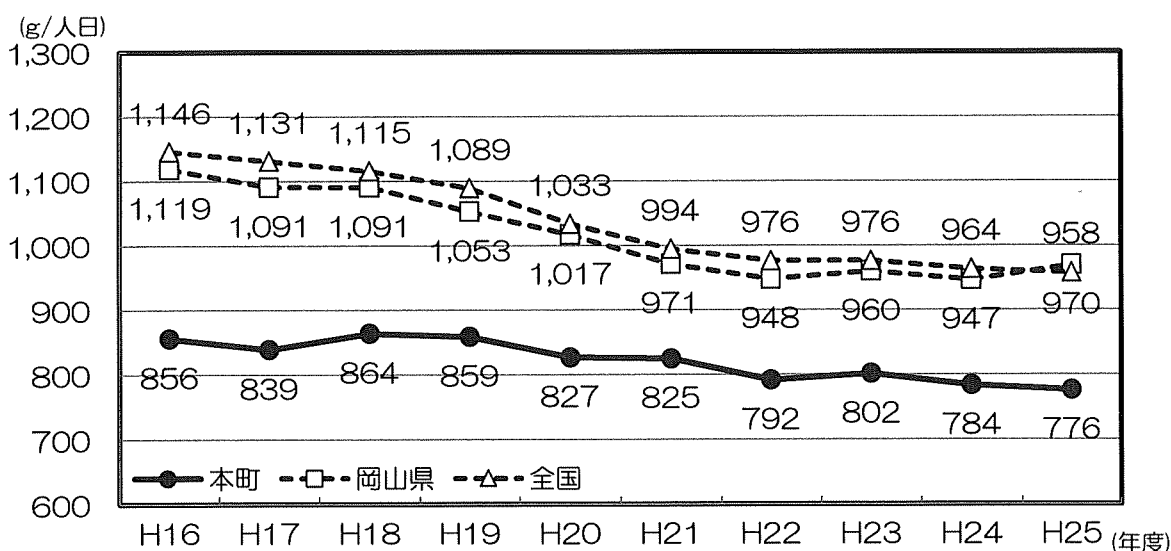
そのうち、可燃物をみると、収集ごみは平成 20 年度以降、減少傾向にあり、平成 19 年度に比べ約 100g/人日減少している。一方、直接搬入ごみは、増減はあるものの平成 17 年度以降は、概ね同等である。

◆図表 3-10 住民一人一日平均排出量の推移



注) 一人1日平均排出量(g/人日) = (収集量 + 直接搬入量) ÷ 総人口 ÷ 年間日数

【収集 + 直接搬入】

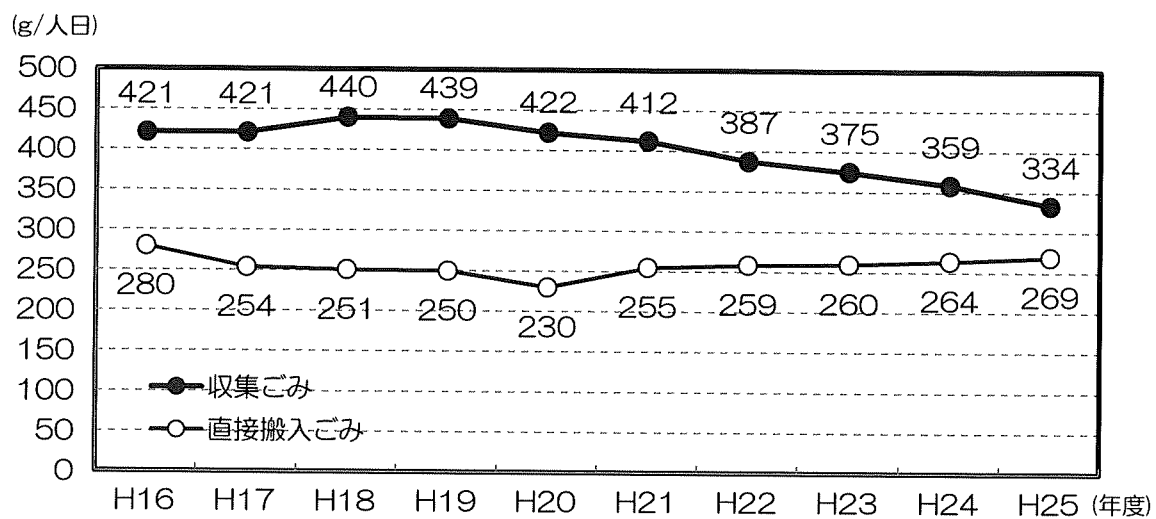


注) 一人1日平均排出量(g/人日) = (収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 総人口 ÷ 年間日数

【収集 + 直接搬入 + 集団回収】

資料：環境省「実態調査票」（全国及び岡山県）、本町資料

◆図表 3-11 可燃物の住民一人一日平均排出量の推移



注) 一人1日平均排出量(g/人日)=収集量あるいは直接搬入量÷総人口÷年間日数

【可燃物】

3. 中間処理・最終処分

①ごみ焼却量

本町の可燃物は、平成 26 年度以降は業者に委託をして焼却処理を行っている。平成 25 年度までの焼却処理量は減少傾向で推移していた。

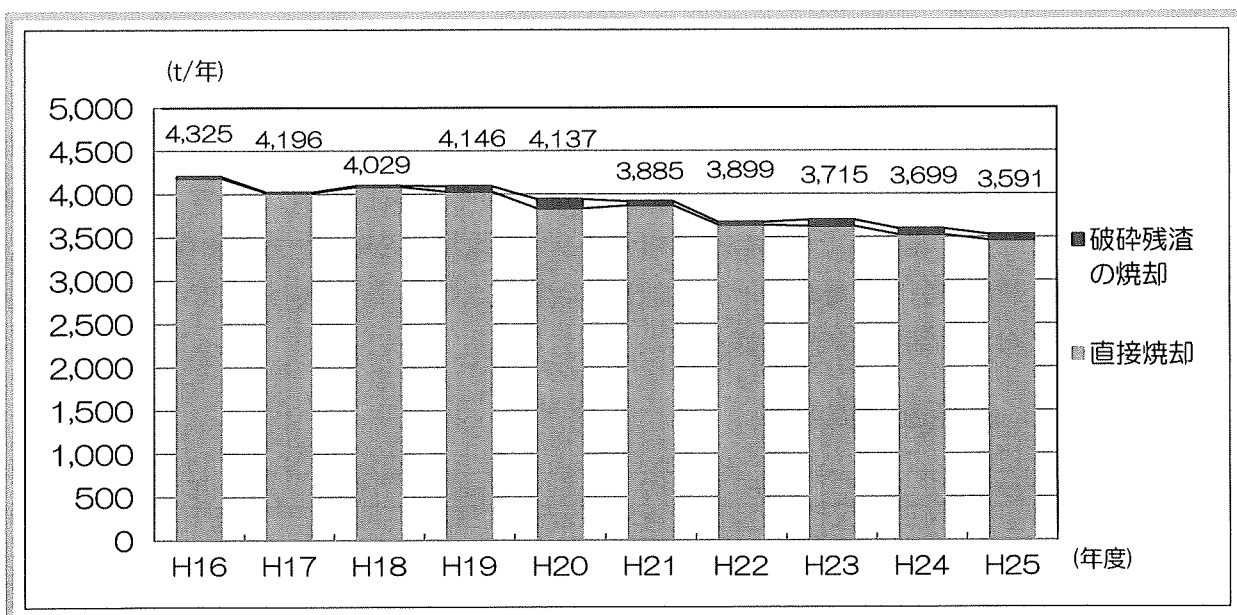
◆図表 3-12 ごみ焼却量の推移

単位:t

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
直接焼却	4,186	4,014	4,085	4,032	3,835	3,866	3,642	3,628	3,525	3,463
破碎残渣の焼却	10	15	61	105	50	33	73	71	66	62
合計	4,196	4,029	4,146	4,137	3,885	3,899	3,715	3,699	3,591	3,525

注) 施設での処理量であり、可燃物の排出量ではない。

資料：本町資料



②資源化量

本町の資源化物及び粗大ごみは、本町（一部委託）による収集により資源化を図っている。これらの資源化量は、直接資源化、処理後の資源化ともに減少傾向で推移している。

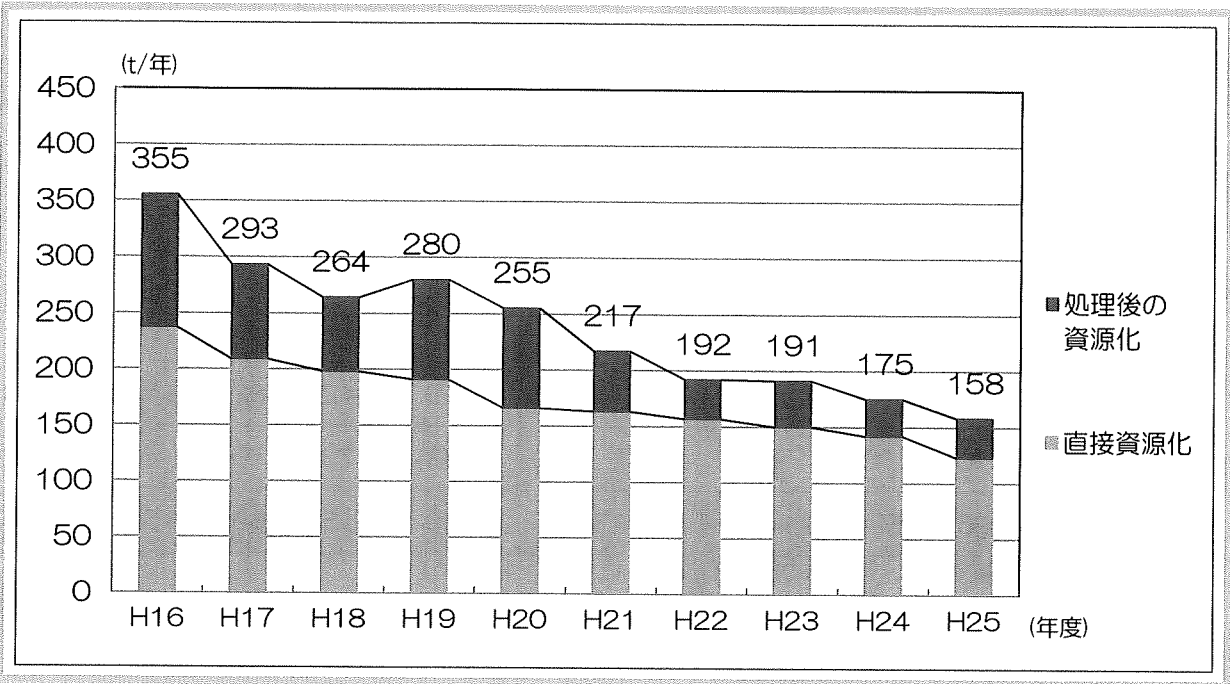
◆図表 3-13 資源化量の推移

単位：t

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
直接資源化	237	209	198	191	166	163	157	150	142	123
処理後の資源化	118	84	66	89	89	54	35	41	33	35
合計	355	293	264	280	255	217	192	191	175	158

資料：本町資料

◆図表 3-14 資源化量の推移



③最終処分量

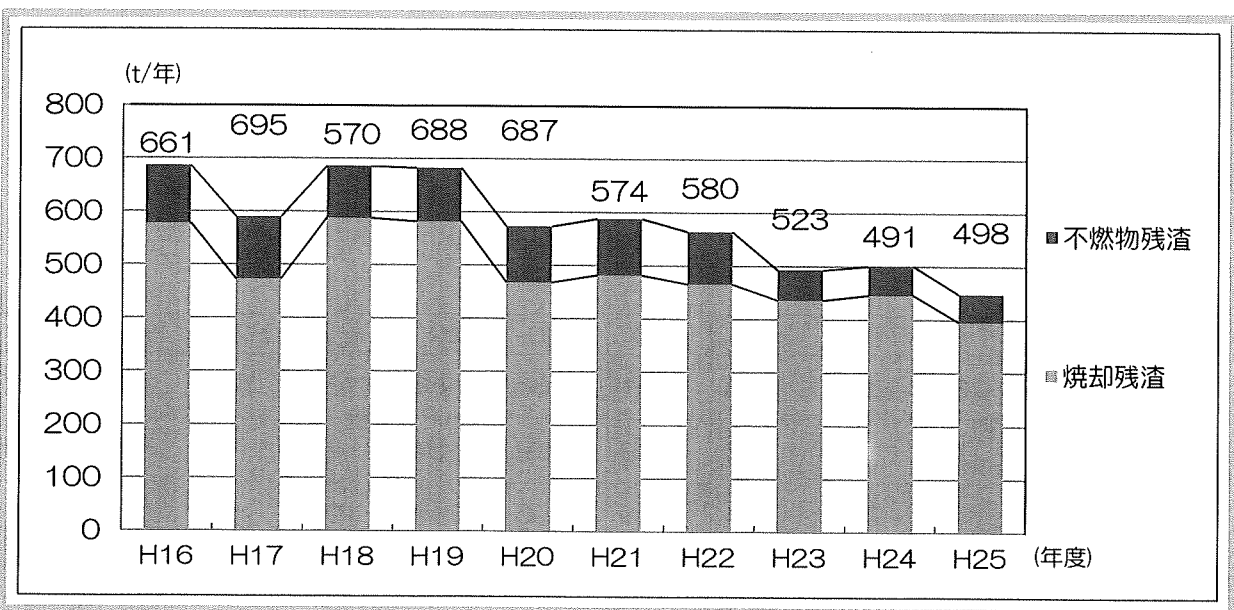
本町の最終処分物は、平成 26 年度以降は焼却と合わせて外部委託している。平成 25 年度までは焼却により、発生した焼却残渣と粗大ごみ処理施設から発生する不燃物残渣を埋立処分していた。最終処分量は焼却量とごみ排出量の減少により、近年減少している。平成 22 年度から最終処分の外部委託処理を行った。

◆図表 3-15 最終処分量の推移

単位：t

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
焼却残渣	578	473	588	582	468	482	466	436	446	396
不燃物残渣	117	97	100	105	106	98	57	55	52	48
合計	695	570	688	687	574	580	523	491	498	444

資料：本町資料



④発生・排出抑制の取り組み

本町では、住民によるごみの発生・排出抑制を推進するため、以下の取り組みを行っている。

○ ごみの減量化と資源化物回収の啓発

本町では、リーフレットを作成し、ごみの減量化と資源化物の回収を呼びかけている。また、和気地域と佐伯地域に分けて可燃物や資源化物などの収集日や収集場所などを知らせている。

○ 資源ごみ回収団体補助事業の実施

住民が資源化回収を促進し、ごみの減量化を図るため、町内の団体が古紙等資源ごみを回収した場合、1kg 当たり 5 円の補助金を交付している。

集団回収量は、平成 25 年度において 570t である。

◆図表 3-16 集団回収等量の推移

単位：t

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
紙類	544	594	614	577	575	548	508	505	481	462
金属類	13	14	13	14	13	12	14	14	14	15
プラスチック	-	-	-	-	-	-	14	55	56	57
布類	13	23	25	37	24	26	29	32	31	30
廃食用油	-	-	-	-	-	5	6	6	6	6
その他	0	1	3	3	6	6	0	0	0	0
計	570	632	655	631	618	597	571	612	588	570

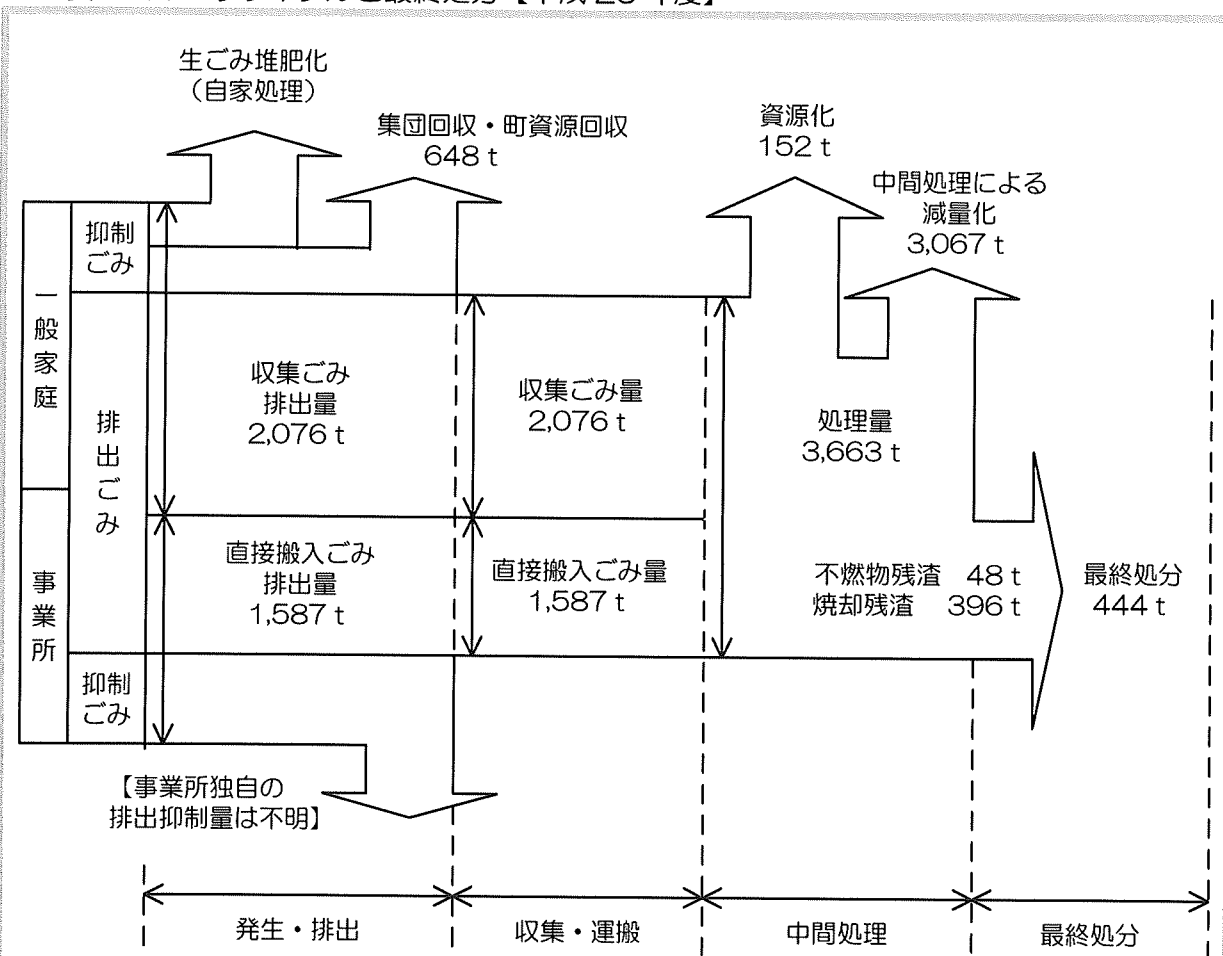
資料：本町資料

⑤リサイクルと最終処分

本町で排出されるごみのリサイクルは、本町（一部委託）による資源物の分別収集、さらには処理施設での資源物回収により行っており、平成 25 度のリサイクル量は 800t/年で、リサイクル率は 16.6%である。

一方、平成 25 年度までの最終処分物は、焼却残渣と不燃物残渣であり、平成 25 年度の最終処分量は 444t/年で、最終処分率は 10.3%である。なお、平成 26 年度以降は中間処理及び最終処分は民間に委託している。

◆図表 3-17 リサイクルと最終処分【平成 25 年度】



	リサイクル率 【総資源化量÷(排出量+集団回収量)】	最終処分率 【最終処分量÷排出量】
本町(H25)	16.6 %	10.3 %

※リサイクル率および最終処分率は、以下に示す数値を利用して試算する。

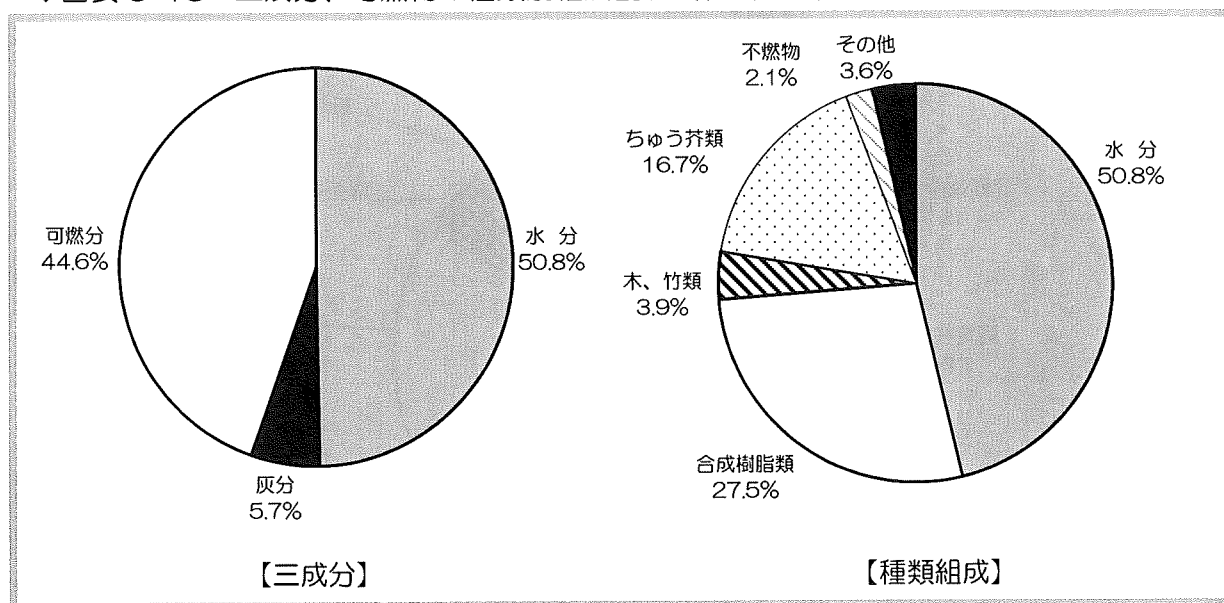
排出量(3,663t) = 収集ごみ排出量(2,076t) + 直接搬入ごみ排出量(1,587t)
 総資源化量(800t) = 資源化量(152t) + 集団回収量・町資源収集(648t)
 最終処分量(444t) = 焼却残渣量(396t) + 不燃物残渣量(48t)

4. ごみの性状

①可燃ごみ質

本町から排出される可燃物は、本町のクリーンセンターにて積替えており、当該施設にて三成分、種類組成等のごみ質調査をしている。

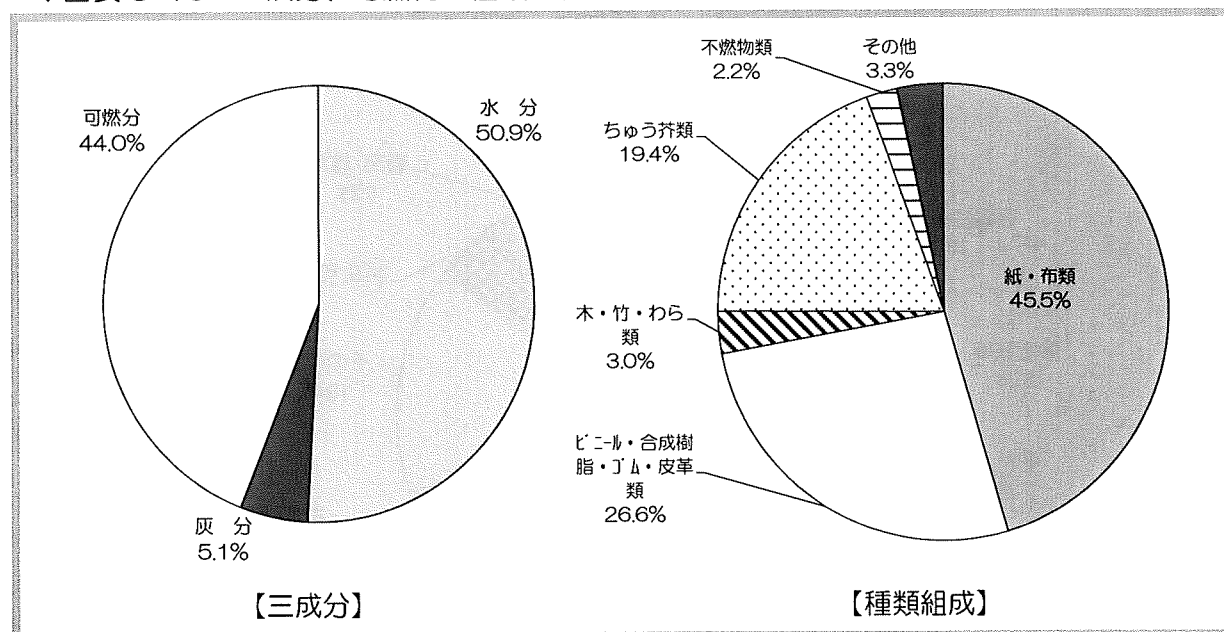
◆図表 3-18 三成分、可燃物の種類別組成割合（和気地域）



注) 過去5年間（平成21年度～平成25年度）の平均値

資料：本町及び組合資料

◆図表 3-19 三成分、可燃物の種類別組成割合（佐伯地域）



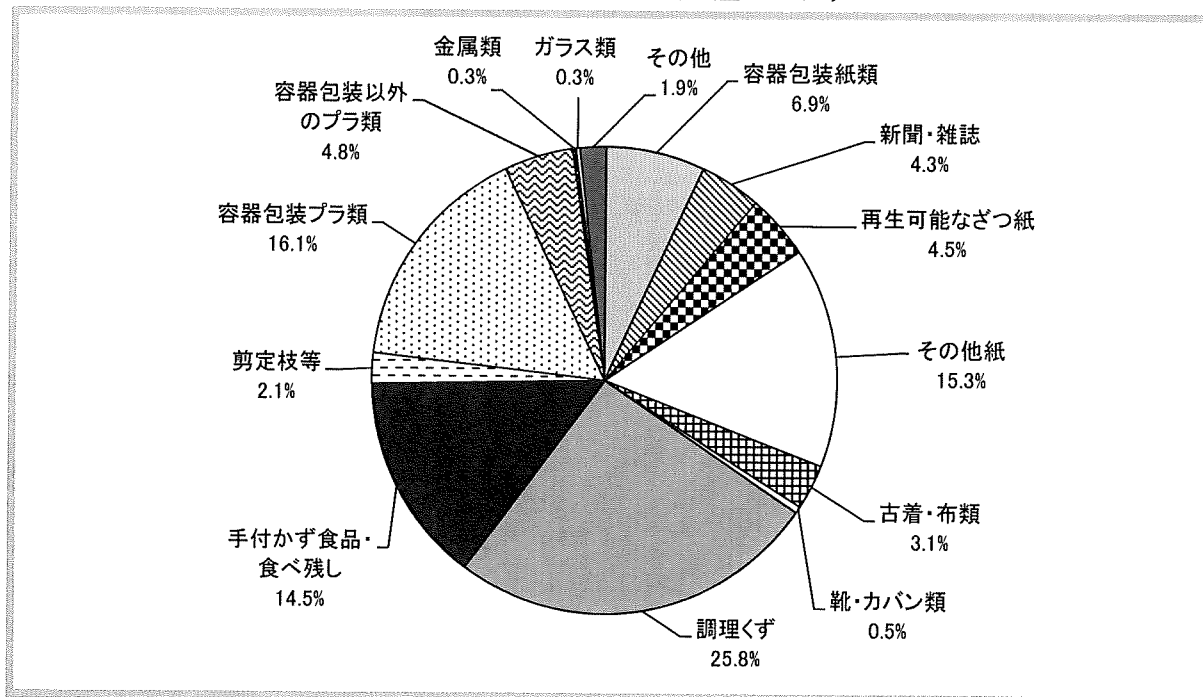
注) 過去5年間（平成21年度～平成25年度）の平均値

資料：本町及び組合資料

②可燃ごみ組成調査

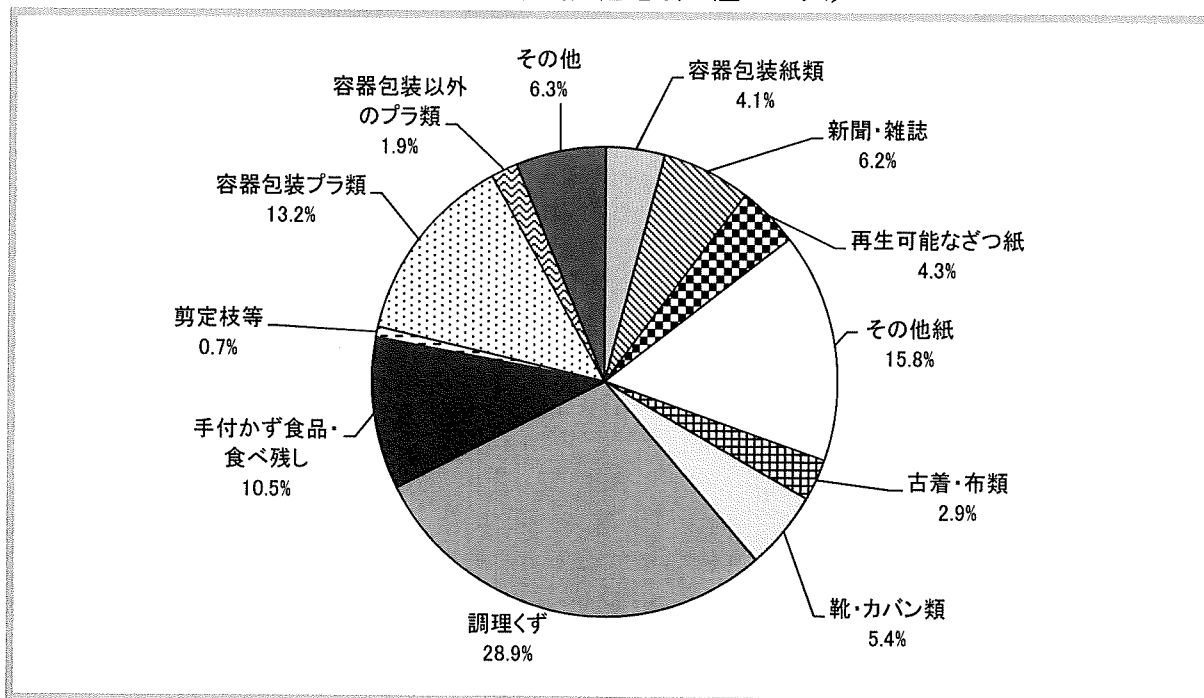
本町から排出される収集可燃物に占める生ごみの割合を把握するため、各地域の組成調査（冬季、夏季）を平成 22、23 年度に実施した。各地域とも生ごみの割合が約 40%あり、可燃物中の多くを占める。可燃物中には手付かず食品や容器包装プラスチック類、新聞紙等資源化できるものが混入している。

◆図表 3-20 収集可燃物組成調査結果（和気地域：湿ベース）



注) 平成 22 年 11 月、23 年 9 月の調査結果平均

◆図表 3-21 収集可燃物組成調査結果（佐伯地域：湿ベース）



注) 平成 22 年 11 月、23 年 9 月の調査結果平均

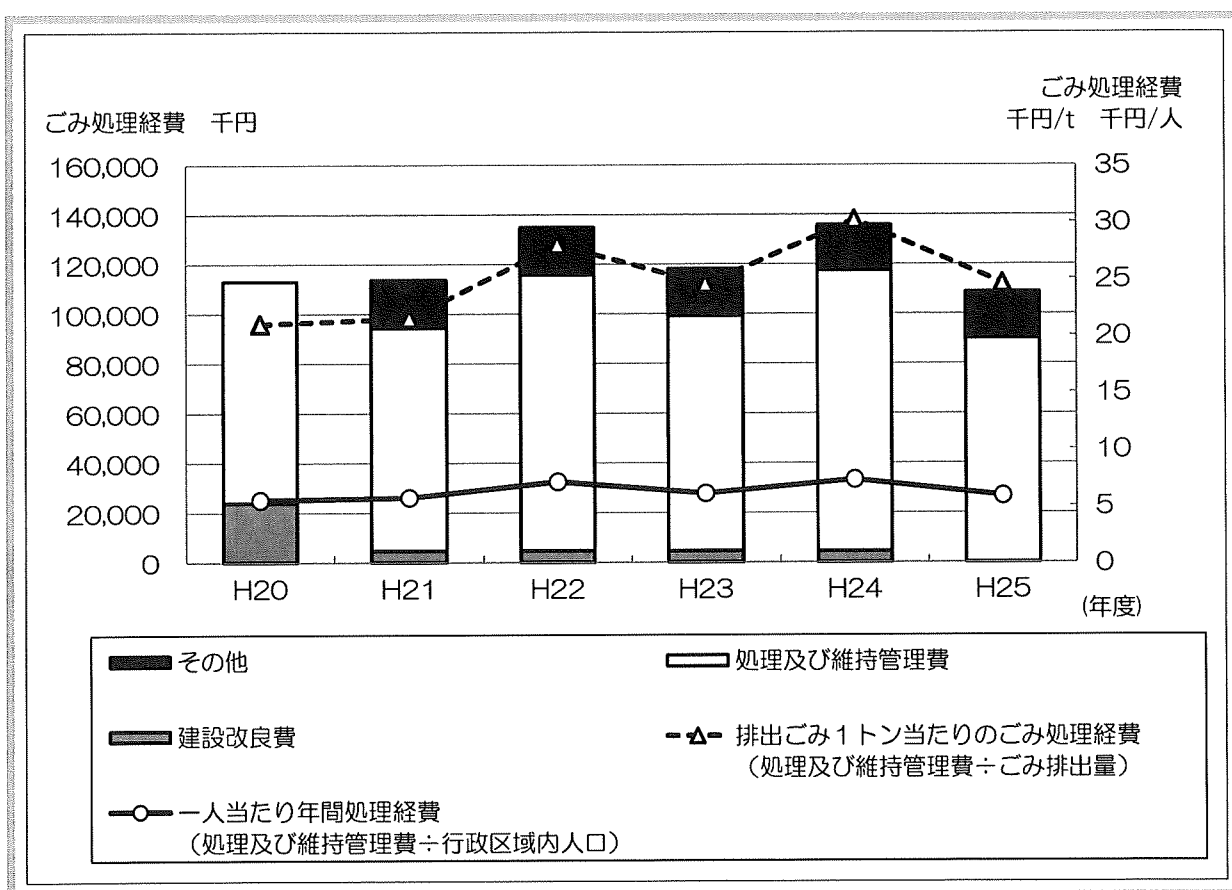
5. ごみ処理経費

平成 25 年度における処理および維持管理費は、ごみ 1t 当たり約 24,600 円、一人当たり約 5,900 円/年である。

◆図表 3-22 ごみ処理経費

	単位	H20	H21	H22	H23	H24	H25
建設改良費	千円	23,948	4,694	4,651	4,628	4,490	4,566
処理及び維持管理費	千円	89,121	89,778	111,181	94,569	112,972	90,078
その他	千円	0	19,195	19,015	18,925	18,363	18,676
合計	千円	113,069	113,667	134,847	118,122	135,825	113,320
排出ごみ1トン当たりのごみ処理経費 (処理及び維持管理費÷ごみ排出量)	千円/t	21.0	21.5	28.0	24.5	30.2	24.6
一人当たり年間処理経費 (処理及び維持管理費÷行政区内人口)	千円/人	5.5	5.7	7.1	6.1	7.3	5.9

資料：本町資料



6. ごみ処理の課題

本町では今後、資源化の促進及びごみ処理施設の円滑な整備を進める必要がある。

①ごみの排出に関する事項

ごみの分別徹底が必要

- ・ 可燃物組成調査結果から、可燃物中に容器包装プラスチック類やリサイクル可能な古紙が含まれている。
- ・ 収集ごみ排出量は、平成 20 年度以降減少しているが、資源物も減少しており、リサイクル率は横ばい傾向であるため、分別収集の徹底を行うことで、リサイクル率を向上し、焼却量や最終処分量の削減が必要である。
- ・ 直接搬入ごみには事業所からのごみが含まれており、排出者責任の原則に則って事業者自ら処理を行うべきものである。事業者に対し、ごみの減量化や資源化について、今後も指導していく必要がある。

②収集・運搬に関する事項

施設整備内容を踏まえた収集・運搬システムの構築が必要

- ・ 本町では、現在業者に委託して処理しているごみ処理を単独で行う必要がある。
- ・ 新たなごみ処理体制に向けた収集体制が必要である。

③中間処理に関する事項

新たなごみ処理体制に向けた施設整備が必要

- ・ 本町では、平成 26 年度以降、ごみ処理を外部委託している。そのため、可燃物の処理方針に基づき、既存施設等の活用による効率的な処理体制の構築が必要である。
- ・ 町内の猟友会が捕獲した鳥獣の処理を確保するため、処理施設の整備が必要である。

④最終処分に関する事項

最終処分量の削減が必要

- ・ 現在、中間処理及び最終処分は業者委託を行っており、コスト削減のため最終処分量の削減が必要である。

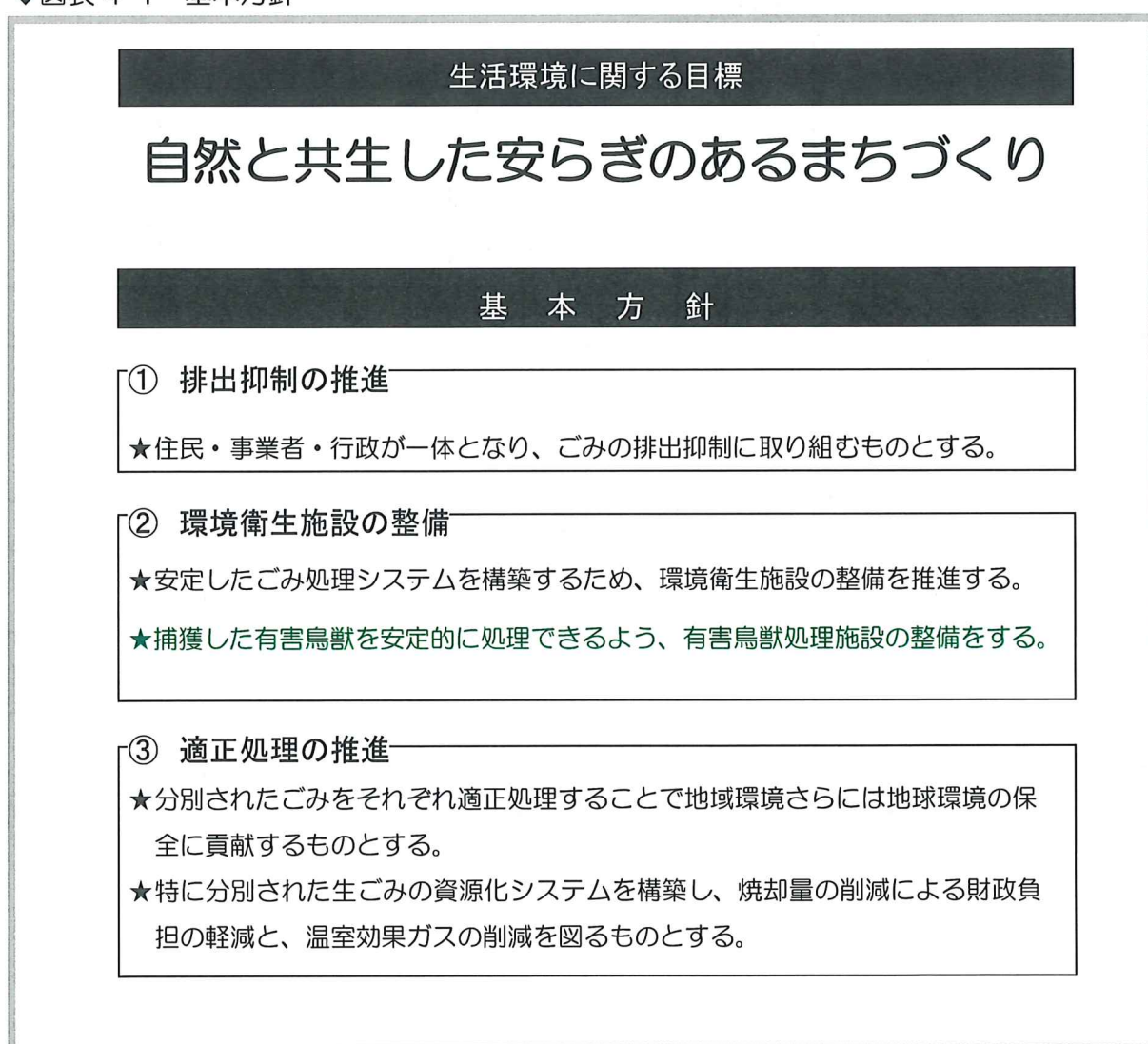
第4節 ごみ処理の目標

1. 基本方針

近年の廃棄物処理をとりまく状況は、大変厳しく、ごみによる環境影響への懸念、ごみ処理費用の増加、施設整備の困難性など全国的に深刻なごみ問題を引き起こしている。

本町では、豊かな自然との共生を基本として、誰もがゆとりと安らぎを持って暮らせるやさしさに包まれた循環型の社会づくりを住民と行政が協力して実現していくため、①排出抑制の推進、②環境衛生施設の整備、③適正処理の推進を基本方針としたごみ処理を行っていくものとする。

◆図表 4-1 基本方針



2. 数値目標

①排出抑制

(1) 既定計画の進捗

既定計画の排出抑制目標は、平成 35 年度までに、単純推計のごみ排出量に対し、住民一人 1 日当たり約 7 グラムを削減し、平成 35 年度において 745.3 グラムとしている。

平成 25 年度の実績値は、既定計画における数値目標に対して 85.7g 下回り、目標を達成している。

過去 3 年間のごみ排出量は、収集ごみについては、住民へのごみ排出抑制の啓発や分別の徹底等により減少しているが、直接搬入ごみについては、横ばいの傾向にある。

◆図表 4-2 排出抑制目標の進捗状況

	単位	実績値	既定計画	達成状況
		H25 実績値 (15,214 人)	H35 目標値 (15,410 人)	
収集ごみ	g/人日	378.0[-86.6]	464.6	達成
直接搬入ごみ	t/日	4.3[±0.0]	4.3	達成
収集ごみ+直接搬入ごみ	g/人日	663.8[-81.5]	745.3	達成

注) 1.表中の[]内の数値は、既定計画の差を示す。なお、マイナスの場合は、目標値を達成していることを示す。

2.人口は、各年度末の住民基本台帳

◆図表 4-3 過去 3 年間のごみ排出量

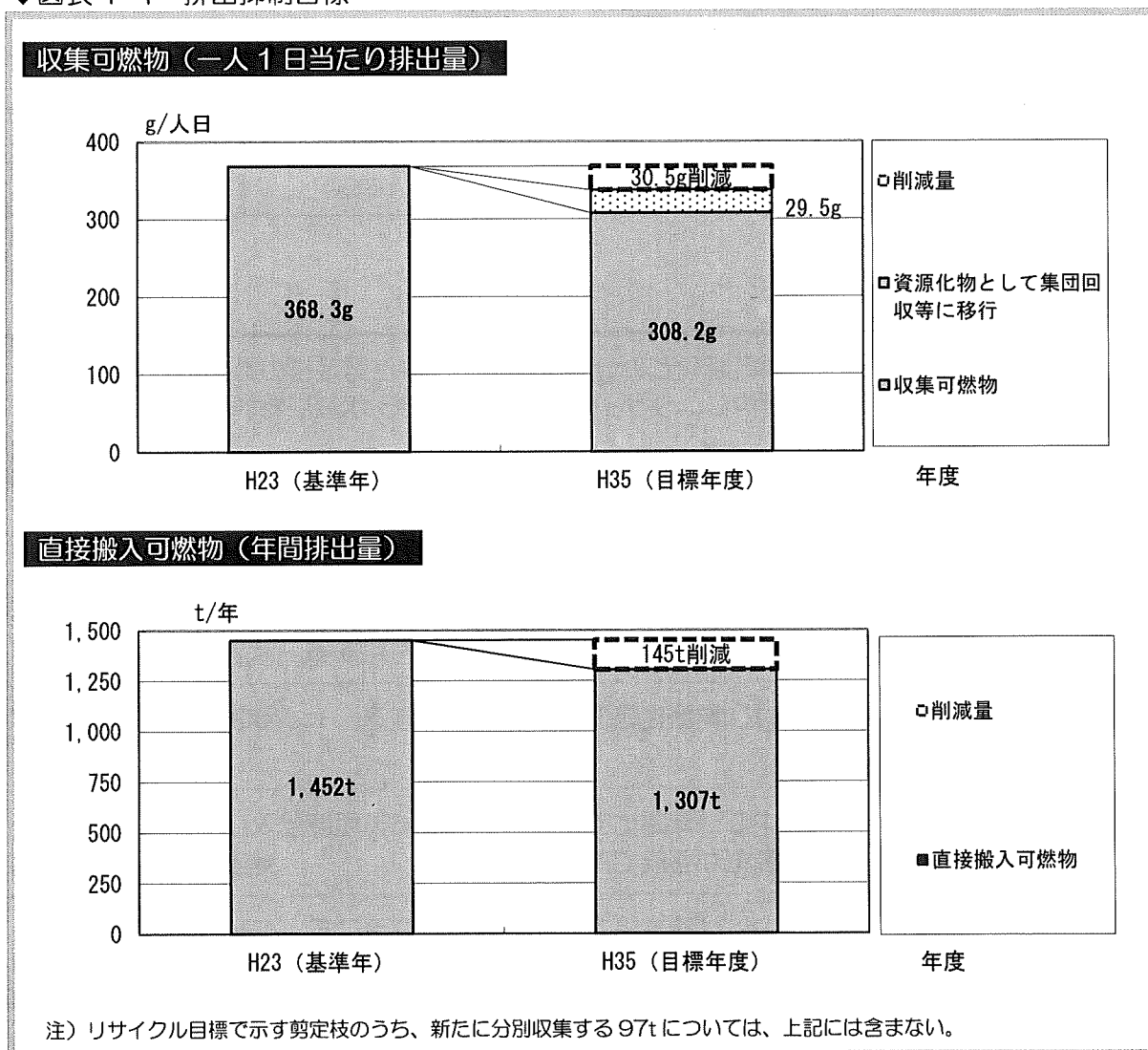
	単位	H23	H24	H25
収集ごみ	g/人日	403.7 [87%]	387 [83%]	378 [81%]
直接搬入ごみ	t/日	4.4 [102%]	4.4 [102%]	4.3 [100%]
収集ごみ+直接搬入ごみ	g/人日	683.6 [92%]	669.2 [90%]	663.8 [90%]

注) 表中の[]内の数値は、既定計画を 100%とした時の割合を示す。

(2) 排出抑制目標

- ・ 排出抑制目標は、平成 23 年度見込値を基準に設定した。
- ・ 平成 23 年度見込値は、平成 23 年 4 月～9 月までの実績を用いて、前年度比を平成 22 年度の年間量に乗じて算出した。
- ・ 平成 23 年度収集可燃物量に対して、平成 35 年度までに手付かず食品や食べ残しの抑制を前提に一人 1 日当たり 30.5g 削減する。
- ・ また、収集可燃物のうち分別不徹底で混入している資源化物について分別徹底を図ることで集団回収量等に移行させ、収集可燃物の一人 1 日当たり排出量を約 308g とする。
- ・ 平成 23 年度直接搬入可燃物量に対して、収集ごみの削減量と同等となる 10% を目標とし、平成 35 年度までに 145t 削減する。
- ・ 各年の排出抑制量は、平成 35 年度までに段階的に削減されるよう直線補間により設定する。

◆図表 4-4 排出抑制目標



◆図表 4-5 削減目標値の設定

ごみの種類	削減対象	対象品目の排出量	協力度	削減量
収集可燃物 (368.3g/人日)	手付かず食品 ・ 食べ残し	50.8g/人日 (13.8%)	60%	-30.5g/人日
直接搬入可燃物	全品目	1,452t (100%)	10%	-145t/年

②リサイクル目標

(1) 既定計画の進捗

既定計画のリサイクル率の目標は、平成 35 年度において 25.1%と設定している。平成 25 年度のリサイクル率は 16.6%で、目標値より 8.5 ポイント下回っている。

過去 3 年間の推移は、リサイクル率約 17%と横ばいである。ごみ排出量の減少と同じように資源化物も減少しているため、リサイクル率が向上していない。

◆図表 4-6 リサイクル目標の進捗状況

	単位	基準値	既定計画	達成状況
		H25 実績値	H35 目標値	
収集ごみ	%	16.6 [-8.5]	25.1	未達成

注) 表中の[]内の数値は、既定計画の差を示す。

◆図表 4-7 過去 3 年間のリサイクル量

	単位	H23	H24	H25
リサイクル量	t	778	747	715
リサイクル率	%	17.1	16.9	16.6

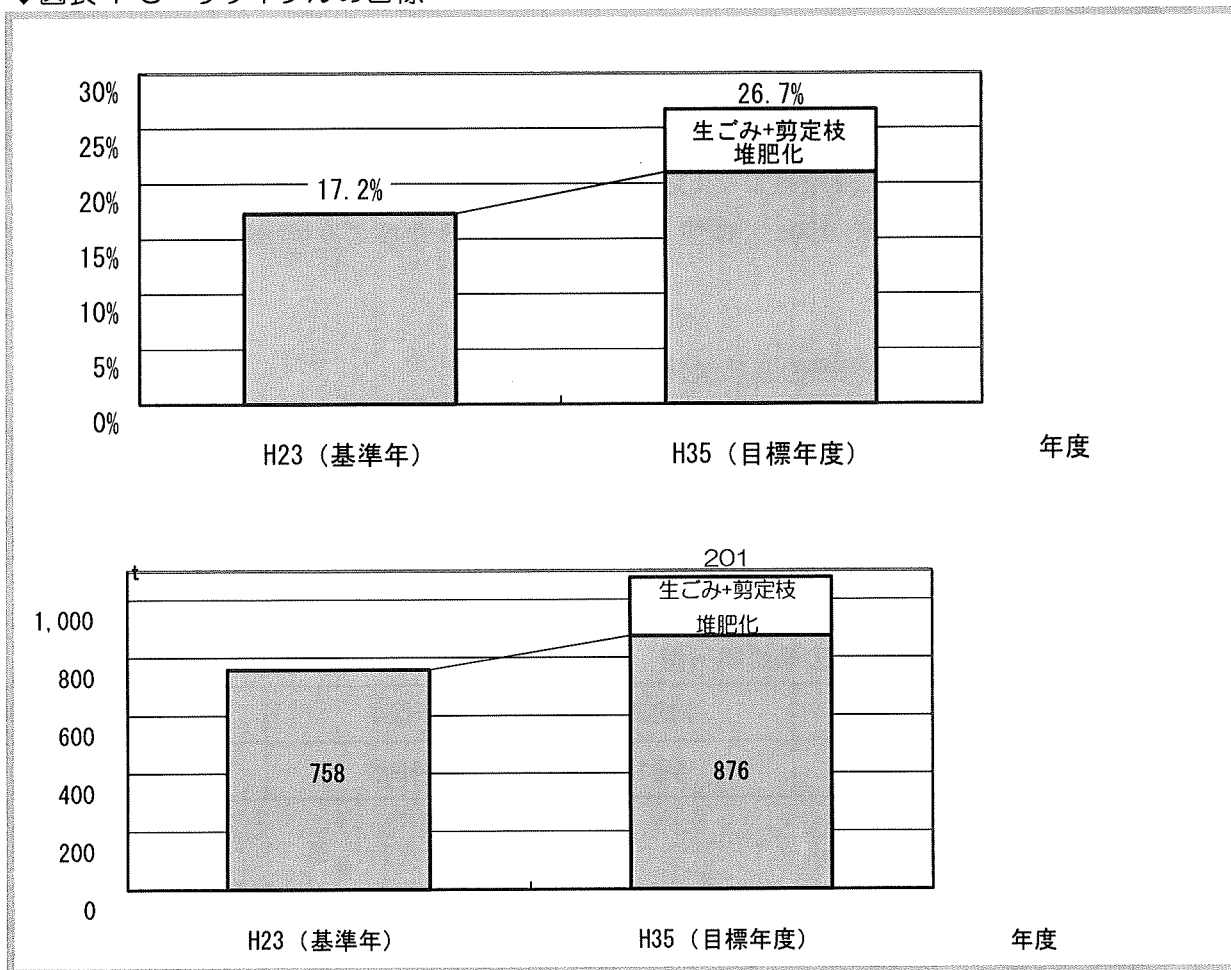
(2) リサイクル目標

- ・ 容器包装プラスチック類や古紙などの分別徹底と生ごみと剪定枝の堆肥化を実施することにより、資源化物を増やし、リサイクル率を平成 35 年度において約 27%とする。

※リサイクル率アップの取組・・・以下の取組により 10 ポイントアップし約 27%を達成

生ごみの分別収集と堆肥化処理	生ごみは、有用菌を用いた堆肥化処理を行うと、分別生ごみ量に対し 1/10 程度に減量でき、それを有効利用する。⇒2 ポイントアップ
剪定枝の定期収集と堆肥化処理	剪定枝は、堆肥化処理し、有効利用する。⇒3 ポイントアップ
古紙類の分別徹底	可燃物中には資源化できる古紙類が 6%程度混入しているが分別すれば資源化が可能である。⇒2 ポイントアップ
容器包装プラスチック類の分別徹底	可燃物中には資源化できる容器包装プラスチック類が 15%程度混入しており、分別すれば資源化が可能である。⇒1 ポイントアップ
ざつ紙等の分別徹底	可燃物中には資源化できるざつ紙等が 4%程度混入しており、分別すれば資源化が可能である。⇒2 ポイントアップ

◆図表4-8 リサイクルの目標



◆図表4-9 分別徹底によるリサイクルの目標値設定

ごみの種類	削減対象	排出量 (混入率)	協力度	資源化量
収集可燃物 (368.3g)	容器包装プラスチック類 (ペットボトル・白色トレ除く)	53.4g (14.5%)	10%	5.3g/人日
	古紙 (新聞・雑誌・広告、紙パック、段ボール)	20.6g (5.6%)	30%	6.2g/人日
	ざつ紙等 (その他容器包装紙、コピー用紙 等)	36.1g (9.8%)	50%	18.1 g/人日

◆生ごみの堆肥化

- ・可燃物に含まれる生ごみの分別収集と堆肥化を推進する。

◆剪定枝の堆肥化

- ・剪定枝の分別収集と堆肥化を推進する。

◆分別徹底によるリサイクル率

- ・可燃物中に含まれる資源化物を集団回収など資源回収により資源化するものとする。
- ・ごみ組成調査結果等を前提に可燃物中のプラスチック製容器包装一人1日当たり5.3g、古紙6.2g、ざつ紙等18.1gを平成35年度までに資源物として回収する。

③最終処分目標

(1) 既定計画の進捗

既定計画の最終処分量の目標は、平成 35 年度において 577t と設定している。平成 25 年度の最終処分量は 444t で、目標値より 133t 下回っている。

過去 3 年間の推移は、約 490t で推移していたが平成 25 年度ごみ排出量で大きく減少している。

◆図表 4-10 最終処分目標の進捗状況

	単位	実績値	既定計画	進捗状況
		H25 実績値	H35 目標値	
最終処分量	t	444[-133]	577	達成

注) 表中の[]内の数値は、既定計画の差を示す。

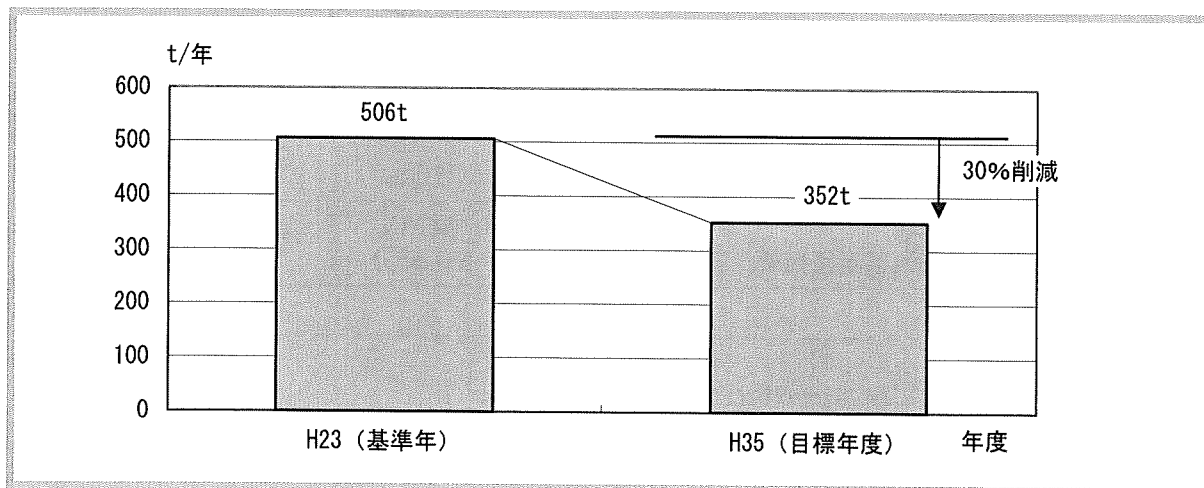
◆図表 4-11 過去 3 年間の最終処分量

	単位	H23	H24	H25
最終処分量	t	491	498	444

(2) 最終処分目標

- 最終処分量は、ごみの排出抑制とリサイクルの推進により、平成 35 年度までに約 350t まで削減するものとする。

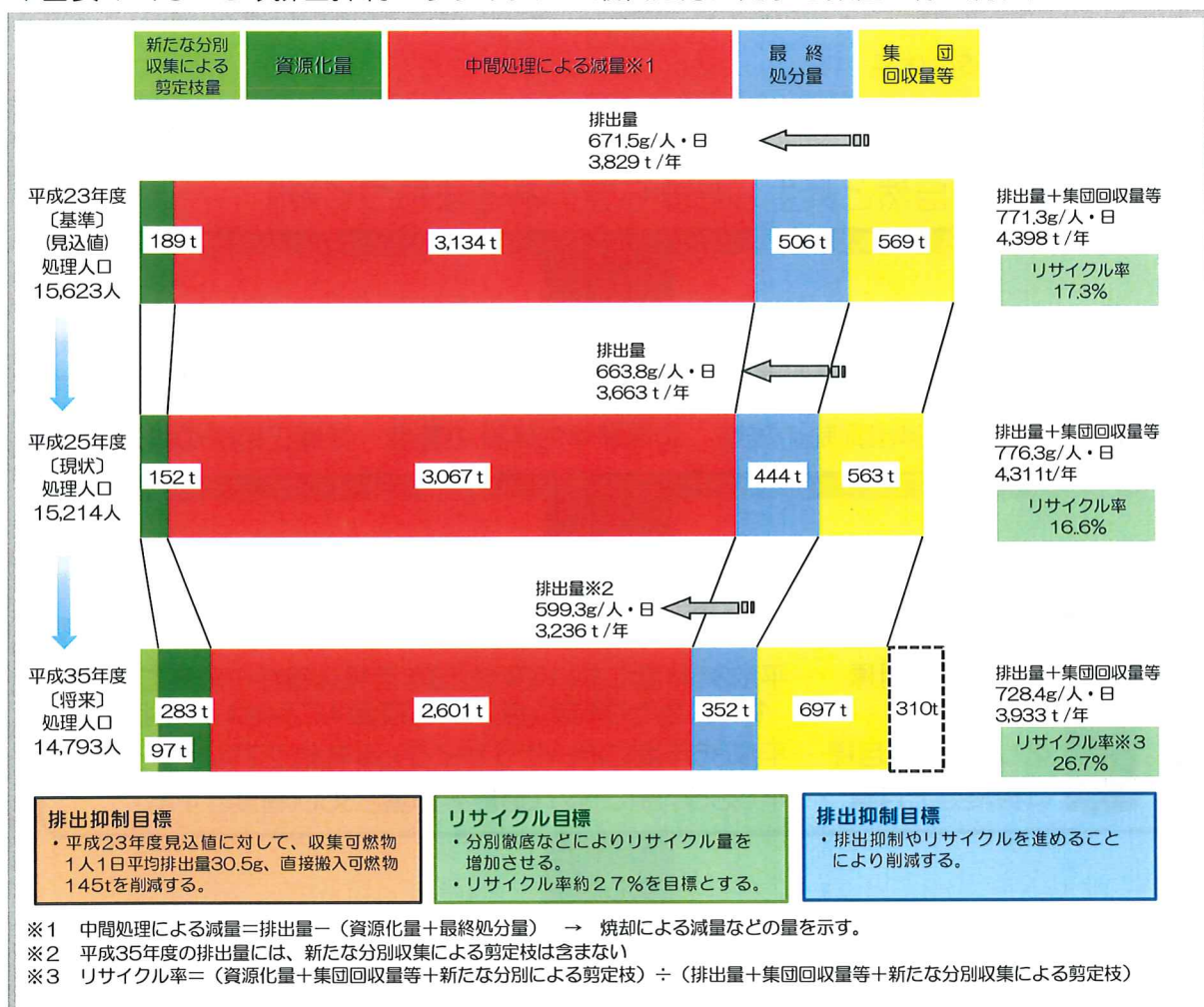
◆図表 4-12 最終処分目標



④目標達成後の排出量及び処理内訳

目標達成した場合の将来見込みは、平成 35 年度において 3,933t、住民一人 1 日当たり 728g/人日となる。また、リサイクル率は 27%（剪定枝の資源化含む）、最終処分量は 352t と見込む。

◆図表4-13 ごみ排出抑制・リサイクル・最終処分に関する数値目標〔総括〕



◆国目標値との比較・・・国目標値の基準年度は平成 19 年度

- 本計画による将来見込み値は、排出量、最終処分量とも平成 27 年度において国の目標値を達成するものとして設定している。
- リサイクル率は、処理体制の再編を経て平成 28 年度以降より取り組むため、本計画目標年度の平成 35 年度以降に達成するものとして設定した。

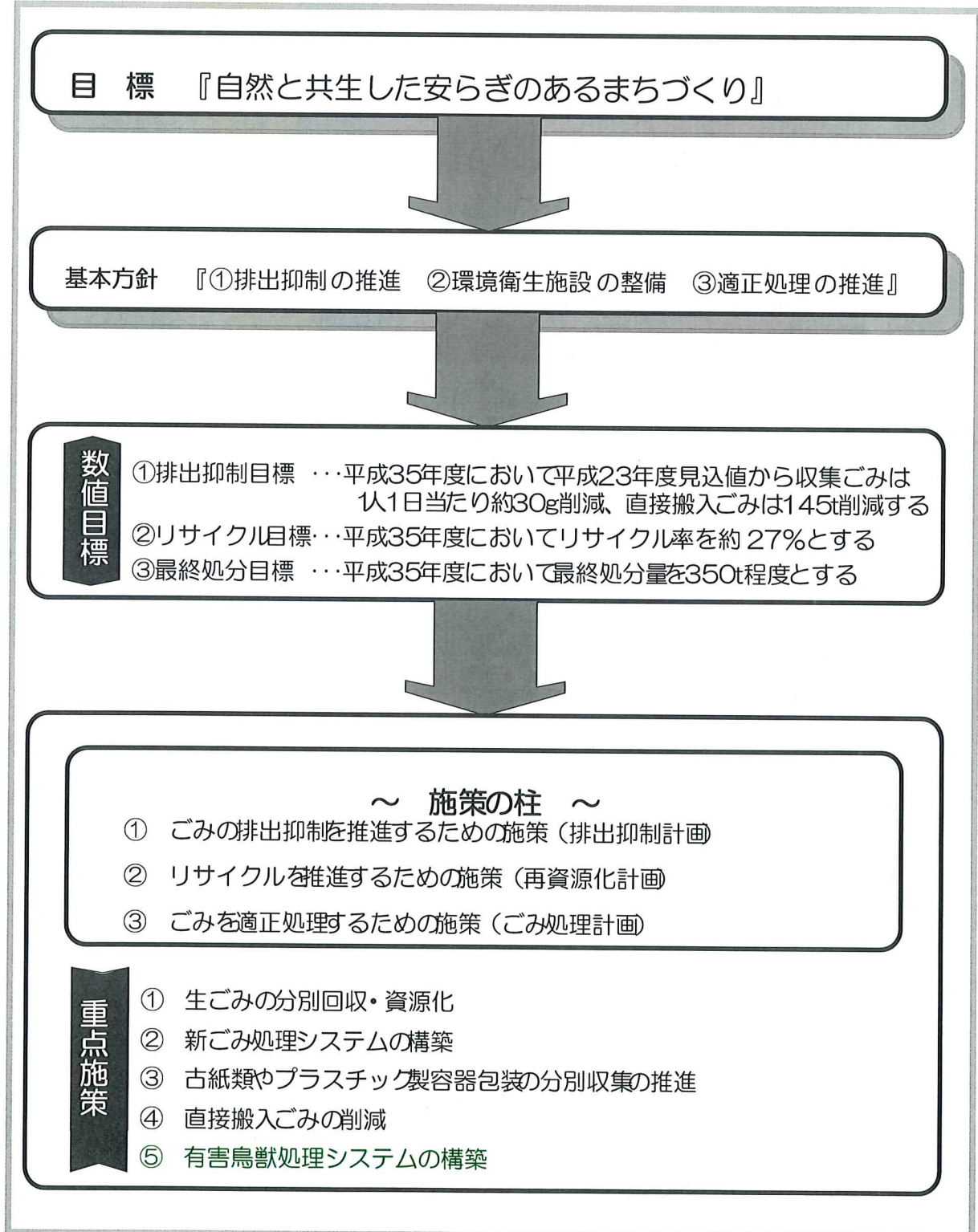
区 分	国目標 (H27)	平成19年度 (実績値)	本計画の見込み	
			平成27年度	平成35年度
排 出 量	H19に対し5%削減	858.7 g/人日	757.3 g/人日 (対H19-11.8%)	728.4 g/人日 (対H19-15.2%)
再生利用量	リサイクル率25%以上	17.8 %	18.9 %	26.7 %
最終処分量	H19に対し約22%削減	687 t/年	480 t/年 (対H19-30.1%)	352 t/年 (対H19-48.8%)

第5節 目標達成に向けた取り組み

1. 施策の体系

ごみ処理に関する目標を達成するため、基本方針のもと、具体的に取り組む施策の体系は以下に示すとおりである。

◆図表 5-1 施策の体系



2. 重点施策

本町のごみ処理は、平成 26 年度以降、本町単独により行う。そのため、ごみ処理システムを抜本的に見直し、本町のごみ排出量サイズに見合ったものとする。本町において、今後、5 年間に於いて重点的に取り組む施策は以下のとおりである。

重点施策 1 生ごみの分別回収・資源化

本町単独によるごみ処理システムの構築において、大きな課題となるのが可燃物の処理である。可燃物は約 40%を生ごみが占めるが、焼却処理において含まれる水分が高温安定燃焼を阻害する可能性があり、高度な二次公害防止を前提とした焼却処理においてはコスト高を誘導する。

そのため、可燃物から『生ごみ』を分別収集し、堆肥化处理することで有効利用の促進と焼却量の削減を図るものとする。

(1) 分別と収集体制

家庭から排出される生ごみは、水切りバケツで保管後、収集用タルに排出し、委託業者がタルごと収集する。なお、収集運搬は、平成 27 年度から事業者へ委託する予定である。

◆図表 5-2 生ごみの分別と収集運搬

ごみ種類	生ごみ (魚・野菜などの調理くず、食べ残したご飯やパン、お惣菜等の台所の生ごみ)	
排出容器	回収専用タルに移し替える	 可燃ごみと同じ日に収集場所に設置している回収専用タルに移し替える。
排出場所	可燃物ステーション	
収集頻度	2回/週	
収集形態	タル回収車による回収	

◆排出場所の例(可燃物ステーション)



- 生ごみの排出場所は、基本的に現在の可燃物ステーションとする。
- ステーションではカラスや猫により排出された生ごみを散乱させないよう回収専用タルに入れ、区別する。
- ステーションでの美化対策について支援していくことも検討する。

(2) 堆肥化施設

分別排出され、収集運搬した生ごみは、本町において整備・運営する生ごみ資源化センターにおいて処理し、製造された堆肥は、住民等による有効利用を図る。

整備した生ごみ堆肥化施設は、有用菌を活用した簡易な施設であり、建設コストと維持管理コストの最小化を図っている。

◆図表 5-3 生ごみ資源化センター概要

整備場所	「和気・赤磐共同コンポストセンター」跡地での事業実施
処理能力	2.5 t / 日程度
主要設備	破砕機（破袋機）、発酵場（150m ² 程度）、給気ブロー、選別装置、保管倉庫、攪拌用重機等

◆堆肥化施設の例

●破袋選別設備の例

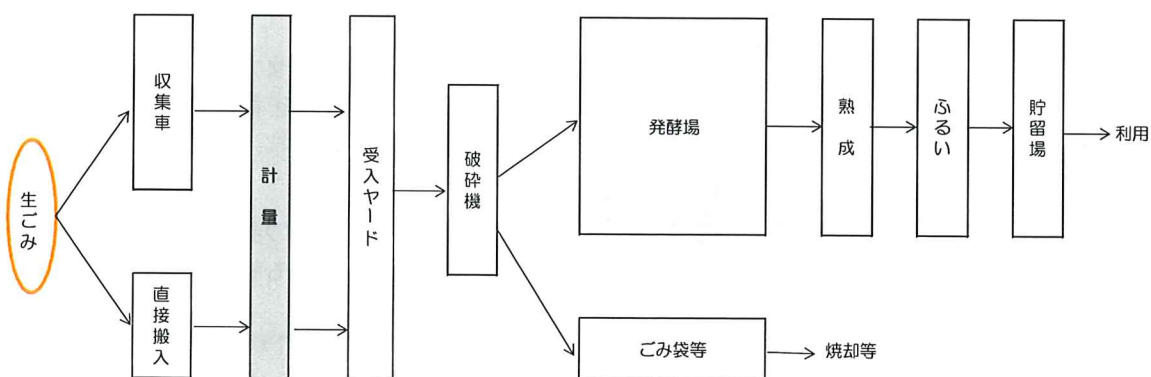


●発酵場の例（攪拌作業例）



■ 施設は、大掛かりな機械設備や発酵槽等を有するものもあるが、本町が導入した施設は、有用菌を活用した方式で、大掛かりな機械設備は不要である。

■ 処理工程も、排出されたタルに入った生ごみを菌床に投入する。その後は発酵を促す攪拌作業等で済む。



(3) 事業経過

本事業は、和気北部衛生施設組合による処理が終了する平成 26 年 3 月までに新処理体制を構築する必要があったため、平成 25 年度より一部の地域分別収集を開始。平成 26 年度より本格稼働した。

◆図表 5-4 生ごみ分別回収の経過

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
住民（地元）説明	●——● 分別変更等					
モデル事業	●——● 順次全域へ拡大					
供用開始		●——●		本格稼働		●

◆生ごみ堆肥化への取組は、剪定枝分別収集と一体的に行う

- ◇ 剪定枝は、可燃物として焼却施設で処理しているが、生ごみと同様に、簡易な処理により減量や有効利用が可能である。
- ◇ 本町では、生ごみ堆肥化への取組と同時に、剪定枝の分別収集等にも一体的に取り組んでいくものとする。

これまで焼却していた剪定枝



簡単な処理で

マルチ材として利用



堆肥として利用

わけ てはじまる 循環型社会 の形成 ～ 将来を担う子供たちに向けて～



重点施策 2 新ごみ処理システムの構築

本町のごみ処理は、平成 25 年度までは組合による広域処理を実施してきたが、平成 26 年度から単独による処理を開始した。単独によるごみ処理は、委託処理を軸とした処理体制を構築し、安定したごみ処理を実施している。処理経費の縮減のためにも、生ごみや剪定枝といった簡易な処理で減量や有効利用が可能であるごみの分別収集等に取り組むとともに、可燃物に混入している古紙類や容器包装類は分別徹底を行うことで焼却処理する可燃物量の削減を図っていくものとする。

可燃物の焼却処理については、町単独による施設整備や維持管理、さらには民間事業者のノウハウを活用した処理体制も想定される。ただし、民間事業者への委託については、民間企業の破綻リスクが生じるほか、処理施設が遠方となることによる排出者の利便性の低下が考えられる。一方で、本町は組合より無償譲渡されたごみ処理施設（和気町クリーンセンター）を有しており、既存施設を活用した新たな焼却処理体制の構築が可能である。したがって、既存の和気町クリーンセンター（ごみ焼却施設）を活用した本町単独での焼却対象ごみ処理体制を構築するものとする。

(1) 新ごみ処理体制

1) 基本事項

既存施設は竣工後 20 年が経過し、老朽化が進んでいる。このため、新施設は、プラント部分を原則として更新する。本工事にあたっては既設施設の設備・機器の解体工事も含むものとする。既設施設の土木建築構造物は、基本的に流用するものとし、必要に応じて補修等を行うものとする。

2) 計画目標年度

新施設は、平成 30 年度の稼働を目指して整備するものとする。

3) 計画年間ごみ処理量

計画年間ごみ処理量は、和気町一般廃棄物処理基本計画（平成 24 年 3 月）（以下「一廃計画」という。）の処理・処分量推計値より、直接焼却量 2,510t/年とする。

◆図表 5-5 計画年間ごみ処理量（平成 30 年度）

対象物	計画処理量(t/年)
収集可燃物（生ごみ以外）	1,373
直接搬入可燃物（生ごみ以外）	1,128
白色トレイ・ペットボトルの選別残渣	9
合 計	2,510

なお、資源ごみ・粗大ごみは破碎を行わずに処理委託する計画であるため、焼却対象物としては見込んでいない。

4) 施設規模

計画施設規模は、10 t / 日 (8h) × 1 炉とする。

◆図表 5-6 新ごみ処理体制

ごみ種類別 処理体制	可燃物	単独処理
	粗大ごみ	委託処理
	資源ごみ	直営（現有施設等を活用し、保管を行う。）
	生ごみ・剪定枝	直営（堆肥化施設等を整備・運営する。）
補完設備等	中継施設（現有施設等を活用するなど、簡易な施設とする。）	

◆ごみ処理体制別財政負担のイメージ

●新施設の概算施設整備費

単位：千円

項 目	概算施設整備費
1.基幹的設備改良工事費	1,600,000 ～ 1,800,000
2.既施設解体工事費	180,000 ～ 190,000
3.既設粗大ごみ処理施設解体工事費	40,000 ～ 130,000
3-1 既設粗大ごみ処理施設解体工事費 (3-2 スクラップ等売却益を除く)	40,000 ～ 140,000
3-2 スクラップ等売却益	-20,000 ～ -4,000
整備費合計 (1+2+3)	1,900,000 ～ 2,000,000

※各項目と整備費合計の費用は、メーカー見積りの最低価格と最高価格の幅を採用しているため、整備費合計は各項目の積算値と合わない。

●新施設の概算運営事業費

単位：千円/年

項 目	概算運営事業費
1.人件費	48,000 ～ 54,000
2.用役費	27,000 ～ 58,000
3.補修費等	60,000 ～ 70,000
運営事業費合計 (1+2+3)	142,000 ～ 172,000

※各項目と運営事業費合計の費用は、メーカー見積りの最低価格と最高価格の幅を採用しているため、運営事業費合計は各項目の積算値と合わない。

(2) 新ごみ処理体制への移行スケジュール

本事業は、平成 30 年 3 月までに施設を整備し、平成 30 年度から新処理体制を構築するものとする。

◆図表 5-7 新処理体制への移行スケジュール（可燃物・粗大ごみの委託処理体制）

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
施設整備	●	施設整備 (移行期間)	●			
新処理体制 スタート				●	→	→

重点施策3 古紙類・プラスチック製容器包装の分別収集の推進

本町単独による処理体制において処理を行う場合のポイントは、処理対象ごみの削減である。処理における財政負担は、建設費と運営事業費及び焼却灰等の運搬費であり、このうちの、運転維持費及び運搬費は処理量に応じて増減する。

よって、可燃物に混入している資源物は、分別徹底により効果的に回収し、処理費（委託費）の削減と有効利用を進めるものとする。

(1) 分別徹底する品目

可燃物中に排出されている資源物について分別徹底を図る品目とその目標量は、図表 5-8 のとおりとする。

◆図表 5-8 分別徹底と目標量（平成 35 年度）

ごみの種類	削減対象	排出量 (混入率)	協力度	資源化量
収 集 可 燃 物 (368.3g)	容器包装プラスチック類 (ペットボトル・白色トレ除く)	53.4g (14.5%)	10%	5.3g/人日
	古紙 (新聞・雑誌・広告、紙パック、段ボール)	20.6g (5.6%)	30%	6.2g/人日
	ざつ紙等 (その他容器包装紙、コピー用紙 等)	36.1g (9.8%)	50%	18.1 g/人日

注) 平成 35 年度の行政区域内人口は 14,793 人
混入率は可燃物組成調査結果の割合

(2) 分別徹底等を図るための施策

現在、分別収集している古紙類や容器包装ごみについては、住民等の排出者に対し分別徹底の啓発等を行う。そのため、排出ごみ中に含まれる資源物等の割合を継続的にモニタリングし、その結果を公表するなどにより住民の意識向上を図っていくものとする。

また、分別状況並びに財政状況に応じて可燃物の指定袋料金について見直しする。

◆図表 5-9 分別徹底等を進めるための施策

施策別	具体的な施策案
分別状況モニタリング	◆ 確実な分別収集を行うため、資源ごみ量の集計や可燃物中に混入する資源化対象物の排出状況を調査し、処理費用に換算したコスト等を公表し、住民の意識向上を図る。
集団回収等の促進	◆ 集団回収等、行政側で必要となるコスト負担が小さい回収システム、たとえば常時搬出できる拠点回収等を整備する。 ◆ また、集団回収量の増を図るため、助成制度についても見直ししていくものとする。

(3) 施策のスケジュール

分別収集徹底等の施策スケジュールは、図表 5-10 のとおりとする。分別徹底については今後も継続するものとする。

◆図表 5-10 分別徹底のスケジュール

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
分別モニタリング	●					●

◆分別徹底によるコスト削減(試算)

- 分別徹底等により、年間 160t の可燃物量を削減する目標を設定する。
- この目標量をもとに最終処分費に換算すると、
 $160 \text{ t} \times 11\% \text{ (焼却灰発生率)} \div 18 \text{ 灰 t/年}$
 焼却灰の運搬単価：10800 円/灰 t、処分単価：23760 円/灰 t として、
 $18 \text{ t} \times (10,800 + 23,760) \div 622 \text{ 千円/年}$ のコスト削減に繋がる。
- 上記に加え、焼却処理等に伴う用役費等の削減も期待できる。

重点施策4 直接搬入ごみの削減

事業所等が持ち込む直接搬入ごみは、ごみ排出量の約40%を占めており、うち可燃物の排出量はほぼ横ばい傾向である。事業者が事業活動に伴って、排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されている。

(1) 事業系ごみ削減のための施策

事業者が排出するごみについて、自らによる再利用や再資源化を促進し、ごみ減量化を図るため、事業系ごみの減量化・資源化マニュアルを作成し、配布を行う。本町内の事業所へ職員が訪問し、分別徹底等の指導・協力要請を行っていく。

多量排出事業者に対して、有効利用を促進するための処理計画の策定や行政との窓口となる廃棄物処理担当者の選任等を指導し、事業者自らによる有効利用を図っていくものとする。

(2) 施策のスケジュール

本事業は、事業系ごみの減量化・資源化マニュアルを作成し、随時事業所を訪問し、ごみ減量の指導を開始した。

◆図表 5-11 直接搬入ごみの削減のスケジュール

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業所訪問	●					●

重点施策5 有害鳥獣処理システムの構築

有害鳥獣駆除及び狩猟または交通事故により発生した、野生動物を対象とした処理施設を整備する。

(1) 施設規模

計画施設規模は、4頭/日とする。

◆図表 5-12 鳥獣処理体制

捕獲・狩猟	町猟友会	
道路上死骸	県・町	直営・委託
中間処理施設	現有施設を活用	処理装置及びコロニーによる処理

◆鳥獣処理体制別財政負担のイメージ

●施設整備費

単位：千円

項 目	概算施設整備費
鳥獣処理装置整備費	17,647
冷凍庫整備費	1,922
電気設備工事	358
電動ホイス整備費	1,242
整備費合計	21,169

●新施設の概算運営事業費

単位：千円

項 目	概算運営事業費
人件費	3,773
用役費	1,169
運営事業費合計	4,942

※用役費：電気代、菌体代

(2) 施設整備のスケジュール

本事業は、平成 28 年 3 月までに施設を整備し、平成 28 年度から供用開始する。

◆図表 5-13 施設整備のスケジュール

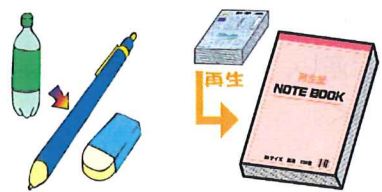
年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
施設整備	●————●					
処理体制スタート		●————→				

第6節 排出抑制計画

ごみの発生・排出抑制は、住民や事業者が積極的に取り組むことが必要である。行政は住民や事業者の取り組みを支援する。

ごみ発生・排出抑制目標の達成に向けて具体的に推進する施策は以下のとおりとする。

1. 住民意識の向上

環境教育・普及啓発		
ごみの減量化、再生利用に関する目標を達成するため、パンフレットや広報誌等により住民及び事業者の意識啓発を行い、住民一人一人のごみ問題への意識向上を図る。		継続
住民団体（PTA、消費者団体等）と連携し、体験的学習会を実施し、ごみになりにくい商品（量り売り商品、リサイクルしやすい商品等）の選択や質の高い分別排出等、ごみ問題に対する個々の認識度の向上を図る。		継続
ごみ減量実践メニュー等をまとめた環境教育資料を作成する。		継続
住民や事業者の模範となるよう、行政が率先して環境への負担が少ない環境配慮型商品の購入に努める。		継続

マイバッグ運動・レジ袋対策

- 本町では、事業者・消費者団体・町が協力し、平成 21 年 4 月よりレジ袋辞退率 80%以上を目標に、レジ袋有料化実証実験事業を行っており、今後も継続して行っていく。 - 平成 25 年度のレジ袋辞退率は、94.6%と目標値を上回っている。		継続
---	--	----

手付かず食品・食べ残しの削減		
- 本町の可燃ごみの約4割を占める生ごみの減量を推進するため、食品の計画的購入の啓発を行う・ - 生ごみの出し方や水切り方法を紹介するパンフレットの配布などにより、指導・啓発を行う。		新規

出前講座の開催		
ごみ問題にはじまる環境問題について、出前講座等を開催することで啓発する。		継続

2. 協力体制の整備

環境衛生指導員との協働		
- ごみの減量化、資源の再利用の促進及び分別収集の徹底を推進するため、環境衛生指導員とともに、自治会を単位とした体制づくりを支援し、地域住民の自主的な取組みの促進を図っていく。 - 地域でのごみ問題や循環型社会の形成推進に向けて、行政とのパイプ役として密接に情報交換等をしていく。		継続

3. 事業者意識の向上

直接搬入ごみの削減(重点施策4)		
直接搬入ごみのうち事業者が排出するごみについては、自らによる再利用や再資源化を促進し、減量化を図るため、事業系ごみの分別等マニュアルを作成し、指導していく。		新規
- 本町内の事業所へ職員が訪問し、分別徹底等の指導・協力要請を行っていく。 - 多量排出事業者に対して、有効利用を促進するための処理計画の策定や行政との窓口となる廃棄物処理担当者の選任等を指導し、事業者自らによる有効利用を図っていくものとする。		新規

第7節 再資源化計画

ごみのリサイクルは、住民や事業者が自ら再生利用等に積極的に取り組むことが必要である。行政は住民や事業者の取り組みを支援するものとする。

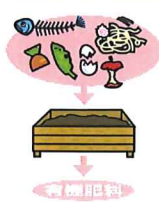
リサイクルの推進に向けて具体的に推進する施策は以下のとおりとする。

1. 分別収集の徹底

分別区分・品目の周知徹底		
資源ごみの分別を進めるため、自治会へ分別徹底の必要性について出前講座等の説明会を実施する。	きちんと分別 	継続
住民にわかりやすいごみの分別区分、出し方のパンフレットを作成し、啓発を図る。		継続

古紙類や容器包装プラスチックの分別徹底(重点施策3)		
可燃物中に混入している再生可能な古紙類や容器包装プラスチックの分別徹底を図る。		新規

2. リサイクルの推進

生ごみの分別収集(重点施策1)		
- 資源化の促進と可燃物の削減のため、可燃物中の生ごみを分別収集し、資源化を行う。 - あわせて、剪定枝の分別収集、資源化を行う。		新規

資源ごみ回収団体補助事業の継続		
自治会や子ども会が実施する資源回収活動への補助制度を継続していく。		継続

第8節 ごみ処理計画

1. ごみ処理方法及び処理主体

本町から排出されたごみの処理主体を排出から処理・処分に至る工程ごとに、さらに、ごみ種類ごとに明確化した。図表 8-1、2 に本町のごみ処理段階ごとの処理主体を示す。

①排出段階

排出段階における再利用やごみ減量は、排出者である住民や事業者が自ら行うものとする。なお、ごみの再生利用やごみ減量の実践を推進するための周知・啓発等は、本町が行うものとする。

②収集運搬段階

家庭から排出されるごみの収集運搬については、直接資源化業者へ搬入する紙・布類、廃食油、容器包装プラスチックは本町が主体となって行い、その他のごみは本町（委託含む）で行う。

なお、施設へ持ち込むごみについては、自ら運搬（搬入）するものとする。

③処理処分段階

ごみの処理・処分は、本町が主体となって行う。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造者または排出者の責任において処理処分を行うものとする。

◆図表 8-1 処理主体と処理方法（H25 年度まで）

【収集ごみ】

区 分		排 出	収集 運搬	中間処理		最終処分	
				処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可 燃 物		住 民	組 合	組 合	焼 却	組 合	埋 立
資 源 ご み	紙・布類、 廃食油、 容器包装プラ		本 町	本 町	資源化	-	-
	かん類、びん類、 ペットボトル、 白色トレ		組 合	組 合	選別・資源化	組 合	資源化
	粗大ごみ		組 合	組 合	破碎・資源化	組 合	資源化・埋立

注）処理は委託も含む

【直接搬入ごみ】

区 分	排 出	収集 運搬	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可 燃 物	住 民 事業者	住 民 事業者	組 合	焼却	組 合	資源化 埋 立
資源ごみ				選別・資源化		
粗大ごみ				破碎・資源化		

注）処理は委託も含む

◆図表 8-2 処理主体と処理方法（H26 年度から）

【収集ごみ】

区 分		排 出	収集 運搬	中間処理		最終処分	
				処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可 燃 物		住 民	本 町	本 町	焼 却	本 町	埋 立
生ごみ・剪定枝					堆肥化等	本 町	堆肥化
資 源 ご み	紙・布類、 廃食油、 容器包装プラ				資源化	-	-
	かん類、びん類、 ペットボトル、 白色トレ				選別・資源化	本 町	資源化・埋立
	粗大ごみ				破碎・資源化	本 町	資源化・埋立

注）処理は委託も含む

【直接搬入ごみ】

区 分	排 出	収集 運搬	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可 燃 物	住 民 事業者	住 民 事業者	本 町	焼却	本 町	資源化 埋 立
生ごみ・剪定枝				堆肥化等		
資源ごみ				選別・資源化		
粗大ごみ				破碎・資源化		

注）処理は委託も含む

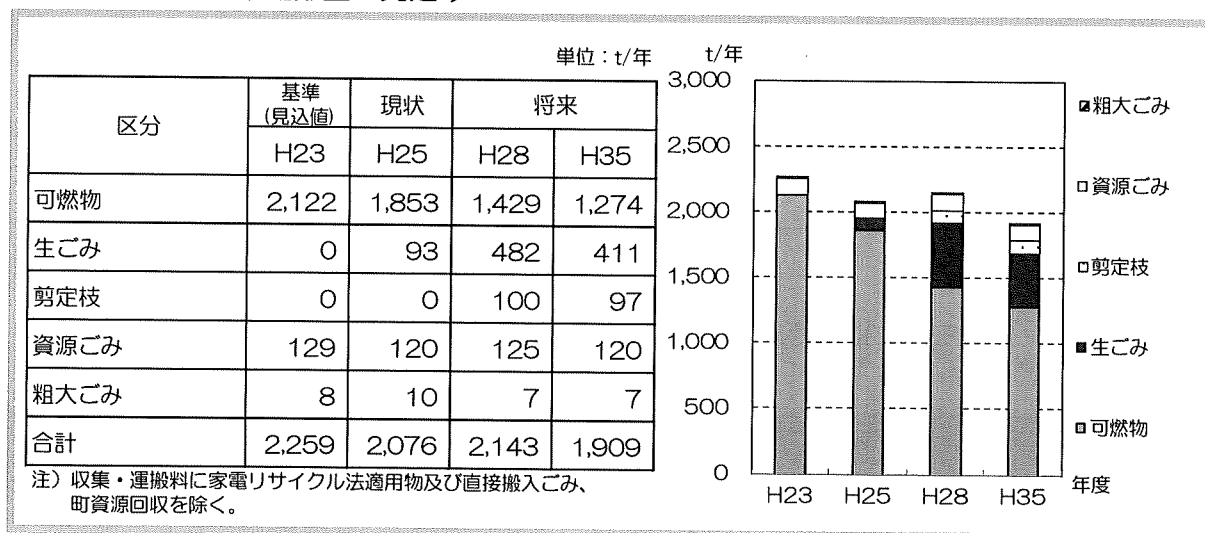
2. 収集運搬計画

- ・ 本町における計画収集区域は、行政区域内全域とする。
- ・ 平成 26 年度以降は、本町が収集運搬を行う。
- ・ 生ごみの分別収集に応じた収集・運搬体制を構築する。

①収集運搬量

家庭系ごみの収集運搬は、組合の直営で行っていたが平成 26 年度以降については、町で行っている。可燃物の削減のため、平成 26 年度以降に生ごみを分別収集し、資源化を行う。平成 35 年度の収集運搬量は 1,909t と見込む。

◆図表 8-3 収集運搬量の見込み



②収集運搬に関する施策

(1) 生ごみ・剪定枝の収集運搬

収集運搬は、直営及び委託にて行っている。（詳細は「第 5 節 目標達成に向けた取り組み」の項を参照）

生ごみの分別収集にあたり、モデル地区を選定し、試行した後、検証や自治会への説明会を実施し、町内全域で完全実施している。

◆図表 8-4 生ごみの分別と収集運搬（再掲）

ごみ種類	生ごみ（魚・野菜などの調理くず、食べ残したご飯やパン、お惣菜等の台所の生ごみ）
排出容器	生ごみ専用収集用タルに水切りした生ごみを投入。
排出場所	可燃物ステーション
収集頻度	2回/週
収集形態	直営及び委託

また、生ごみの分別収集にあわせ、剪定枝の分別収集を行う。分別された剪定枝は、破砕機を積載した専用車両にて収集、処理を行う。

◆図表 8-5 剪定枝の収集運搬体制

ごみ種類	剪定枝（太さ 10cm 以下、長さ 2m 以下）	
排出場所	予約制による個別収集	
収集頻度	予約により 1 回/週、あるいは直接持ち込み	
収集形態	直営	
主要設備	移動式破砕機 1 台	 

(2) 分別収集区分の変更

生ごみ並びに剪定枝を資源ごみと位置づけ、平成 27 年度以降の分別区分は図表 8-6 のとおりとする。

なお、事業所が排出するごみを搬入する場合は、基本的に住民が行う分別区分と同様に分別排出されたものののみ処理対象とする。

◆図表 8-6 分別区分の変更（案）

分別種類		具体的な品目
可燃物		感熱紙・ティッシュペーパーなど再生できない紙くず、貝がら、ゴム類、革製品、ぬいぐるみ、ハンカチ、乾燥剤、紙オムツなど
資源 化 物	生ごみ	魚・野菜などの調理くず、食べ残したご飯やパン、お惣菜等の台所の生ごみ
	剪定枝	庭の剪定枝等
	紙類・布類	新聞紙・チラシ、雑誌・カタログ、ダンボール、牛乳パック、菓子箱、包装紙、封筒（窓なし）、コピー用紙、トイレットペーパーの芯、古着など
	廃食用油 （天ぷら油）	てんぷら油（植物性油）
	かん類	飲料用缶、小さいなべ、鍋焼きうどんなどのアルミ箔、粉ミルク缶、缶詰の空き缶、金属のふた、菓子缶、金属側のマジックなど
	びん類	無色透明のびん、茶色のびん、青色・黒色・緑色のびん、蛍光灯、その他びん類（化粧のびん、電球、ガラスコップ、窓ガラス、眼鏡など）
	危険物	スプレー缶、使い捨てライター、カミソリ、廃乾電池
	ペットボトル	飲料用・酒類用・醤油用のペットボトル
	白色トレイ	パキッと折れる両面白色の回収できるトレイ
	プラスチック製 容器包装	卵パック、カップ類、色付トレイ、ボトル、お菓子の袋、包装用フィルム類、キャップ類、緩衝材、発泡スチロール など
粗大 ご み	持ち込み できるもの	ラジオ、レンジ、こたつ、パネルヒーター、掃除機、電気釜、扇風機、皿洗機等の家庭用電気製品、ガス湯沸器、ストーブ、流し台、自転車、三輪車、乳母車、換気扇、テーブル、パソコンなど
	持ち込み できないもの	テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、農機具類、タイヤ、バッテリー、プロパン・酸素・アセチレン等のガスボンベ、消火器、ドラム缶、火薬類・石油類などの引火性のもの、ボイラー、バイク、ワイヤーロープなど

注）一時的に排出されるごみについても上記ごみ分別区分で持ち込まれるものののみ処理するものとする。

(3) 収集運搬体制

平成 27 年度以降の収集運搬体制は以下のとおりとする。

◆図表 8-7 収集運搬体制（案）

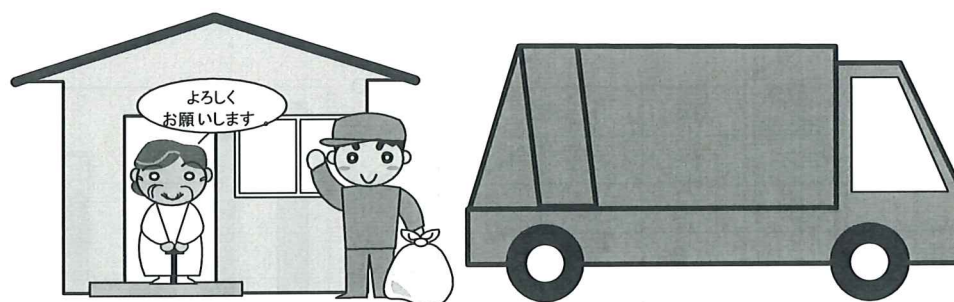
区分	ごみ種類		項目
収集頻度	可燃物		週 2 回
	資源化物	生ごみ	週 2 回
		剪定枝	月 1 回
		紙類・布類	月 1 回
		廃食用油（天ぷら油）	月 1 回
		かん類	月 1 回
		びん類・危険物等	月 1 回
		ペットボトル	月 1 回
		白色トレイ	月 1 回
		プラスチック製容器包装	月 2 回
しみの出し方・場所	粗大ごみ		年 1 回（随時持ち込み）
	可燃物		指定袋で指定場所に出す
	資源化物	生ごみ	指定場所の生ごみ専用タルに移す
		剪定枝	予約制により本町による収集
		紙類・布類	紙類はヒモで十字にくくって、布類は透明な袋に入れて、びん類収集場所に出す
		廃食用油（天ぷら油）	指定場所にある町指定容器（ポリ容器）に移す
		かん類	指定袋、または指定札をつけて指定場所に出す
		びん類	収集場所に置かれているコンテナ（プラスチックの箱）へ 5 種類に分別して入れる
		危険物	収集場所に置かれている 2 種類のコンテナ（プラスチックの箱）へ分別して入れる
		ペットボトル	指定場所に出す
		白色トレイ	指定場所に出す
収集方法	プラスチック製容器包装		集積場所にセットしている回収袋に移す
	粗大ごみ		指定札をつけて指定場所に出す
	可燃物		本町による収集
	資源化物	生ごみ	本町（委託）による収集
		剪定枝	本町による収集
		紙類・布類	本町（委託）による収集
		廃食用油（天ぷら油）	本町（委託）による収集
		かん類	本町による収集
		びん類	本町による収集
		ペットボトル	本町による収集
		白色トレイ	本町による収集
		プラスチック製容器包装	本町（委託）による収集
	粗大ごみ		本町（委託）による収集

(4) 福祉向上のための収集サービス（ふれあい収集）

高齢者や身体障がい者等は、今後、高齢化の進行等により増加が予想されるため、こうした住民への収集サービスについて検討が必要である。

本町の収集方式であるステーション方式は、決められた場所にごみを自ら出す必要があるため、山間部などごみステーションが遠い場合、高齢者や介護が必要な住民、障がいのある住民にとっては負担が大きい方式である。こうした住民を対象に、収集サービスの向上を図るため、認定制度による戸別収集が行われている。

本町においても、収集サービスの向上と効率的な収集運搬を図るため、新処理体制のスタートにあわせた導入について検討する。

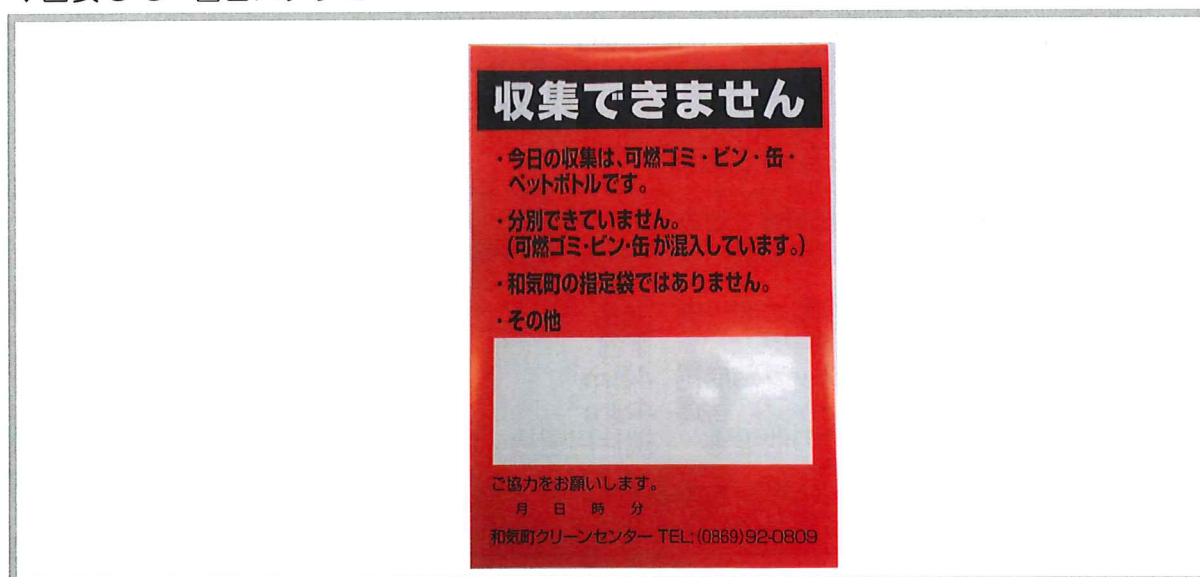


(5) ごみ出しルールの徹底

分別の徹底を図るため、ステーションに排出された家庭ごみに異物が混入しているものや指定袋に入れていないなど、ごみ出しルールが守られていないごみはステーションに残置するなどにより適正な分別排出を促している。今後、新処理体制となった場合、生ごみに他のごみが混入すると、再生利用が困難となる場合も想定される。

よって、排出者への分別徹底を協力的に推し進めるため、指導員制度や組合にて行っていた「警告ステッカー」の貼付等の施策について継続し、分別啓発を実施していく。

◆図表 8-8 警告ステッカー



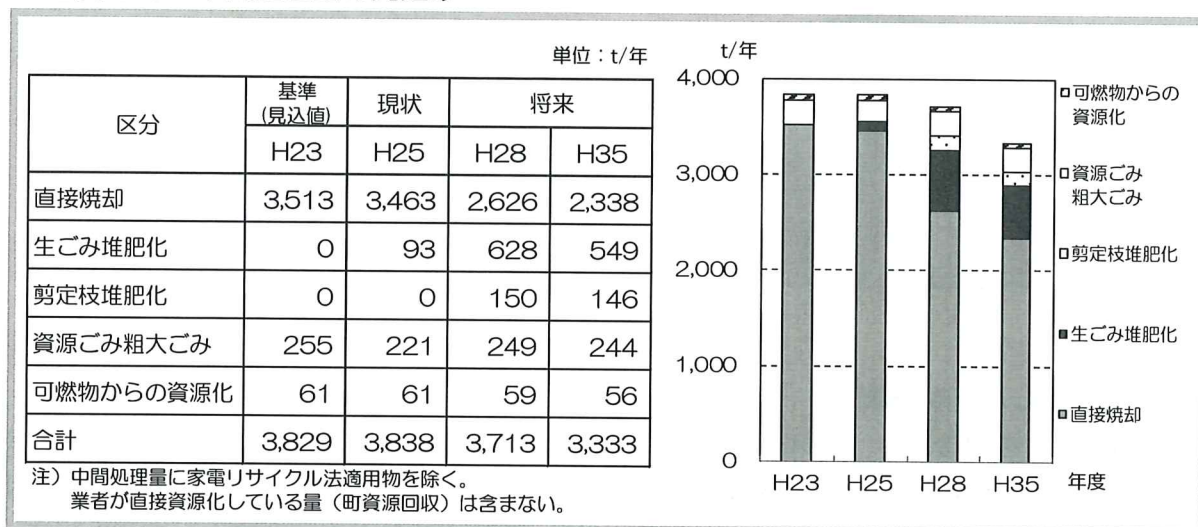
3. 中間処理計画

- ・平成26年度以降は本町が単独でごみ処理を行う。
- ・新たなごみ処理システムを構築し、資源化の推進及び最終処分量の抑制を図る。

①中間処理量

本町から排出されるごみについて、平成26年度以降は、本町にて処理を行っている。中間処理量は、平成35年度に3,333tと見込む。

◆図表 8-9 中間処理量の見込み



②中間処理に関する施策

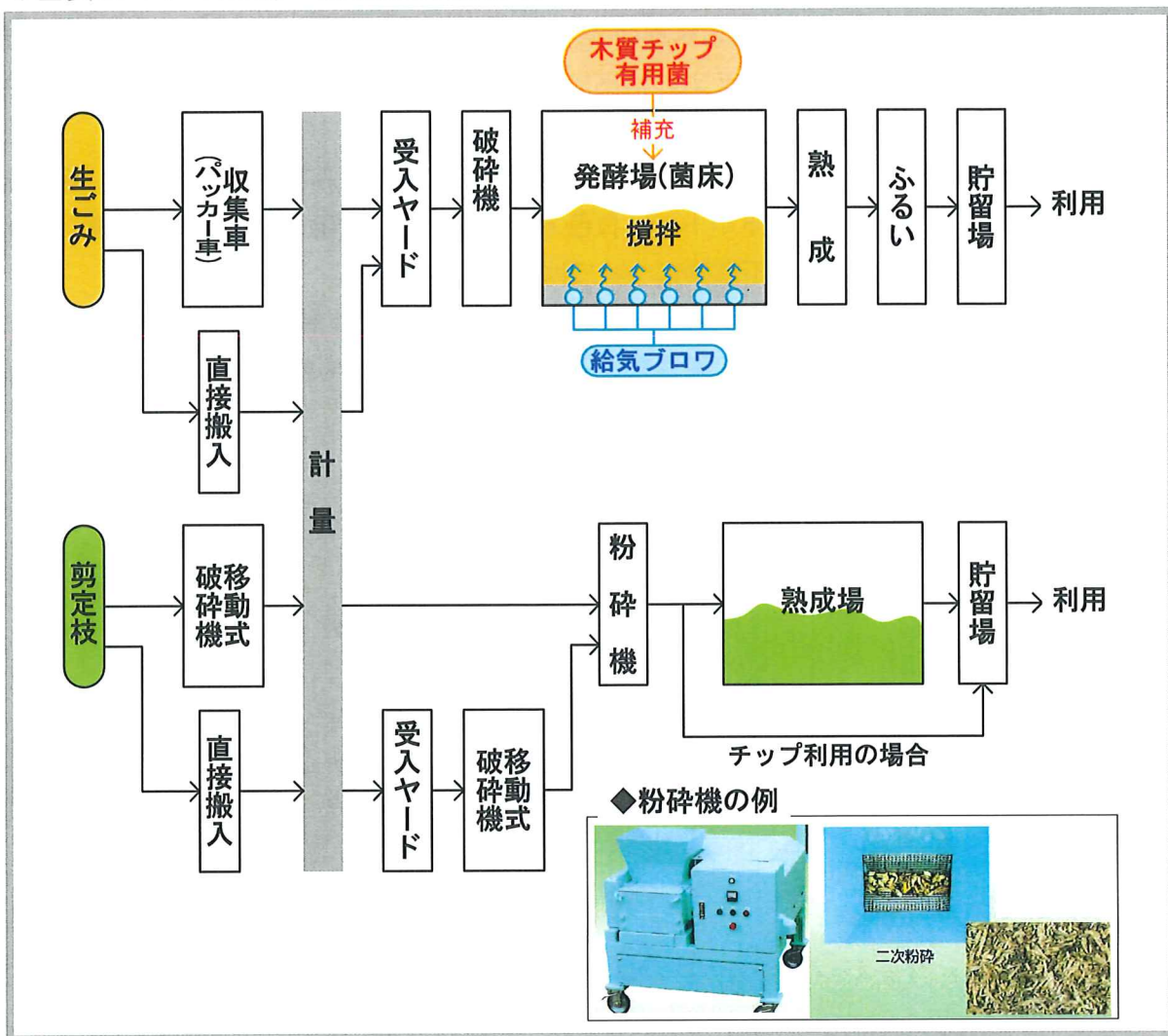
(1) 生ごみ・剪定枝堆肥化施設整備 (重点施策1)

生ごみ、剪定枝の堆肥化施設は、有用菌を活用した処理とし、建設コスト、維持管理コストの削減を図る。(詳細は「第5節 目標達成に向けた取り組み」の項を参照)

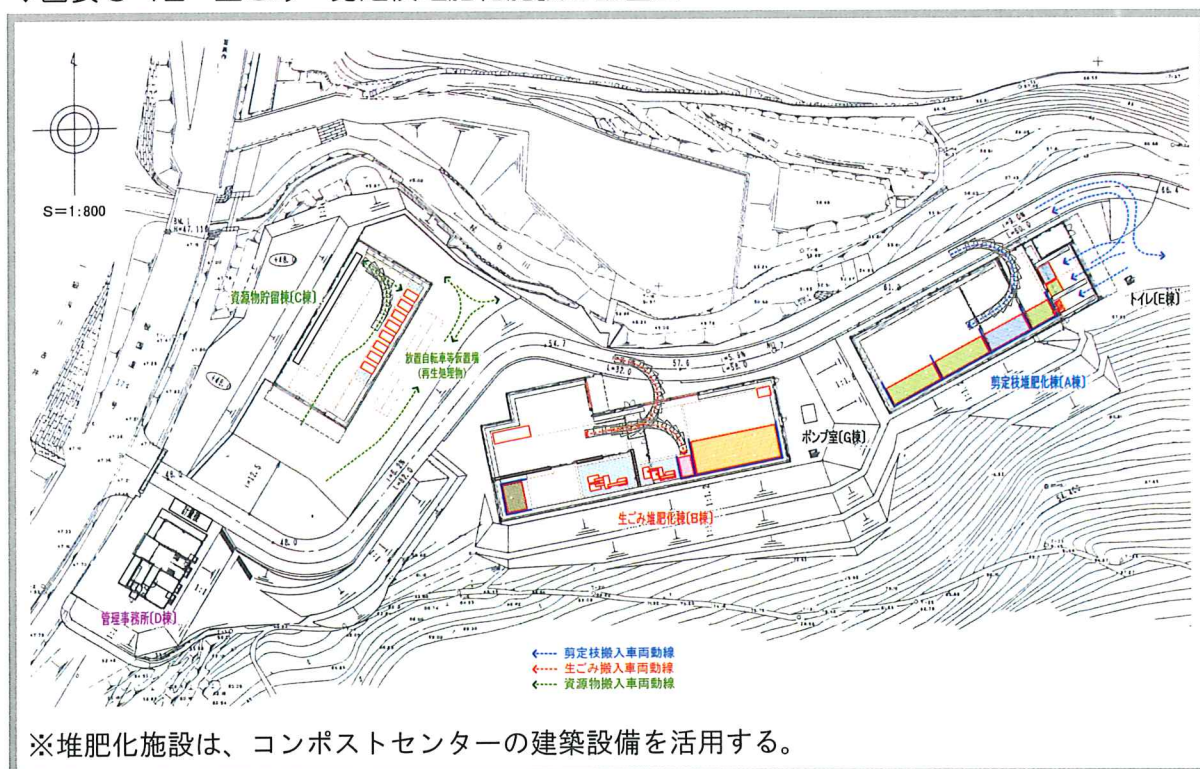
◆図表 8-10 生ごみ資源化センターの整備概要

整備場所		「和気・赤磐共同コンポストセンター」跡地での事業実施
生ごみ 堆肥化施設	処理能力	2.5 t / 日程度
	主要設備	破砕機(破袋機)、発酵場(150m ² 程度)、給気ブロー 選別装置、保管倉庫、攪拌用重機等
剪定枝 堆肥化施設	主要設備	移動式破砕機 1台 粉砕機 1台 チップ熟成場 48m ² チップ貯留場 48m ² その他設備 攪拌用重機 他
	生産物販売	町内農業生産者あるいは家庭菜園を有する住民に無料配布 公園等のマルチ材として利用、生ごみ堆肥化の母材として利用

◆図表 8-11 生ごみ・剪定枝の処理フロー



◆図表 8-12 生ごみ・剪定枝堆肥化施設の配置図



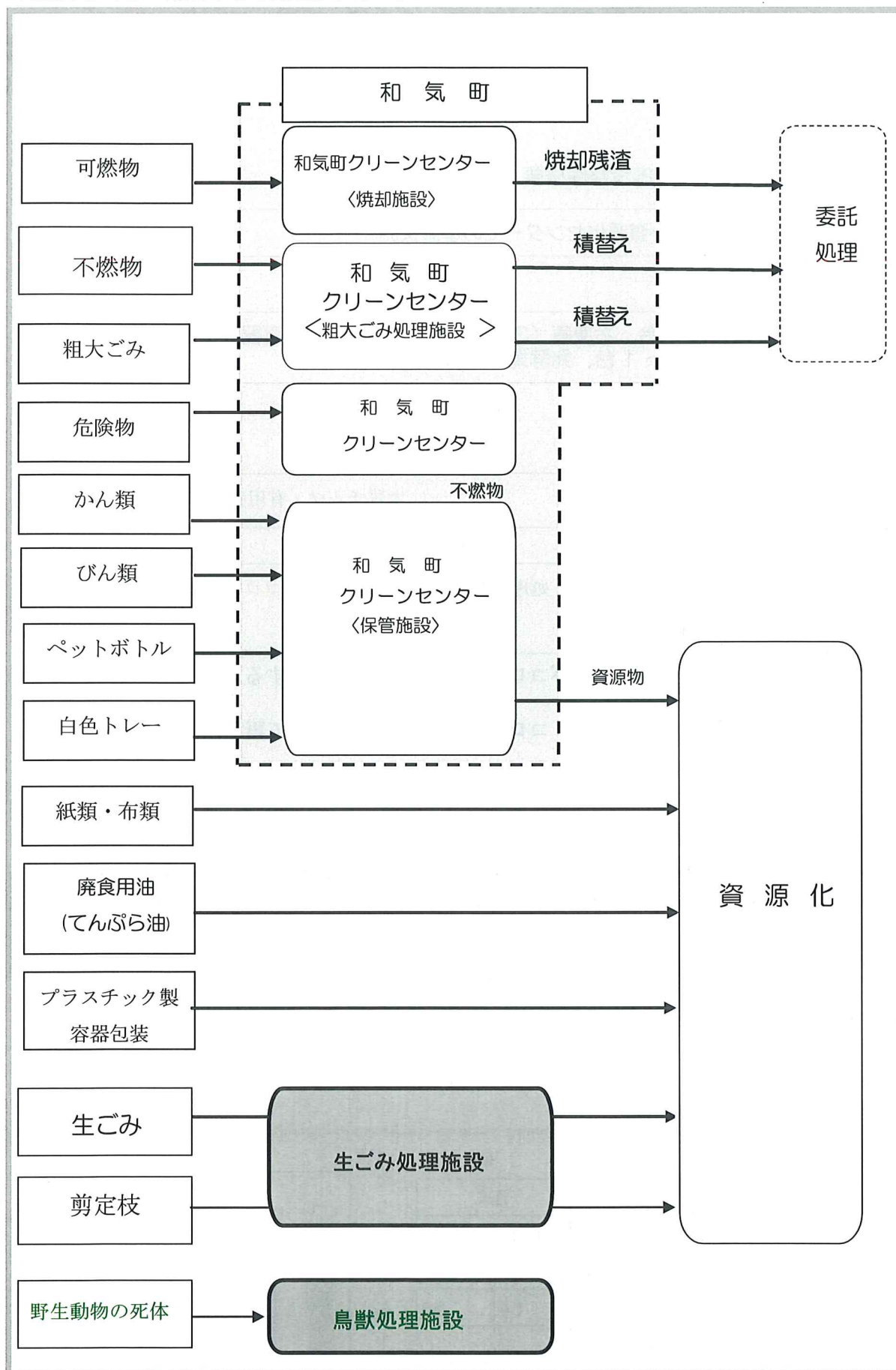
(2) 新ごみ処理システムの構築（重点施策 2）

平成 26 年度以降、本町単独による処理体制となった。今後は、生ごみや剪定枝といった新たなごみ分別に対応した処理システムの構築にあわせ、現有施設の活用等による新処理システムを構築する。

本町が目指す処理システムは、焼却施設では、収集した可燃ごみを焼却処理する。保管施設では、かん類、びん類、ペットボトル、白色トレイ等を一時貯留し、業者に引き渡して再生する。焼却残渣と粗大ごみ、不燃物については、委託処分する。

なお、活用できる民間処理システムが本町内あるいは近傍である場合は、紙類等のように、収集区域から直接搬入することで収集運搬の効率化も図っていくものとする。

◆図表 8-13 将来のごみ処理システム



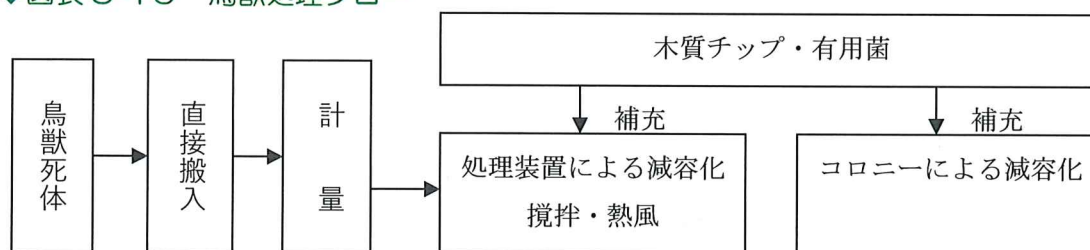
(3) 鳥獣処理施設整備（重点施策5）

鳥獣処理施設は、処理装置等による有用菌を活用した処理とし、猟友会による捕獲及び道路上の死骸を対象として処理する。なお、鳥獣処理施設は、生ごみ資源化センターの建築設備を活用する。

◆図表 8-14 鳥獣処理施設整備概要

整備場所	和気町生ごみ資源化センターでの事業実施
処理能力	4 頭/日
主要設備	処理装置 1 台、冷凍庫（3.6m×1.8m）1 台、脱臭器 1 台、電動ホイスト 1 台、発酵場（既設使用）

◆図表 8-15 鳥獣処理フロー



※処理については、処理装置及びコロニー処理の併用処理とする。

※処理装置内の残渣については、コロニー、減容処理用として再活用する。

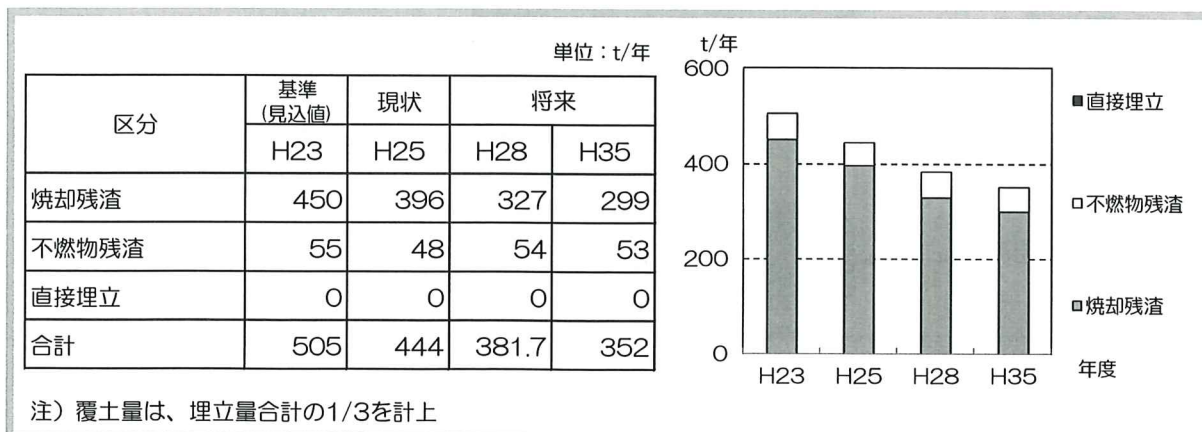
4. 最終処分計画

- ・焼却残渣や不燃物残渣については、平成 26 年度以降も民間業者に委託処分を行う。
- ・業者において適正に処分が行えるよう、最終処分物の適正化を図っていく。

①最終処分量

本町から排出されるごみの最終処分量は、平成 35 年度に 352t と見込む。

◆図表 8-16 最終処分量の見込み



②最終処分に関する施策

(1) 適正処分の確保

将来、本町から排出されるごみの最終処分は、主に焼却残渣であるが、最終処分場は埋立終了しており、委託処分する計画である。本町における最終処分については、民間への委託処分を基本とする。

(2) 最終処分場の適正管理と閉鎖・跡地利用

和気町が管理運営する最終処分場は埋立終了後、廃棄物処理法に基づく手続きにより廃止することとなる。

◆図表 8-17 和気町の施設の概要（再掲）

施 設 名	和気町 クリーンセンター	
所 在 地	岡山県和気郡和気町益原 1512-3	
埋 立 面 積	5,700m ²	
埋 立 容 量	26,000m ³	
処 理 対 象 物	焼却処理後の残渣、破砕処理後の不燃物	
竣 工 年 月	平成 6 年 3 月	
浸出水処理施設	処 理 方 式	接触酸化＋凝集沈殿処理＋砂ろ過処理＋重金属処理
	処 理 能 力	45m ³ /日

◆図表 8-18 和気町が管理運営する施設



5. その他の計画

① 災害廃棄物対策

災害時に多量に発生する廃棄物は、各地で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められる。和気町地域防災計画に基づき地域内および周辺地域との連携体制を構築していくものとする。

② 不法投棄対策（環境美化）

近年の不法投棄増加による環境への悪影響は全国的な社会的問題であり、不法投棄場所のみではなく、その周辺地域の環境破壊が懸念される。そのため、不法投棄防止に関する取り組みは、各種啓発パンフレットの配布や防止看板を無料提供し、廃棄物を捨てにくい環境を創ることにより、不法投棄防止の普及啓発を図る。また、地元住民や県、警察等関係機関と連携してパトロールを実施していくものとする。

③ 在宅医療系廃棄物対策

一般家庭から排出されるごみの中には、患者自らが行う医療処置によって発生した注射針などの危険な在宅医療系廃棄物が含まれている可能性がある。ごみ処理工程において、注射針がごみ分別作業者に刺さる事故が報告されており、在宅医療系廃棄物による事故を防ぐためにも、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど、適正な処理を推進することが必要である。

具体的には、注射針など危険なものや感染性のあるものは医療機関を通じて専門業者による回収とし、その他のものは本町による処理とする。

第9節 その他

1. ごみ減量化推進体制

持続可能な循環型社会づくりに向けて施策を推進するためには、施策の効果が浸透しやすくなるような体制づくりが求められる。体制づくりの一例として、住民、事業者、行政が一堂を介してごみ問題などの施策について意見を交換できる場である協議会の設置などがある。本町においても、今後、協議会等の設置を検討する必要がある。

2. 事業者の協力

廃棄物の元となる製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、ごみ減量のため、自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進を行う。また、適正処理困難物等の処理施設整備について岡山県・国等の関係各機関への要請を行っていく。

3. 廃棄物再生事業者の協力

本町管内から排出されるごみの減量・再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠である。そのために、岡山県下において登録されている廃棄物再生事業者等に対して、ごみ資源化への協力要請を行う。

4. 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物

特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物に関しては、製造メーカ及び専門業者等に引き渡すこととし、本町では取り扱わないものとする。

検 討 資 料

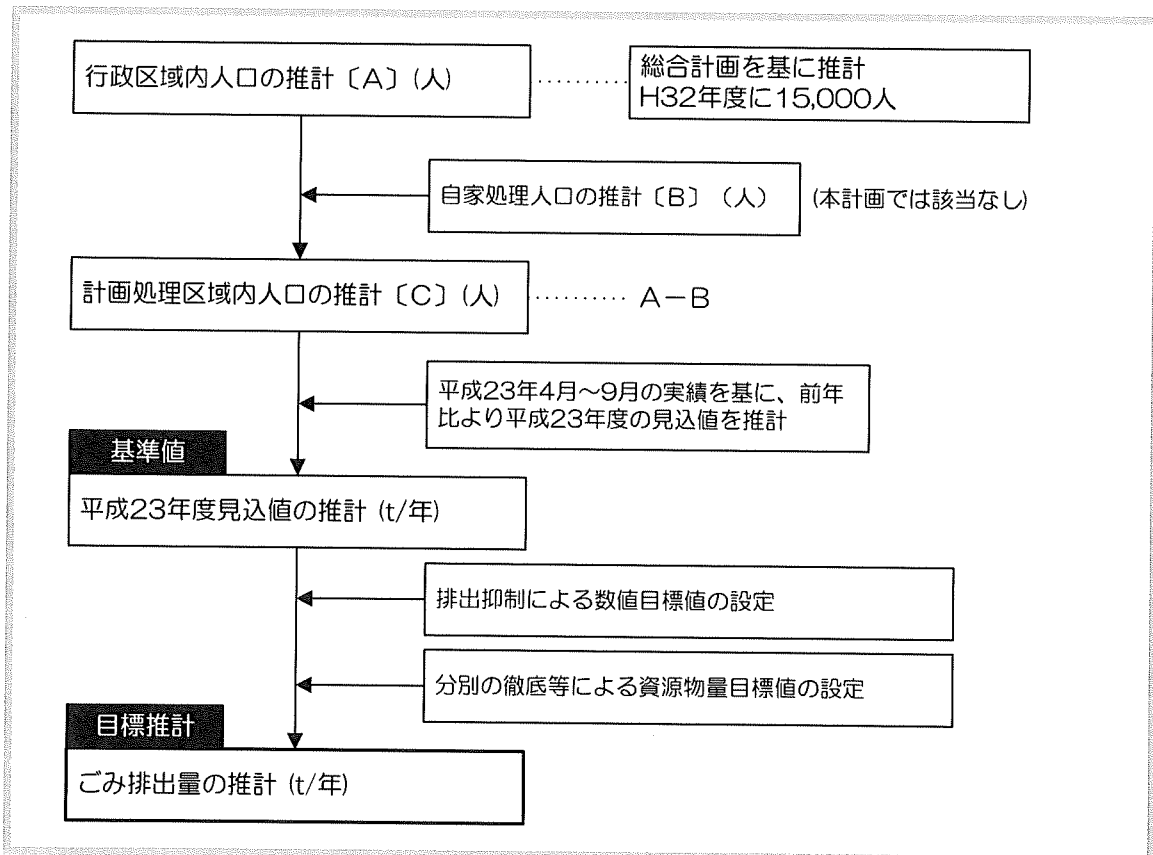
人口及びごみ排出量の将来推計

1. 将来見込みの算出手順

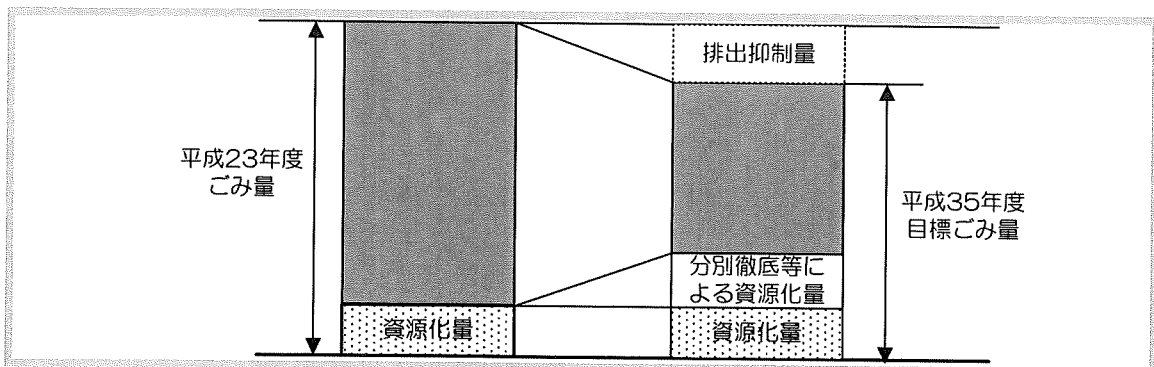
ごみ排出量等の将来推計は、検討図表-1 に示す手順で行った。

行政地域内人口の将来推計値は、平成 24 年度の一般廃棄物処理基本計画策定の際に、総合計画を基に設定した。ごみ排出量の将来見込みは、平成 23 年度見込値を基準として排出削減目標値と再資源化目標値を設定し、推計を行った。近年のごみ排出量は減少傾向であり、今後継続して減少すると見込まれる。本計画では、こうした減少傾向を踏まえ、ごみ削減目標を設定するため、ここでの推計は平成 23 年度見込値を基準とした。

◆検討図表-1 推計方法



◆検討図表-2 将来推計のイメージ



2. 人口及びごみ排出量の推計

①行政区域内人口

本計画における行政区域内人口の推計は、総合計画に示される将来人口に基づいて算出した。

◆検討図表-3 排出抑制目標の将来推計

年度	H23(見込値)	H26	H27	H28	H29	H30
和気町	15,623	15,277	15,254	15,231	15,208	15,138

年度	H31	H32	H33	H34	H35
和気町	15,069	15,000	14,931	14,862	14,793

注) 1. 総合計画は、H32 に 15000 人

2. H6～H31 の数値は、直接補間とし、H33 以降は同様に横伸ばしとした。

②平成23年度見込み値

ごみ排出量の将来推計を行うにあたり、平成 23 年度より本町全域で容器包装プラスチックの分別収集を開始した。そのため、直近のごみ排出状況を反映し、精度を向上させるため平成 23 年の 4 月～9 月までの実績を用い、平成 23 年度見込を設定した。具体的には、平成 23 年 4 月～9 月の前年度比を平成 22 年度の年間量に乗じて、平成 23 年度の年間量を算出した。

◆検討図表-4 平成 23 年度排出見込量の設定

			平成23年度			平成22年度	
			4月～9月		(見込値)	実績	
			実績	前年比		4月～9月	年間量
			t	%		t/年	t/年
収集	可燃物	可燃	1,080.5	95.4%	2,100	1,132.22	2,201.0
		ペットボトル	10.07	116.1%	18	8.67	15.1
		食品トレー	2.17	138.2%	4	1.57	2.9
	計		1,093	-	2,122	1,142.46	2219.0
	資源ごみ	びん	53.58	100.6%	97	53.28	96.9
		カン	16.81	101.3%	32	16.59	31.4
	収集粗大		3.41	73.0%	8	4.67	11.6
	小計		1,166.54	-	2,259	1,217.00	2358.8
直接搬入	可燃物		744.06	98.1%	1,452	758.79	1480.6
	資源ごみ	びん	19.16	93.2%	37	20.56	40.1
		カン	4.33	83.0%	9	5.22	10.8
	粗大		34.628	97.9%	72	35.38	73.8
	小計		802	-	1,570	820	1,605
合計			1,969	-	3,829	2,037	3,964

3. 目標値等の設定

①排出抑制目標値

排出削減量は、過去の減少傾向を踏まえ、ごみ組成調査結果等を前提に設定した。排出削減量は、手付かず食品・食べ残し等のごみを対象に協力度等を勘案し、収集可燃物 30.5g/人日、直接搬入可燃物 145t/年とした。なお、各年の削減量は、平成 35 年度までに段階的に削減されるよう直線補間により設定した。削減対象以外のごみは平成 23 年度の横ばいとした。

◆検討図表-5 排出抑制目標の設定

ごみの種類	削減対象	対象品目の排出量	協力度	削減量
収集可燃物 (368.3g/人日)	手付かず食品 ・食べ残し	50.8g/人日 (13.8%)	60%	-30.5g/人日
直接搬入可燃物	全品目	1,452t (100%)	10%	-145t/年

②分別徹底による再資源化

分別の徹底による再資源の目標量は、ごみ組成調査結果等を前提に設定した。再資源化量は、可燃物に含まれる容器包装プラスチック類、古紙等を対象に、協力度を設定した。なお、各年の資源化量は平成 35 年度までに段階的に達成されるように直線補間により設定した。

◆検討図表-6 再資源化目標の設定

ごみの種類	削減対象	排出量 (混入率)	協力度	資源化量
収集可燃物 (368.3g)	容器包装プラスチック類 (ペットボトル・食品トレ除く)	53.4g (14.5%)	10%	5.3g/人日
	古紙 (新聞・雑誌・広告、紙パック、段ボール)	20.6g (5.6%)	30%	6.2g/人日
	ざつ紙等 (その他容器包装紙、コピー用紙 等)	36.1g (9.8%)	50%	18.1g/人日

③生ごみ処理量の見込み

本町で排出される可燃物中の生ごみ量は、収集可燃物の組成調査（平成 22、23 年度実施）、直接搬入可燃物に対する事業者アンケート調査（平成 22 年度実施）により設定した。

また、収集可燃物に含まれる生ごみの量は、生ごみの割合 40.1%に、排出削減目標を段階的に設定し算出した。分別収集の協力度は、協力世帯 80%、さらに、分別徹底度 80%として概ね 65%として設定した。直接搬入可燃物に含まれる生ごみ割合 13.2%のうち 80%が事業系可燃物より分別されるものとした。（「和気町生ごみ処理事業計画書」による）処理する生ごみ量は、平成 35 年度において 549 t と見込む。

生ごみ処理量＝家庭系生ごみ量×分別協力度（65％）＋事業系生ごみ量×分別協力度（80％）
 例）平成 35 年度生ごみ処理量＝633t×65％＋173t×80％＝549t

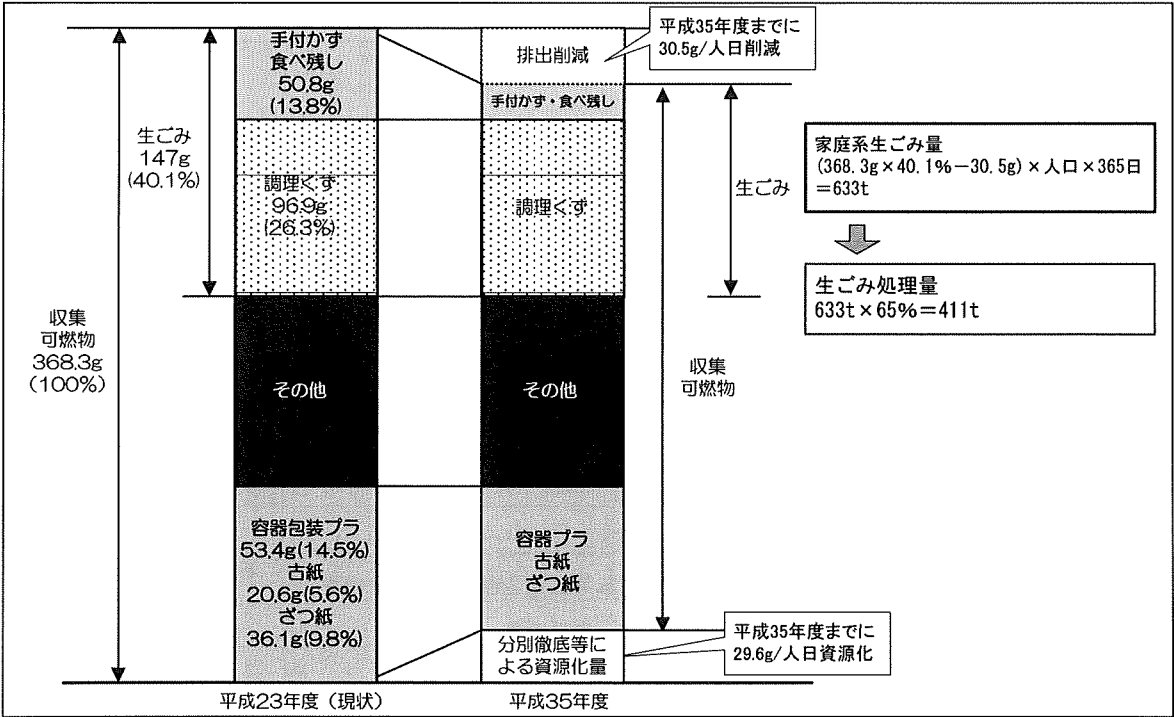
家庭系生ごみ量

収集可燃物原単位×生ごみ割合（40.1％）－手付かず・食べ残し排出削減量×人口×365 日
 例）平成 35 年度：（368.3g×40.1％－30.5g）×14,793 人×365 日＝633t

事業系生ごみ量

直接搬入可燃物×13.2％
 例）平成 35 年度：1,031t×13.2％＝173t

◆検討図表-7 目標達成後の収集可燃物のイメージ



④剪定枝の排出量の見込み

剪定枝を収集あるいは直接搬入させて処理している先進地の処理実績は、検討図表-8 のとおりである。
 これに示すように、1 人 1 日平均排出量は、3～27g と 10 倍程度の開きがある。本町が想定する移動処理車での処理や直接持ち込み分の処理と同様な処理を行っている岡山県赤磐市の事例（1 人 1 日平均排出量 27g）を参考に本町での処理量を予測するものとした。

◆検討図表-8 排出抑制目標の設定

自治体別	対象人口	年間処理実績	一人一日量平均排出量
岡山県瀬戸内市	26,118 人	約 38 t / 年	4g / 人日
岡山県赤磐市	25,409 人	251.1 t / 年	27g / 人日
神奈川県南足柄市	44,000 人	181 t / 年	11g / 人日
東京都 青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町	285,998 人	291 t / 年	3g / 人日
神奈川県開成町	16,222 人	100.3 t / 年	17g / 人日
北海道札幌市	1,922,824 人	5,349 t / 年	8g / 人日

4. ごみ処理内訳

本計画における処理内訳は、実績等により設定した。

◆検討図表-9 処理内訳の設定

収集可燃物+ 白色トレイ・ペット ボトル…A	白色トレイ・ペットボトル		H23 見込値の原単位×人口×365 日	推計値
		資源化	61.1%	H22 年度実績
		可燃物	38.9%	H22 年度実績
	収集可燃物		A－白色トレイ・ペットボトル	推計値
		生ごみ	平成 23 年度見込値－生ごみ削減量	
		その他	可燃物－生ごみ量	差し引き
直接搬入可燃物	生ごみ		13.2%	可燃ごみ組成調査結果
	古紙		3.3%	H22 年度実績値
	剪定枝		27g×人口×365 日×1/3	他事例による
	焼却処理		直接搬入可燃物－生ごみ－古紙－剪定枝	差し引き
資源ごみ・粗大ごみ	資源物		50.3%	H22 年度処理内訳
	焼却処理		27.9%	H22 年度処理内訳
	不燃残渣		21.8%	H22 年度処理内訳

◆検討図表-10 処理内訳の推計結果

項目	年度	22	23	24	25	推計年度										
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	23(仮定値)	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
計画調査区域人口																
A 収買可能地・白土・ハット・ポトル																
内訳	白色土・ハット・ポトル	15,692	15,542	15,419	15,214	15,623	15,277	15,254	15,231	15,208	15,138	15,069	15,000	14,931	14,862	14,793
	収買可能地	2,219	2,126	2,019	1,946	2,122	1,935	1,923	1,910	1,898	1,862	1,827	1,790	1,755	1,719	1,685
	年間ごみ量	387.4	374.8	358.7	350.4	372.1	347.1	345.4	343.6	341.9	337.0	332.1	326.9	322.0	316.9	312.0
	年度ごみ量	18	23	25	23	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21
	年度ごみ量	3.1	4.1	4.4	4.1	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
生ごみ	年間ごみ量	2,201	2,103	1,994	1,923	2,100	1,913	1,901	1,888	1,876	1,840	1,806	1,769	1,734	1,698	1,664
	年度ごみ量	384.3	370.7	354.3	346.3	368.3	343.1	341.4	339.7	338.0	333.0	328.4	323.1	318.2	313.0	308.2
	年度ごみ量	0	84.3	80.0	77.1	84.2	75.3	74.7	74.1	73.5	71.8	70.1	68.3	66.7	64.9	63.3
	年度ごみ量	0	14.8	14.2	13.9	14.7	13.6	13.4	13.3	13.2	12.9	12.7	12.4	12.3	11.9	11.7
	年度ごみ量	1,260	1,194	1,152	1,152	1,258	1,160	1,154	1,141	1,122	1,105	1,086	1,067	1,049	1,031	1,013
その他	年間ごみ量	222.1	212.2	207.5	207.5	220.5	208.2	207.3	206.5	205.6	203.2	200.8	198.2	195.8	193.3	190.9
	年度ごみ量	128	129	122	120	129	128	127	125	124	124	124	124	124	124	124
	年度ごみ量	223	227	217	216	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226
	年度ごみ量	12	12	13	10	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	年度ごみ量	2.1	2.1	2.3	1.8	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
B 収買可能地																
C 収買可能地																
D 直接購入可能地																
内訳	生ごみ	1481	1475	1487	1496	1452	1392	1388	1384	1380	1367	1355	1343	1331	1319	1307
	占域類	195	195	196	197	192	184	183	183	182	180	179	177	176	174	173
	年度ごみ量	49	49	49	49	48	46	46	46	46	45	45	44	44	44	43
	年度ごみ量	52	46	46	45	51	50	50	50	50	50	49	49	49	49	49
	年度ごみ量	1,185	1,185	1,196	1,205	1,161	1,112	1,108	1,105	1,102	1,092	1,081	1,073	1,062	1,052	1,042
E 直接購入可能地・粗大ごみ																
F 排出量																
G 年間回収・再資源回収																
H 排出量																
I 排出量																
J 排出量																
K 排出量																
L 排出量																
M 排出量																
N 排出量																
O 排出量																
P 排出量																
Q 排出量																
リサイクル率																

◆検討図表-1 目標達成時のごみ排出量の推計

項目	年度				推計基準												
	22	23	24	25	23(現年度)	推計											
計画処理区域の人口																	
可燃物	年間ごみ量	[t/年度]	15,692	15,542	15,419	15,214	15,623	15,277	15,254	15,231	15,208	15,138	15,069	15,000	14,931	14,862	14,793
	原単位	[g/人・日]	2,201	2,103	1,994	1,830	2,100	1,424	1,415	1,407	1,398	1,373	1,350	1,325	1,300	1,276	1,253
	資源化生ごみ	[t/年度]	3,843	3,707	3,543	3,295	3,683	2,554	2,542	2,531	2,519	2,485	2,454	2,420	2,385	2,352	2,321
	原単位	[t/年度]	0	0	0	93	0	489	485	482	478	467	456	444	434	422	411
白物・ブルー・ベトボトル	年間ごみ量	[t/年度]	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	87.7	87.2	86.6	86.1	84.5	82.9	81.1	79.6	77.8	76.1
	原単位	[t/年度]	18	23	25	23	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21
	年間ごみ量	[g/人・日]	3.1	4.1	4.4	4.1	3.9	3.9	3.9	4.0	4.0	4.0	3.8	3.8	3.9	3.9	3.9
	年間ごみ量	[t/年度]	128	129	122	120	129	128	127	125	124	124	124	124	124	124	120
収集資源ごみ	原単位	[g/人・日]	22.3	22.7	21.7	21.6	22.6	23.0	22.8	22.5	22.3	22.4	22.5	22.6	22.8	22.9	22.2
	年間ごみ量	[t/年度]	12	12	13	10	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	原単位	[g/人・日]	2.1	2.1	2.3	1.8	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	年間ごみ量	[t/年度]	0	0	0	0	0	101	101	101	100	100	99	99	99	97	97
収集粗大ごみ	原単位	[g/人・日]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.1	18.1	18.0	18.0	17.9	18.0	18.1	18.0	17.9	18.0
	年間ごみ量	[t/年度]	1,380	1,380	1,392	1,402	1,353	1,149	1,145	1,141	1,138	1,128	1,117	1,108	1,097	1,087	1,077
	年間ごみ量	[t/年度]	0	0	0	0	0	147	147	146	146	144	143	142	141	139	138
	年間ごみ量	[t/年度]	49	49	49	49	48	46	46	46	46	46	45	45	44	44	43
直接廃棄	年間ごみ量	[t/年度]	52	46	46	45	51	50	50	50	50	50	50	49	49	49	49
	年間ごみ量	[t/年度]	124	112	101	91	118	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117
	年間ごみ量	[t/年度]	3,964	3,854	3,742	3,663	3,829	3,680	3,662	3,644	3,626	3,576	3,529	3,480	3,432	3,383	3,333
	年間ごみ量	[t/年度]	571	612	588	570	569	623	628	633	638	647	657	670	678	688	697
集団回収・地資源回収	年間ごみ量	[t/年度]	4,535	4,466	4,330	4,233	4,398	4,303	4,290	4,277	4,264	4,223	4,186	4,150	4,110	4,071	4,030
	年間ごみ量	[t/年度]	791.8	787.3	769.4	762.3	771.3	771.6	770.4	769.3	768.1	764.4	761.1	758.0	754.2	750.5	746.4
	原単位	[g/人・日]															
	原単位	[g/人・日]															
総排出量																	

注) 表示上は整数表示もしくは桁数調整しているため、端数の関係上足合わせずが含まない場合がある。

ごみ組成調査結果

排出ごみ中に含まれる生ごみの割合を把握するため、本町から排出される収集可燃物の性状を調査した。

1. 調査方法等

調 査 日：平成 22 年 11 月 26 日（冬季）

平成 23 年 9 月 9 日（夏季）

調査対象地区及び調査数量：

和気地域（福富、和気）10 袋程度

佐伯地域（佐伯、矢田部）5 袋程度

調査場所：和気北部衛生施設組合クリーンセンター

2. 冬季調査結果（重量割合）

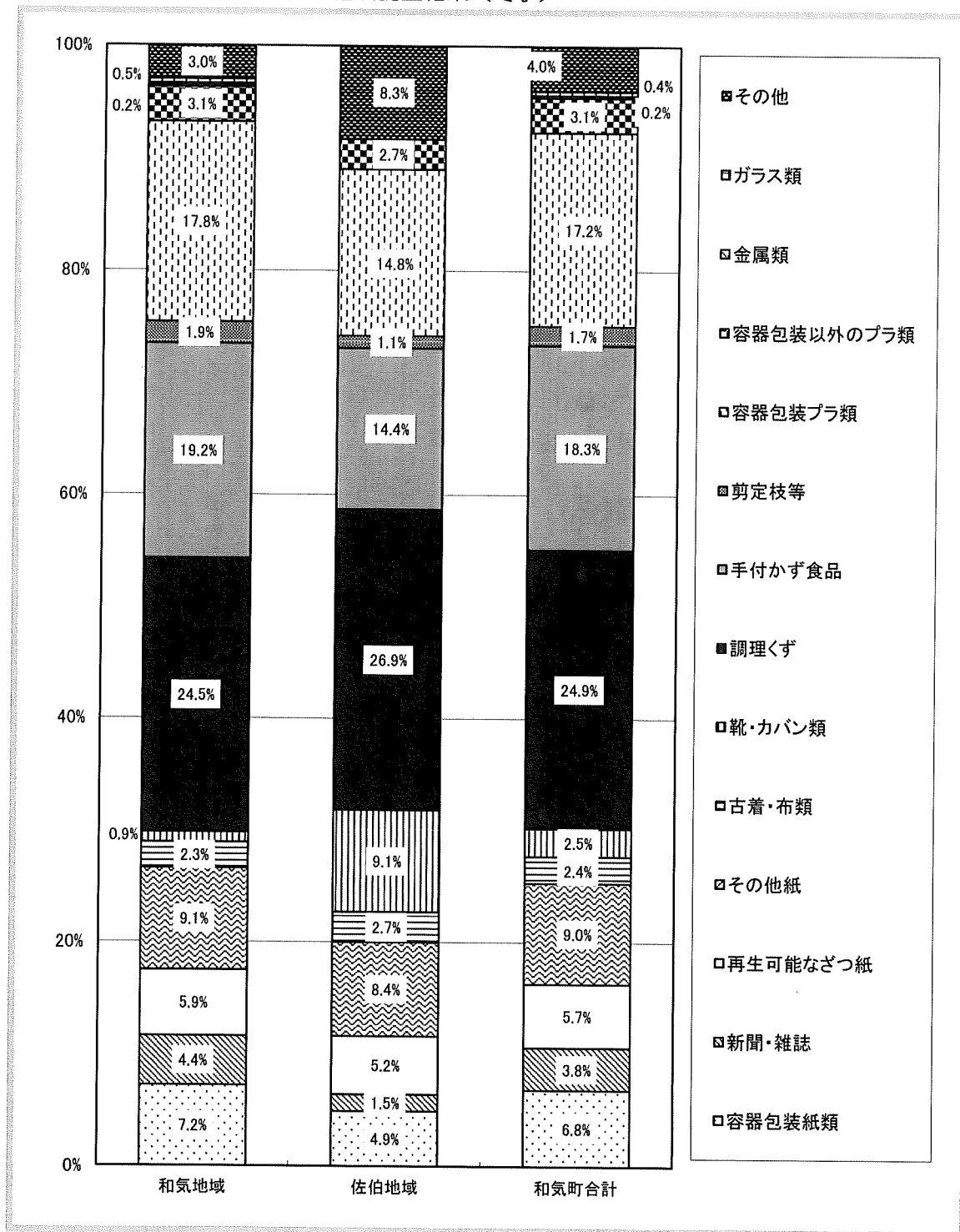
- ・和気地域、佐伯地域ともに生ごみが最も多く、40%以上を占めている。
- ・生ごみの割合は、和気地域が 43.7%、佐伯地域が 41.3%である。
- ・生ごみのうち、調理くずの割合は和気地域 24.5%、佐伯地域 26.9%、手付かず食品の割合は和気地域 19.2%、佐伯地域 14.4%である。
- ・生ごみ以外では、新聞・雑誌や容器包装紙等、資源化できる紙の割合が、和気地域 10.3%、佐伯地域 6.7%である。

◆検討図表-12(1) 可燃物の組成調査結果（冬季）

		和気地域	佐伯地域	和気町合計
紙類	容器包装類	7.2%	4.9%	6.8%
	新聞・雑誌	4.4%	1.5%	3.8%
	再生可能なざつ紙	5.9%	5.2%	5.7%
	その他	9.1%	8.4%	9.0%
布類	古着・布類	2.3%	2.7%	2.4%
皮革類	靴・カバン類	0.9%	9.1%	2.5%
生ごみ	調理くず	24.5%	26.9%	24.9%
	手付かず食品・食べ残し	19.2%	14.4%	18.3%
木・竹・わら類	剪定枝等	1.9%	1.1%	1.7%
プラスチック類	容器包装類	17.8%	14.8%	17.2%
	容器包装以外のプラスチック類	3.1%	2.7%	3.1%
不燃物	金属類	0.2%	0.0%	0.2%
	ガラス類	0.5%	0.0%	0.4%
その他	その他	3.0%	8.3%	4.0%
可燃物 合計		100.0%	100.0%	100.0%

※四捨五入しているため合計が一致しないところがある。

◆検討図表-12(2) 可燃物の組成調査結果（冬季）



3. 夏季調査結果（重量割合）

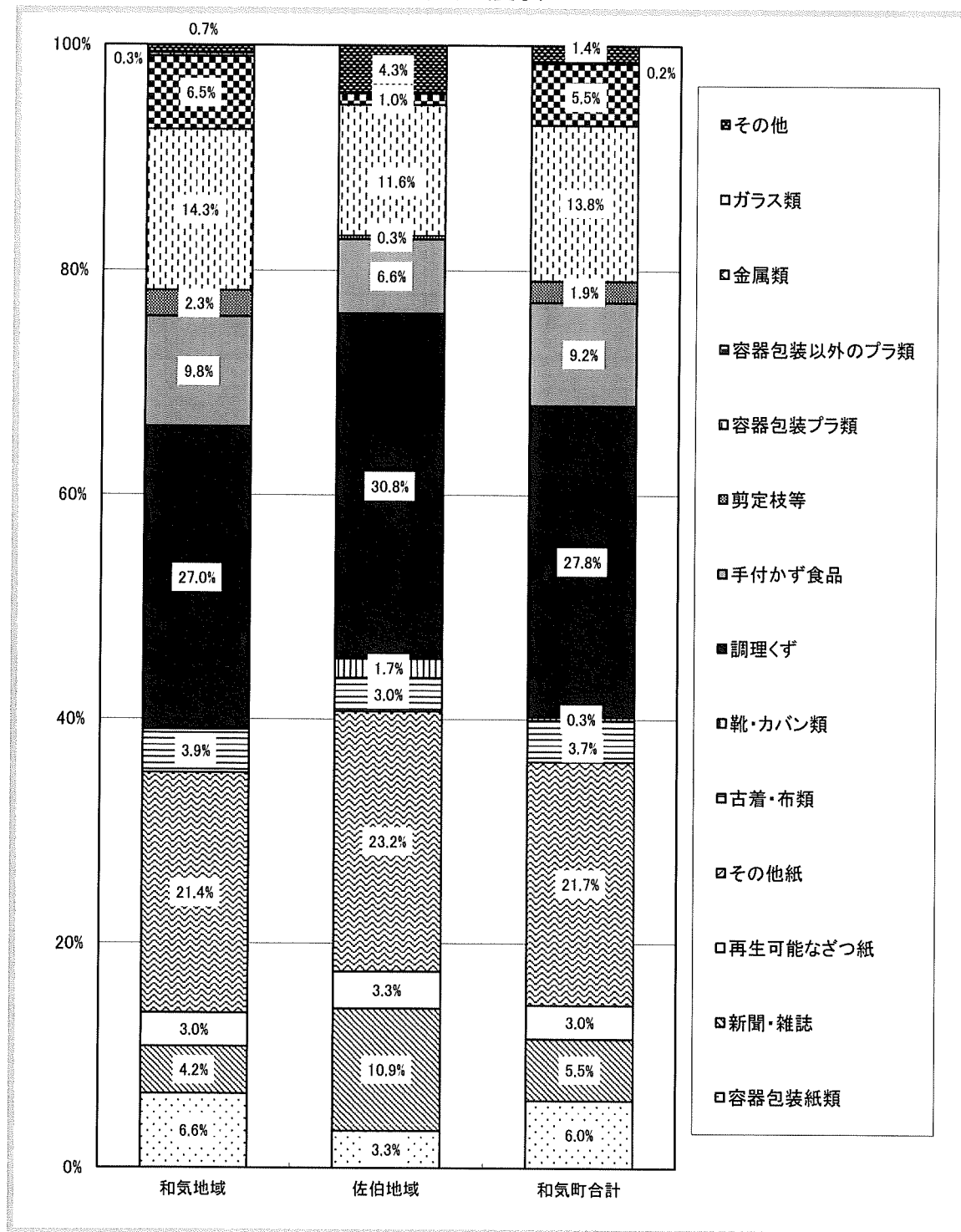
- ・ 和気地域では生ごみが最も多く 36.8%、次いで紙類が 35.2%である。
- ・ 佐伯地域では紙類が最も多く 40.7%、次いで、生ごみが 37.4%である。
- ・ 生ごみの割合は和気地域と佐伯地域で、同程度である。
- ・ 新聞・雑誌類、プラスチックは地域による差が生じている。

◆検討図表-13(1) 可燃物の組成調査結果（夏季）

		和気地域	佐伯地域	和気町合計
紙類	容器包装類	6.6%	3.3%	6.0%
	新聞・雑誌	4.2%	10.9%	5.5%
	再生可能なざつ紙	3.0%	3.3%	3.0%
	その他	21.4%	23.2%	21.7%
布類	古着・布類	3.9%	3.0%	3.7%
皮革類	靴・カバン類	0.0%	1.7%	0.3%
生ごみ	調理くず	27.0%	30.8%	27.8%
	手付かず食品・食べ残し	9.8%	6.6%	9.2%
木・竹・わら類	剪定枝等	2.3%	0.3%	1.9%
プラスチック類	容器包装類	14.3%	11.6%	13.8%
	容器包装以外のプラスチック類	6.5%	1.0%	5.5%
不燃物	金属類	0.3%	0.0%	0.2%
	ガラス類	0.0%	0.0%	0.0%
その他	その他	0.7%	4.3%	1.4%
可燃物 合計		100.0%	100.0%	100.0%

※四捨五入しているため合計が一致しないところがある。

◆検討図表-13(2) 可燃物の組成調査結果（夏季）



4. 調査結果（2季合計）

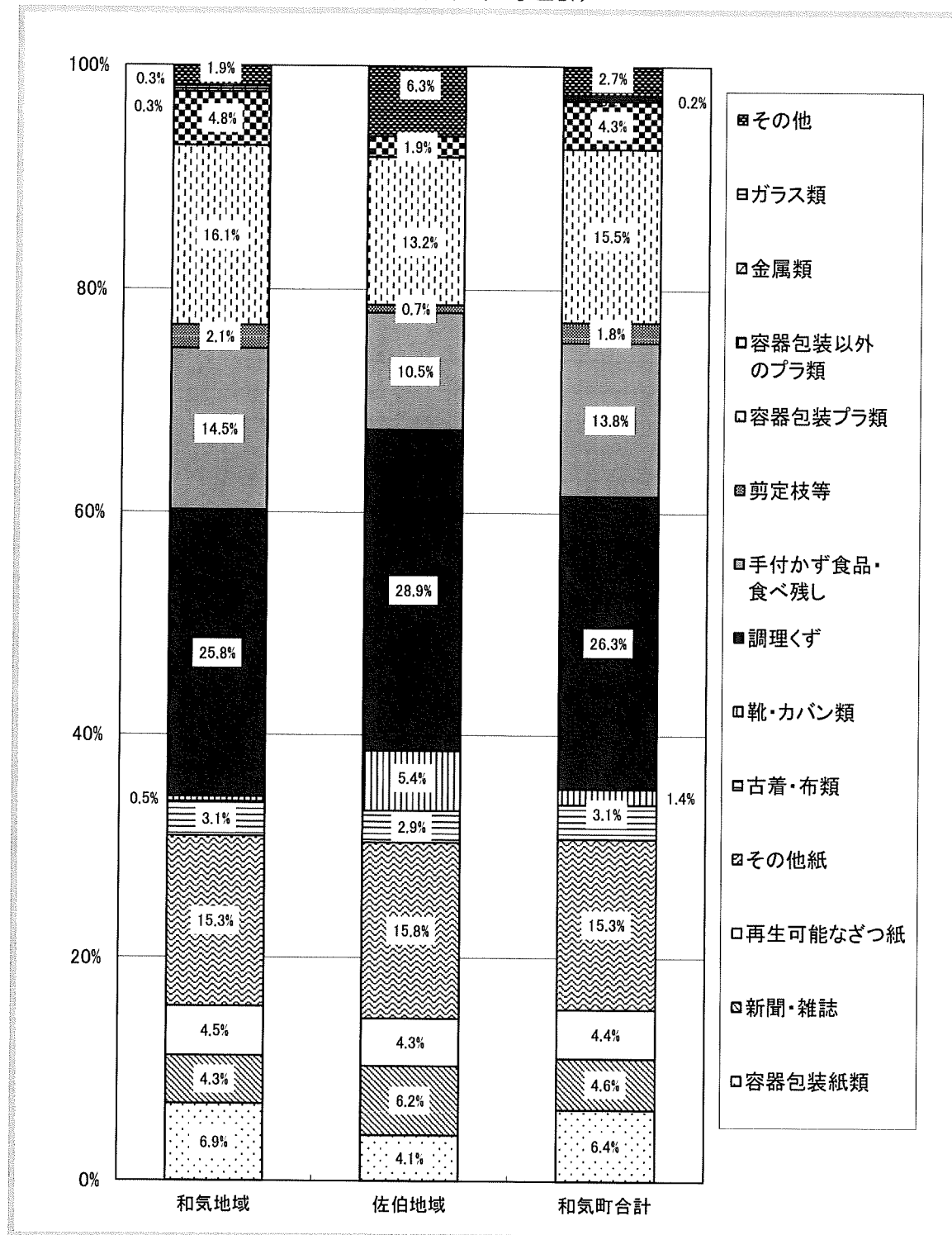
2季の調査結果の和気町合計の組成を推測した。2季調査結果の平均は、生ごみが最も多く40.1%、次いで、紙類が30.7%である。

◆検討図表-14(1) 可燃物の組成調査結果（2季合計）

		和気地域	佐伯地域	和気町合計
紙類	容器包装類	6.9%	4.1%	6.4%
	新聞・雑誌	4.3%	6.2%	4.6%
	再生可能なざつ紙	4.5%	4.3%	4.4%
	その他	15.3%	15.8%	15.3%
布類	古着・布類	3.1%	2.9%	3.1%
皮革類	靴・カバン類	0.5%	5.4%	1.4%
生ごみ	調理くず	25.8%	28.9%	26.3%
	手付かず食品・食べ残し	14.5%	10.5%	13.8%
木・竹・わら類	剪定枝等	2.1%	0.7%	1.8%
プラスチック類	容器包装類	16.1%	13.2%	15.5%
	容器包装以外のプラスチック類	4.8%	1.9%	4.3%
不燃物	金属類	0.3%	0.0%	0.2%
	ガラス類	0.3%	0.0%	0.2%
その他	その他	1.9%	6.3%	2.7%
可燃物 合計		100.0%	100.0%	100.0%

※四捨五入しているので合計が一致しないところがある。

◆添付図表-14(2) 可燃物の組成調査結果（2季合計）



5. 調査結果（詳細）

◆検討図表-15 調査結果

大分類	中分類	小分類	平成22年11月		平成23年9月		平均
			和気地域	佐伯地域	和気地域	佐伯地域	和気町合計
紙類	容器包装紙類	(空)牛乳パック・飲料用パック	0.5%	0.4%	0.7%	0.0%	0.6%
		(空)その他容器包装	5.8%	4.5%	5.6%	3.3%	5.4%
	容器包装以外の紙類	(空)段ボール	0.9%	0.0%	0.7%	0.0%	0.4%
		容器包装紙類 合計	7.2%	4.9%	6.8%	3.3%	6.4%
布類	容器包装以外の紙類	(他)新聞・雑誌・広告	4.4%	1.5%	3.8%	4.2%	5.5%
		(他)再生可能なざつ紙	5.9%	5.2%	5.7%	3.0%	4.4%
		(他)汚れた紙	6.8%	7.3%	6.9%	3.5%	5.3%
		(他)紙おむつ	2.3%	1.1%	2.1%	18.6%	10.0%
皮革類	布類	容器包装以外の紙類 合計	19.4%	15.1%	18.5%	37.4%	24.3%
		(他)古布・衣類	2.3%	2.7%	2.4%	3.0%	3.1%
		古布・衣類 合計	2.3%	2.7%	2.4%	3.0%	3.1%
		(他)靴、カバン類	0.9%	9.1%	2.5%	0.0%	1.4%
生ごみ	皮革類	古布・衣類 合計	0.9%	9.1%	2.5%	1.7%	0.3%
		(他)調理くず	24.5%	26.9%	24.9%	30.8%	26.3%
		(他)手付かず食品・食べ残し	19.2%	14.4%	18.3%	9.8%	13.8%
		生ごみ 合計	43.7%	41.3%	43.2%	36.3%	40.1%
木・竹・わら類	木・竹・わら類	(他)剪定枝、草、花など	1.9%	1.1%	1.7%	0.3%	1.8%
		剪定枝等 合計	1.9%	1.1%	1.7%	0.3%	1.8%
		(空)ペットボトル	0.9%	1.5%	1.0%	0.7%	0.8%
		(空)食品トレイ	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%
プラスチック類	容器包装紙類	(空)容器包装	16.7%	13.3%	16.0%	13.3%	14.5%
		容器包装プラスチック類 合計	17.8%	14.8%	17.2%	14.3%	15.5%
		(他)容器包装以外(ごみ袋)	1.2%	0.8%	1.2%	1.2%	1.2%
		(他)容器包装以外(その他)	1.9%	1.9%	1.9%	5.2%	4.3%
不燃物	容器包装以外の紙類	容器包装以外のプラスチック類 合計	3.1%	2.7%	3.1%	6.5%	5.5%
		(空)空き缶類	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%
		(他)鉄パイプなど、金属類全般	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%
		金属類 合計	0.2%	0.0%	0.2%	0.3%	0.2%
ガラス・陶磁器類	金属類	(空)ガラスビン	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		(他)ビン類以外のガラス類全般	0.5%	0.0%	0.4%	0.0%	0.2%
		ガラス類 合計	0.5%	0.0%	0.4%	0.0%	0.2%
		(他)その他	3.0%	8.3%	4.0%	0.7%	2.7%
その他	ガラス・陶磁器類	その他 合計	3.0%	8.3%	4.0%	0.7%	2.7%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

6. 調査写真

①冬季調査



【搬入状況】



【調査状況】



【和気地域】



【佐伯地域】



【調理くず】



【手付かず食品・食べ残し】



【容器包装紙類】



【新聞・雑誌】

その他紙類	【皮革類】
【木・竹・わら類】	【ペットボトル】
【容器包装プラスチック類】	【容器包装以外のプラスチック類】
【金属類】	【その他】

②夏季季調査



【和気地域】



【佐伯地域】



【調理くず】



【手付かず食品】



【容器包装紙類】



【新聞・雑誌】



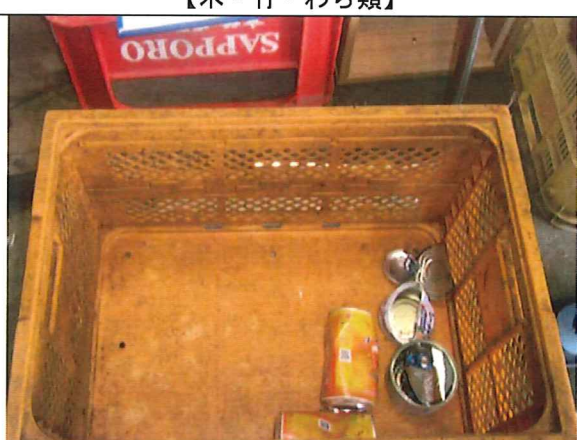
【その他紙類】



【木・竹・わら類】



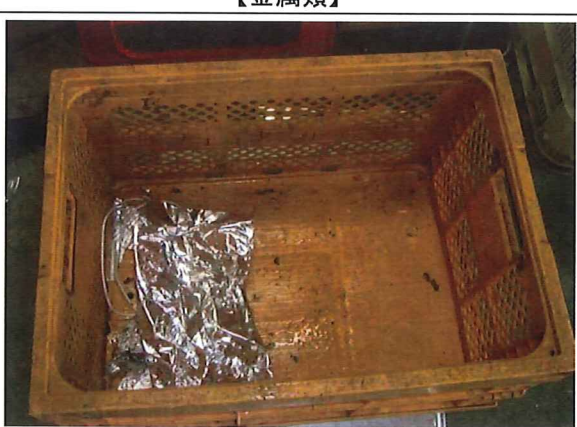
【ペットボトル】



【金属類】



【容器包装プラスチック類】



【容器包装以外のプラスチック類】

